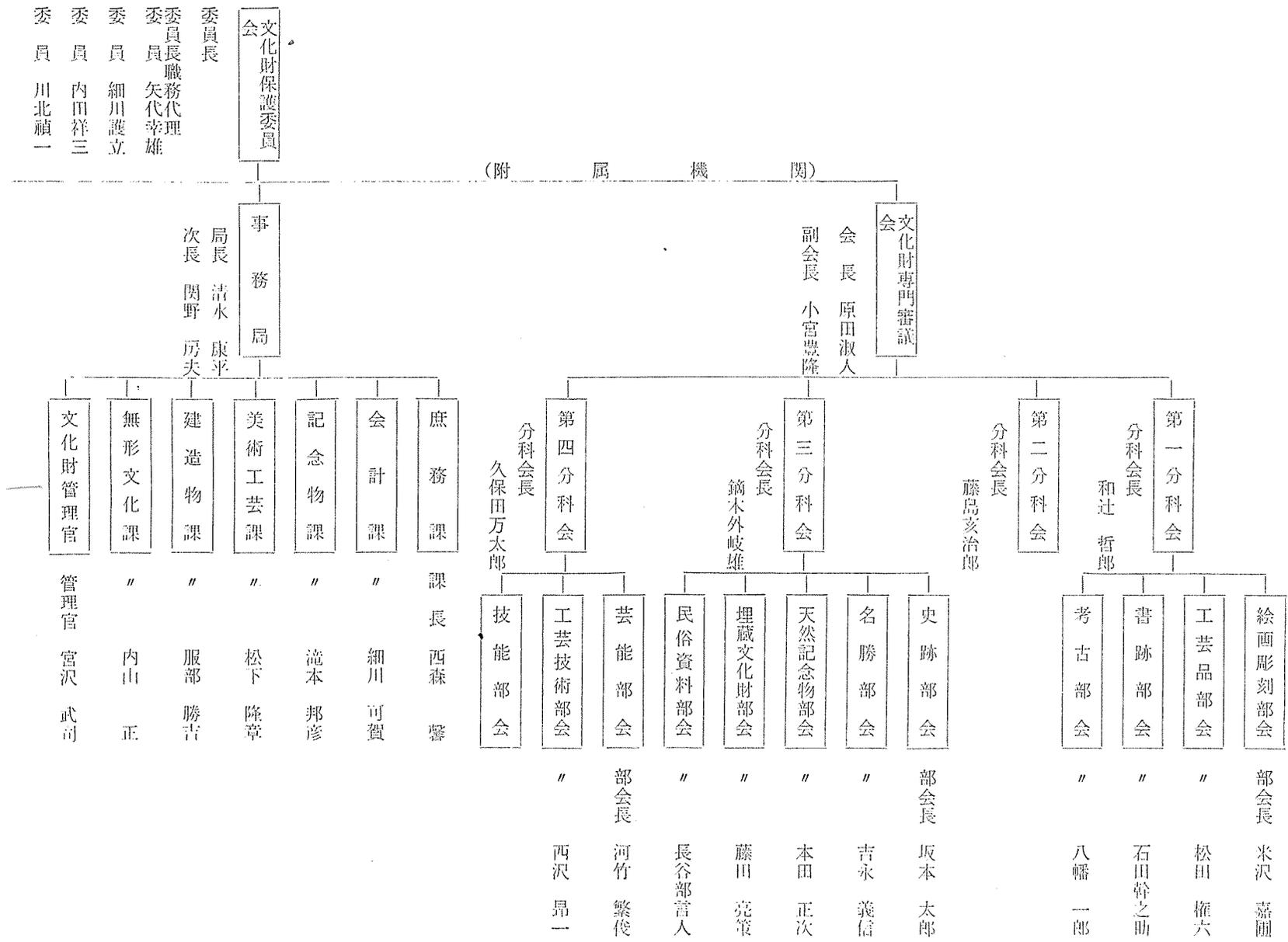


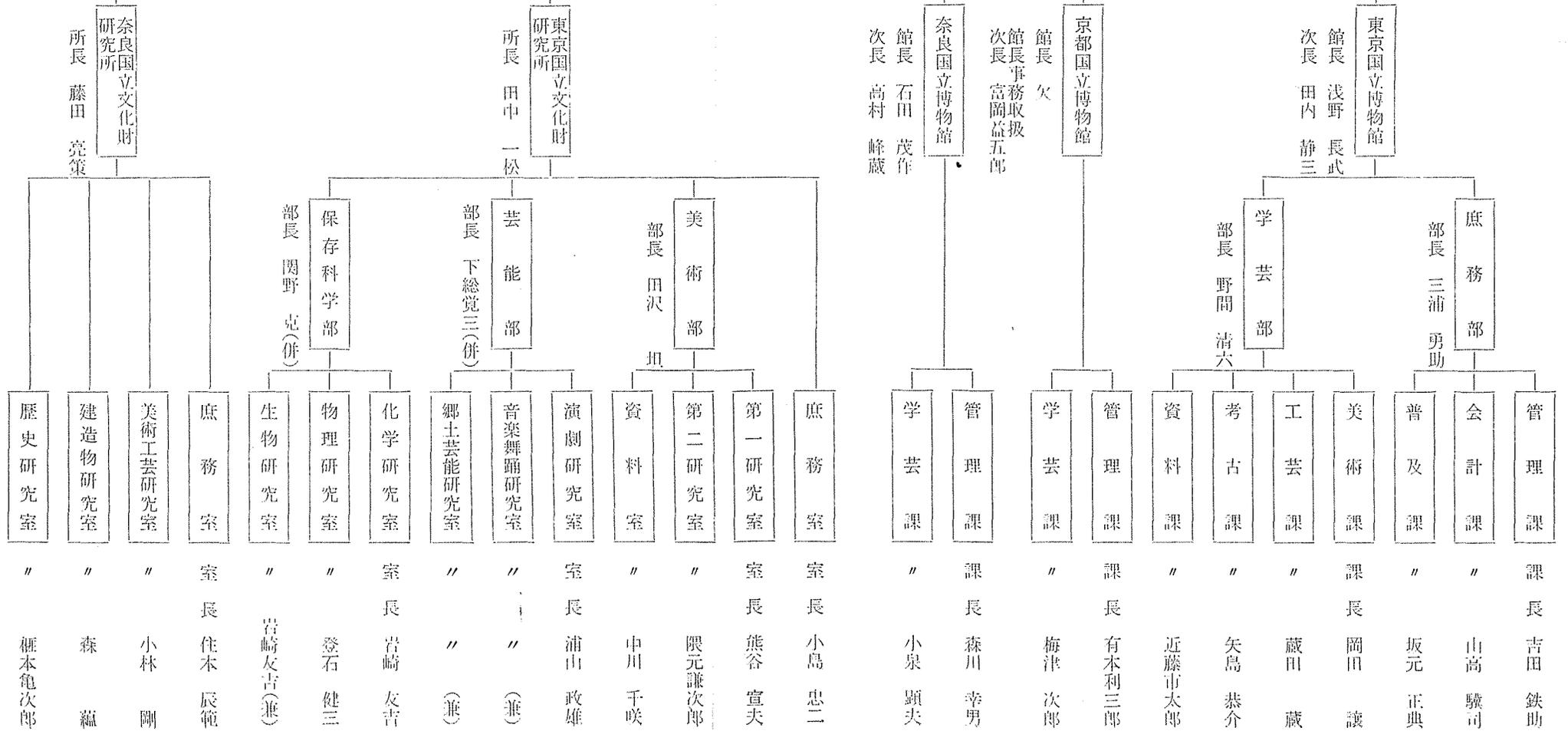
第三編 資料・統計等

一、文化財保護委員会機構図



(昭和三十五年十月一日現在)

(附 属 機 関)



二 關係 法令

(一) 古器舊物保存方

明治四年五月二十三日
太政官布告

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候處自然歴舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事

但品目並ニ所藏人名委詳記載シ其官廳ヨリ可差出事
(別紙)

一 祭器ノ部

神祭ニ用ル楯矛其他諸器物等

一 古玉寶石ノ部

曲玉 管玉 瑠璃 水晶等ノ類

一 石弩雷斧ノ部

石弩 雷斧 露靈磁 石劍 天狗ノ飯匙等

一 古鏡古鈴ノ部

古鏡 古鈴等

一 銅器ノ部

鼎 爵其他諸銅器類

一 古瓦ノ部

名物並名物ナラスト雖古キ品

一 武器ノ部

刀劍 弓矢 旌旗 甲冑 馬具 戈戟 大小 銃砲 彈

丸 戰鼓 唃囉等

一 古書畫ノ部

名物 肖像 掛軸 卷軸 手鑑等

一 古書經並古經文ノ部

瀛古ノ書籍圖書及古版古寫本其他戲作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニテ考古ニ屬スル者等

一 扁額ノ部

神社佛閣ノ扁額並諸名家書畫ノ類等

一 樂器ノ部

笛 笙 箏 簫 太鼓 鐘鼓 羯鼓 箏 和琴 琵琶

假面其他猿樂裝束並諸樂器歌舞ニ屬スル品

一 鐘鈺碑銘墨本ノ部

名物並名物ニアラスト雖モ古キ品

一 印章ノ部

古代ノ印章類

一 文房諸具ノ部

- 机案 硯 墨 筆架 硯屏ノ類
- 一農具ノ部
- 一古代ノ用品
- 一工匠器械ノ部
- 同
- 一車輿ノ部
- 車 輿 藍輿等
- 一屋内諸具ノ部
- 房室諸具 屏障類 燈燭類 鎖鑰類 庖厨諸具 飲食器 皿 煙具等
- 一布帛ノ類
- 古金襴並古代ノ布片等
- 一衣服裝飾ノ部
- 官服 常服 山民ノ服 婦女服飾 櫛簪ノ類 傘笠 雨衣 印籠 巾著 履屐ノ類
- 一皮革ノ部
- 各種ノ皮革並古染革ノ紋圖
- 一貨幣ノ部
- 古金銀古錢並古楮幣等
- 一諸金製造器ノ部
- 銅 黃銅 赤銅 青銅 紫金 鎮 錫等ヲ以テ製造セル諸器物
- 一陶磁器ノ部

- 各國陶器磁器等
- 一漆器ノ部
- 蒔畫 青貝 堆朱等ノ諸器物
- 一度量權衡ノ部
- 秤 天平 尺 斗升 算盤等古代ノ用品
- 一茶器香具花器ノ部
- 風爐 釜 茶碗等ノ茶器 香盒 香爐等ノ香具 花瓶 花臺等ノ花器類
- 一遊戯具ノ部
- 碁 將碁 雙六 蹴鞠 八道行成 投壺 楊弓 投扇 歌骨牌等
- 一雜職等偶人並兒玩ノ部
- 童子 天兒 雛人形 幟人形 木偶 土偶 奈良人形等 其他兒童玩弄ノ諸器
- 一古佛像並佛具ノ部
- 佛像 經筒 五具足 寶鐸等ノ古佛具
- 一化石ノ部
- 動植ノ化石並動物ノ骨角介殼ノ類
- 古品物ハ上ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和品船齋ニ不拘

(二) 古社寺保存法

明治三十年六月五日
法律第四十九號

改正 大正八年第四四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル古社寺保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布

セシム(總理 內務大臣副署)
古社寺保存法

- 第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ內務大臣ニ出願スルコトヲ得
- 第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證據、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ內務大臣之ヲ定ム
- 第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス
- 第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證據又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ內務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得 內務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス
- 第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ內務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

- 第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ宮司、府縣郷社ハ社掌、以テハ社司、內村社以下ニ在テハ社掌、以テハ住職之ヲ監督シ內務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス 但シ內務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監督者ヲ置クコトヲ得
- 第七條 社寺ハ內務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス
- 第九條 神職住職其ノ他ノ監督者ニシテ內務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ內務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得
- 第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス 保存金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ下付ス但シ精算ノ上剩餘アルトキハ內務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得
- 第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
- 第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス
- 第十三條 監督者其ノ監督スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隠匿シ若ハ他ノ物件ト變換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
- 第五條ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ

取り、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十四條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ效力ヲ有ス

第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十六條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五萬圓乃至貳拾萬圓トス

附 則

第十七條 本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃至第十二條ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所
有者ノ請求アルトキハ第七條第一項ニ掲ケタル博物館ニ出陳
スルコトヲ許可シ之ニ補給金ヲ支給スルコトヲ得

第十九條 削除

第二十條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(三) 古社寺保存法施行ニ關スル件

改正 明治四三年第四二〇號 明治三十年十二月十五日
勅令第四百四十六號

朕古社寺保存法施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(内務大臣副署)

古社寺保存法施行ニ關スル件

第一條 古社寺保存法第七條ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館ニ國寶監守ヲ置ク

國寶監守ハ命令ヲ内務大臣ニ承ケ出陳國寶ノ監守ニ關スル一切ノ責ニ任ス

第二條 官立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館ノ奏任待遇以上ノ館員ヲ以テ之ニ充ツ

公立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 削除

第四條 國寶監守故意怠慢ニ由リ其ノ監守スル國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ

第五條 古社寺保存法第八條ニ依リ支給スヘキ補給金ハ國寶一箇ニ就キ一箇年二圓以上五十圓以下トシ内務大臣ハ出陳ヲ命
スル都度之ヲ定ム但シ國寶ニシテ特ニ貴重ナルモノアルトキ
ハ内務大臣ハ古社寺保存會ニ諮詢シ五十圓以上百圓以下ヲ支
給スルコトヲ得

第六條 出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ總テ當該博物館ニ於テ支
辨スヘキモノトス出陳ノ義務ヲ解除シタルトキ返送ニ要スル
荷造運搬費等亦同シ

第七條 古社寺保存法第十五條ニ依リ損害賠償ヲ要スルトキハ
内務大臣ハ賠償金額ヲ豫定シ古社寺保存會ノ議ニ附ス

前項ニ依リ古社寺保存會ニ於テ議決シタル金額内務大臣ノ豫
定金額ニ相違シタルトキハ内務大臣ノ豫定額ト古社寺保存會
ノ議決額トヲ合セ之ヲ二除シタル額ヲ以テ賠償ノ實額トス

第八條 本令ニ定ムルモノノ外古社寺保存法施行ニ要スル細則
ハ内務大臣之ヲ定ム

(四) 古社寺保存法施行細則

明治三十年十二月十五日
内務省令第三十五號

古社寺保存法施行細則左ノ通相定ム

古社寺保存法施行細則

第一條 古社寺保存法第一條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セント
スル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳具シ之ヲ内務省ニ差出スヘシ

一 出願ノ事由

二 修理スヘキ物件ノ名稱、所在、種類、品質、員數、形
狀、寸尺、構造、坪數並歴史ノ證據、由緒ノ特殊又ハ製
作ノ優秀等ヲ證見スルニ足ルヘキ事項

三 建築又ハ製作ノ年代及其ノ後之ニ加ヘタル修理ノ年月
四 修理ニ要スル工費豫算並設計仕様等
五 竣成期限
六 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項

第二條 特別保護建造物及國寶ノ修理費ニ對シ國庫ヨリ補助ス
ル場合ニ於テハ當該社寺ハ少クトモ其ノ半額ヲ負擔スヘキモ
ノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限り其ノ負擔ヲ輕減スルコ
トヲ得

第三條 保存金下付ノ後ニ於テ設計仕様ノ變更若ハ竣成期限ノ
延期ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕様書等ヲ具シ内務
大臣ノ許可ヲ受クヘシ

内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ關係者ノ願出ニ係ラス設計仕
様ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以内ニ内務大
臣ニ届出ツヘシ

第五條 本令ノ規程ニ違反シ若ハ保存金下付ノ條件ニ違反シタ
ルトキハ内務大臣ハ保存金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコ
トアルヘシ

第六條 國寶ハ分ツテ左ノ三種トス但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本
尊ハ此ノ限ニ在ラス

甲種 製作ノ優秀ナルモノ
乙種 由緒ノ特殊ナルモノ
丙種 歴史ノ證據トナルモノ

甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ

第七條 内務省ニ特別保護建造物臺帳並國寶臺帳ヲ備置クモノトス

第八條 特別保護建造物ノ臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一 名稱
- 二 所有者及所在地
- 三 創立及沿革
- 四 構造、形式
- 五 寸尺

第九條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一 名稱
- 二 所有者及所在地
- 三 作者及傳來
- 四 第六條ノ種別等級
- 五 種類
- 六 員數
- 七 品質
- 八 形狀
- 九 寸尺

第十條 特別保護建造物若ハ國寶ヲ臺帳ニ登記シタルトキハ特別保護建造物證書若ハ國寶證書ヲ其ノ物件所有者ニ交付ス

第十一條 古社寺保存法第六條但書ニ依リ別ニ監守者ヲ置カシム

(五) 國寶保存法

昭和四年三月二十八日
法律第十七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國寶保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、大藏、文部大臣副署)
國寶保存法

第一條 建造物、寶物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證據又ハ美術ノ模範ト爲ルベキモノハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ヲ國寶トシテ指定スルコトヲ得

第二條 主務大臣前條ノ規定ニ依ル指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第三條 國寶ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 國寶ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ維持修理ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 主務大臣前二條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スベシ

第六條 國寶ノ所有者ニ付變更アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所有者ヨリ主務大臣ニ届出ヲ爲スベシ國寶滅失又ハ毀損シタルトキ亦同ジ

第七條 國寶ノ所有者ハ主務大臣ノ命令ニ依リ一年ノ期間ヲ限リ帝室、官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ國寶ヲ出

トスル者ハ其ノ氏名、履歷、資産證書ヲ添へ設置ノ事由ヲ詳具シ内務大臣ニ願出ツヘシ

第十二條 特別保護建造物若ハ國寶ニシテ亡失毀損アリタルトキハ其ノ實況ヲ詳具シ五日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 補給金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ支給ス

- 甲種一等 五十圓以下三十五圓以上
- 同 二等 三十五圓以下二十圓以上
- 同 三等 二十圓以下十圓以上
- 同 四等 十圓以下二圓以上
- 乙種 二十圓以下二圓以上
- 丙種 六圓以下二圓以上

第十四條 前條ノ補給金ハ月割ヲ以テ計算シ一箇月ニ滿タサル端日數及厘位未滿ハ切捨トス

第十五條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ受領證書ヲ交付シ又國寶ヲ返付スルトキハ該證書ヲ引換フヘシ

第十六條 博物館ニ於テ國寶ヲ受授シタルトキハ其ノ都度内務大臣及當該地方長官ニ報告スヘシ

第十七條 從前社寺ニ下付シタル保存金ニ関シテハ古社寺保存法第十七條ニ依リ同法第十條乃至第十二條ヲ適用ス

第十八條 古社寺保存法第十九條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ第一條ノ規程ニ準據シテ願書ヲ差出スヘシ

第十九條 本令ニ依リ内務大臣ニ差出ス書類ハ總テ所轄地方廳ヲ經由スヘシ

陳スル義務アルモノトス但シ祭祀法用又ハ公務執行ノ爲必要アルトキ其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ命令ニ對シテ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第八條 前條ノ規定ニ依リテ國寶ヲ出陳シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ補給金ヲ交付ス

第九條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶其ノ出陳中滅失又ハ毀損シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ其ノ所有者ニ對シテ通常生ズベキ損害ヲ補償ス但シ不可抗力ニ因リタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ損害補償額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ決定通知ノ日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ニ付其ノ出陳中所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ當該國寶ニ關シ本法ニ規定スル舊所有者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十一條 公益上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ必要アルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ國寶ノ指定解除ヲ爲スコトヲ得

主務大臣前項ノ規定ニ依リ指定解除ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第十二條 神社又ハ寺院(佛堂ヲ含ム以下同ジ)ノ所有ニ屬スル國寶ハ神社ニ在リテハ神職(官國幣社ニ在リテハ宮司、府縣郷社ニ在リテハ社司、村社以下ニ在リテハ社掌)、寺院ニ在

リテハ住職（佛堂ニ在リテハ受持僧侶）之ヲ管理ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ管理者ヲ定ムルコトヲ得

第十三條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ハ之ヲ處分シ、擔保ニ供シ又ハ擔保フルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ處分シ又ハ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ規定ニ依ル許可ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スベシ

主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分シ又ハ擔保ニ供シタルトキハ之ヲ無効トス

第十四條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ維持修理スルコト能ハザルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

特ニ必要アルトキハ神社又ハ寺院以外ノモノノ所有ニ屬スル國寶ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

第十五條 補助金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ精算ノ上剩餘アルトキハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第十六條 補助金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スベキ金額ハ毎年度十五萬圓以上二十萬圓以下トス

前項ノ金額ノ外特ニ必要アルトキハ豫算ノ定ムル所ニ依リ臨時ニ補助金又ハ補給金ヲ支出スルコトヲ得

第十七條 國寶保存會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

（六） 國寶保存法施行令

昭和四年六月二十九日
勅令第二百一十號

朕國寶保存法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、文部大臣副署）
國寶保存法施行令

第一條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ國寶ヲ官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館又ハ美術館ノ長、當該博物館又ハ美術館ノ長故障アルトキハ當該職制ノ定ムル所ニ依リ其ノ職務ヲ代理スル者ニ於テ出陳國寶ヲ管理ス

前項ノ管理ニ關シテハ文部大臣ヲ監督ス

第二條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ博物館又ハ美術館ニ出陳シタル國寶ノ出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ當該博物館又ハ美術館ニ於テ負擔スルモノトス返送ニ要スル荷造運搬費等

項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 國ノ所有ニ屬スル國寶ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 主務大臣ノ許可ナクシテ國寶ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 國寶ヲ損壞、毀棄又ハ隠匿シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ國寶自己ノ所有ニ係ルトキハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ料ニ處ス

第二十二條 第四條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受クベキ者之ヲ受ケズシテ國寶ノ現狀ヲ變更シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十三條 第六條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サザル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ノ管理者又ハ神社若ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理者怠慢ニ因リ其ノ管理スル國寶ヲ滅失又ハ毀損スルニ至ラシメタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法ハ之ヲ廢止ス

亦同ジ

第三條 國寶保存法第十四條ノ規定ニ依リテ補助金ノ交付ヲ受ケタル國寶ノ維持修理ニ關シテハ文部大臣之ヲ監督ス

文部大臣ハ前項ニ規定スル權限ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第四條 文部大臣國ノ所有ニ屬スル物件ヲ國寶トシテ指定シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所管大臣ニ通知スベシ國ノ所有ニ屬スル國寶ノ指定解除ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第五條 國が其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分シ、輸出若ハ移出シ又ハ其ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ所管大臣ニ於テ文部大臣ノ同意ヲ得ベシ

第六條 文部大臣前條ノ規定ニ依ル同意ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スベシ

第七條 國ノ所有ニ屬スル國寶ニ付滅失、毀損又ハ管理換アリタルトキハ其ノ旨ヲ所管大臣ヨリ文部大臣ニ通知スベシ國が國寶ヲ取得シタルトキ亦同ジ

附則

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第四百四十六號ハ之ヲ廢止ス

（七） 國寶保存法施行規則

國寶保存法施行規則左ノ通定ム

國寶保存法施行規則

- 第一條 文部省ニ國寶臺帳ヲ備ヘ國寶ヲ登錄ス
- 第二條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載シ寫眞ヲ添付ス
建造物ノ類ニ付テハ
一 名稱及所在地
二 所有者ノ氏名(名稱)及住所
三 員數
四 構造及形式
五 大 小
六 創建及沿革
七 其ノ他參考トナルベキ事項
寶物ノ類ニ付テハ
一 名稱
二 所有者ノ氏名(名稱)及住所
三 種類
四 員數
五 品 質
六 形 狀
七 法 量
八 作者及傳來

九 其ノ他參考トナルベキ事項

- 第三條 國寶ヲ輸出又ハ移出セントスルトキハ所有者ニ於テ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
一 國寶ノ名稱及員數
二 輸出又ハ移出ノ期間
三 輸出先又ハ移出先ノ場所及其ノ所在地
四 荷造運搬ノ方法
五 輸出又ハ移出期間中ニ於ケル保管ノ方法
六 保險ノ方法
七 模寫模造ニ關スル約束アラバ之ニ關スル事項
- 第四條 國寶ノ輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル者當該國寶ヲ持還リ又ハ其ノ返還ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ヅベシ
- 第五條 國寶ノ現状ヲ變更セントスルトキハ所有者ニ於テ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
一 國寶ノ名稱及員數
二 現状ノ變更ニ關スル設計仕様、計畫圖並ニ工事擔當者ノ氏名(名稱)
三 建造物ノ類ニシテ位置ノ變更ヲ生ズル場合ニ在リテハ其ノ移轉先
四 著手ノ時期及竣成期限

第六條 國寶ノ現状變更ノ許可ヲ受ケタル者當該國寶ノ現状變更ヲ竣リタルトキハ實施仕様書、寫眞並ニ圖面ヲ添ヘ遲滞ナク文部大臣ニ届出ヅベシ

第七條 國寶ノ所有者其ノ氏名(名稱)又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ日ヨリ十四日內ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

國寶ヲ取得シタル者ハ當該國寶ノ名稱及員數ヲ具シ取得ノ事實ヲ證明スルニ足ル書面ヲ添ヘ取得ノ日ヨリ十四日內ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

國寶滅失又ハ毀損シタルトキハ國寶保存法第七條ノ規定ニ依リ出陳中ニ係ル場合ヲ除クノ外所有者ヨリ其ノ事由、實況並ニ當該國寶ノ名稱及員數ヲ具シ滅失又ハ毀損ノ事實ヲ知りタル日ヨリ五日內ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

第八條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ヲ受領シタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ所有者ニ受領證書ヲ交付シ返付スルトキハ之ト引換フベシ

第九條 前條ノ國寶ヲ受領又ハ返付シタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ其ノ都度文部大臣ニ報告スベシ神社、寺院又ハ公共團體ノ所有ニ屬スル國寶ナルトキハ尚當該地方長官ニ報告スベシ

第十條 第八條ノ國寶滅失又ハ毀損シタルトキハ當該博物館又ハ美術館ハ其ノ事由、實況並ニ當該國寶ノ名稱及員數ヲ具シ直ニ文部大臣ニ報告シ且所有者ニ通知スベシ神社、寺院又ハ公共團體ノ所有ニ屬スル國寶ナルトキハ尚當該地方長官ニ報

告スベシ

第十一條 國寶保存法第八條ノ規定ニ依リテ支給スベキ補給金ハ國寶一件ニ付一年六圓以下トシ文部大臣ニ於テ出陳ヲ命ズル都度之ヲ定ム
前項ノ補給金ノ支給ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ一月ニ滿タザル日數ハ之ヲ一月ト看做ス

第十二條 國寶保存法第九條ノ規定ニ依ル補償ヲ受ケントスルトキハ滅失又ハ毀損シタル國寶ノ所有者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク文部大臣ニ申請スベシ

一 國寶ノ名稱及員數
二 國寶ヲ出陳シタル博物館又ハ美術館ノ名稱及所在地
三 滅失又ハ毀損スルニ至リタル事由並ニ毀損ニ付テハ其ノ程度

第十三條 國寶ノ指定解除アリタルトキハ國寶臺帳ヨリ當該國寶ノ登錄ヲ抹消ス

第十四條 國寶保存法第十二條但書ノ規定ニ依リテ別ニ管理者ヲ定メントスルトキハ當該神職又ハ住職(佛堂ニ在リテハ受持僧侶)ニ於テ其ノ事由ヲ具シ新ニ管理者ト爲ルベキ者ト連署ノ上文部大臣ニ申請スベシ

第十五條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分セントスルトキハ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
一 國寶ノ名稱及員數

二 處分ノ方法

三 對價、報酬又ハ之ニ準ズベキモノ

四 處分ノ相手方ノ氏名(名稱)及住所

五 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルベキ事項

第十六條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ擔保ニ供セントスルトキハ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 國寶ノ名稱及員數

二 擔保ノ期間

三 擔保權者ノ氏名(名稱)及住所

四 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルベキ事項

第十七條 國寶ヲ擔保ニ供スル許可ヲ受ケタル神社又ハ寺院當該國寶ヲ擔保ニ供シ又ハ擔保契約ヲ解除シタルトキハ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツベシ

第十八條 國寶保存法第十四條ノ規定ニ依リテ補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

一 維持修理スベキ國寶ノ名稱及員數

二 維持修理ニ要スル工費豫算、設計仕様竝ニ計畫圖及寫眞

三 著手ノ時期及竣成期限

四 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルベキ事項

第十九條 國寶ノ維持修理費ニ對シ國庫ヨリ補助金ヲ交付スル場合ニ於テハ當該國寶ノ所有者ハ少クトモ維持修理費總額ノ

二 搬出ノ期間

三 搬出先ノ場所及其ノ所在地

四 荷造運搬ノ方法

五 搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法

第二十六條 前條ノ規定ニ依リテ許可ヲ受ケタル神社又ハ寺院當該國寶ヲ再ビ當該神社又ハ寺院内ニ搬入シタルトキハ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツベシ

第二十七條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ模寫模造シ又ハ模寫模造ヲ承認セントスルトキハ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 國寶ノ名稱及員數

二 模寫模造ノ期間

三 模寫模造ノ方法

四 模寫模造ニ從事スル者ノ氏名及住所

第二十八條 國寶ノ維持修理、現状變更等ノ場合ニ於テ佛像、經文、器物、銘文、棟札、埋藏物ノ類ヲ發見シタルトキハ當該國寶ノ所有者ヨリ其ノ實況ヲ具シ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツベシ

第二十九條 本令ノ規定ニ依リテ神社、寺院又ハ公共團體ヨリ文部大臣ニ差出ス書類ハ地方長官ヲ經由スベシ第十八條、第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リテ神社、寺院又ハ公共團體以外ノモノヨリ文部大臣ニ差出ス書類ニ付亦同ジ

百分ノ五十ヲ負擔スベキモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限り其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得

第二十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ管理方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十一條 補助金ノ交付後ニ於テ設計仕様又ハ著手ノ時期若ハ竣成期限ノ變更ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕様竝ニ計畫圖ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ

文部大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ設計仕様ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ國寶ノ維持修理竣リタルトキヨリ二月内ニ實施仕様書、寫眞、圖面竝ニ精算書ヲ添ヘ文部大臣ニ届出ツベシ

第二十三條 本令ノ規定若ハ補助金交付ノ條件ニ違反シ又ハ補助金交付ノ目的ヲ遂行スルコト能ハズト認ムルトキハ文部大臣ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理不適當ニシテ滅失又ハ毀損ノ虞アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ管理方法ヲ指定スルコトヲ得

第二十五條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ博物館、美術館又ハ之ニ準ズベキ場所ニ出陳シ其ノ他當該神社又ハ寺院外ニ搬出セントスルトキハ其ノ事由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 國寶ノ名稱及員數

附則

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
古社寺保存施行細則ハ之ヲ廢止ス

(八) 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律

昭和八年四月一日
法律第四十三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル重要美術品等ノ保存ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、文部大臣副署)

重要美術品等ノ保存ニ關スル法律

第一條 歷史上又ハ美術上特ニ重要ナル價值アリト認メラルル物件(國寶ヲ除ク)ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後五十年ヲ經ザルモノ及輸入後一年ヲ經ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知スベシ
前項ノ規定ニ依リ認定ノ告示アリタルトキハ賣買、交換又ハ贈與ノ目的ヲ以テ當該物件ノ寄託ヲ受ケタル占有者ハ其ノ認定アリタルコトヲ知りタルモノト推定ス

第三條 主務大臣第一條ノ規定ニ依リ許可ノ申請アリタル場合ニ於テ許可ヲ爲サザルトキハ許可申請ノ日ヨリ一年ヨリ長カラザル期間内ニ當該物件ヲ國寶保存法第一條ノ規定ニ依リテ

國寶トシテ指定シ又ハ前條ノ規定ニ依リ認定ヲ取消スベシ

第四條 認定、其ノ取消及第二條ノ規定ニ依リ認定物件ノ所有者ニ付變更アリタル場合ノ届出ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 主務大臣ノ許可ナクシテ第二條ノ規定ニ依リ認定物件ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律施行

規則

昭和八年四月一日
文部省令第十號

重要美術品等ノ保存ニ關スル法律施行規則左ノ通定ム

重要美術品等ノ保存ニ關スル法律施行規則

第一條 昭和八年法律第四十三號(以下單ニ法ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ認定ヲ爲ス物件概ネ左ノ如シ

- 一 繪畫
- 二 彫刻
- 三 建造物
- 四 文書
- 五 典籍

六 書牘

七 刀劍

八 工藝品

九 考古學資料

第二條 重要美術品等ノ所有者、管理者又ハ占有者ハ當該吏員ノ請求アリタルトキハ法第二條ノ規定ニ依リ認定(以下單ニ認定ト稱ス)ノ前後ヲ問ハズ當該物件及其ノ調査ニ付必要ナル資料ノ提示ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ正當ノ事由アル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第三條 重要美術品等ニ付認定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ現狀ノ寫眞ヲ添付シテ文部大臣ニ申請スベシ

- 一 名稱
- 二 所有者ノ氏名(名稱)及住所
- 三 種類
- 四 員數
- 五 品質
- 六 形狀
- 七 法量
- 八 作者及傳來

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ必要アルトキハ文部大臣ハ當該物件ヲ文部省ニ提出セシムルコトヲ得

第四條 法第二條ノ規定ニ依リ認定物件(以下單ニ認定物件ト稱ス)ヲ輸出又ハ移出セントスルトキハ所有者ニ於テ其ノ事

由竝ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 認定物件ノ名稱及員數

二 輸出又ハ移出ノ期間

三 輸出又ハ移出港

四 輸出先又ハ移出先ノ場所及其ノ所在地

五 荷造運搬ノ方法

六 輸出又ハ移出期間中ニ於ケル保管ノ方法

第五條 認定物件ノ輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル者當該物件ヲ持還リ又ハ其ノ返還ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ヅベシ

第六條 認定物件ノ所有者其ノ氏名(名稱)又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ日ヨリ十四日以内ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

認定物件ヲ取得シタル者ハ當該物件ノ名稱及員數ヲ具シ取得ノ事實ヲ證明スルニ足ル書面ヲ添へ取得ノ日ヨリ十四日以内ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

認定物件滅失若ハ毀損シ又ハ之ニ著シキ現狀變更アリタルトキハ所有者ヨリ其ノ事由、實況竝ニ認定物件ノ名稱及員數ヲ具シ滅失、毀損又ハ現狀變更ノ事實ヲ知リタル日ヨリ五日以内ニ文部大臣ニ届出ヅベシ

第七條 認定物件ガ國寶保存法第一條ノ規定ニ依リ國寶トシテ指定セラレタルトキハ其ノ認定ハ取消サレタルモノト看做ス法第三條ノ規定ニ依リ認定取消ノ外認定物件滅失若ハ毀損シ

又ハ之ニ著シキ現狀變更アリタルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ文部大臣其ノ認定ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ認定取消アリタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第八條 第二條ノ規定ニ違反シ當該物件及其ノ調査ニ付必要ナル資料ノ提示ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ五十圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

第九條 第六條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ昭和八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十) 史蹟名勝天然紀念物保存法

大正八年四月十日
法律第四十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル史蹟名勝天然紀念物保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、內務大臣副署)

史蹟名勝天然紀念物保存法
第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ內務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定

ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ルコトヲ得ス

第二條 行政廳史蹟名勝天然紀念物保存法第三條ニ規定スル行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

史蹟名勝天然紀念物保存法第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘セムスル場合ニ於テ地方長官許可又ハ承認ヲ與フルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ宮内大臣ニ協議スヘシ

第四條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第二項ノ規定ニ依リ補償ハ通常生スヘキ損害ニ限り之ヲ爲ス

前項ノ補償ノ額ハ地方長官ト損害ヲ被リタル私人トノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ文部大臣鑑定人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定スヘシ

前項ノ規定ニ依リ決定ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有地ニ屬スルモノハ文部大臣之ヲ管理ス但シ官用地又ハ國有林ニ屬スルモノニ付テハ主管ノ大臣ト文部大臣ト協議シテ其ノ管理大臣ヲ定ム

第六條 文部大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有ニ屬スルモ

(備考ノ一)

本法ハ大正八年勅令第二百六十一號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行

(備考ノ二)

本法中内務大臣トアルノハ史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ移管ニ因リ昭和三年十二月一日以降ニ於テハ文部大臣之が主務大臣トナル

(七) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

大正八年十二月二十九日
勅令第四百九十九號

改正

大正一三年第二八五號
昭和三年二六九號、六年第二四〇號

朕史蹟名勝天然紀念物保存法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、内務大臣副署)

史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

第一條 當該吏員史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲サムトスルトキハ少クトモ三日前ニ關係土地物件ノ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲ス當該吏員ハ其ノ證據ヲ携帶シ關係者ノ請求アリタルトハ之ヲ示スヘシ

日出前又ハ日没後ニ於テハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ史蹟

ノヨリ生スル収益ヲ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ノ所
得ト爲スコトヲ得

第七條 史蹟名勝天然紀念物ノ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ハ其ノ管理スル史蹟名勝天然紀念物ニ付觀覽料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十二) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

大正八年十二月二十九日
内務省令第二十七號

改正 昭和三年文部省令第一七號

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則左ノ通定ム

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

第一條 文部大臣史蹟名勝天然紀念物ノ指定ヲ爲シ又ハ其ノ指定ヲ解除シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス但シ地方長官假指定ヲ爲シ又ハ其ノ假指定ヲ解除シタルトキ亦同シ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ禁止若ハ制限ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者ニ變更アリタルトキハ十日以内ニ新ナル所有者、管理者又ハ占有

者ヨリ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ

史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキ八十日以内ニ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ

第四條 土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ舊蹟ト認ムヘキモノヲ發見シタルトキ其ノ現狀ヲ變更スルコトナク發見ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スヘシ

- 一 發見ノ年月日
- 二 所在地
- 三 現狀

第五條 文部省ニ史蹟名勝天然紀念物ノ臺帳ヲ備フ

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

附則 本則ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十三) 文化財保護法

昭和三十三年五月三十日 法律第二百十四號

改正
 昭和二十六年二月二十四日法律第三一八號、二
 七年七月三十一日第二七二號、二八年八月一〇日第
 一九四號、二五日第二二三號、二九年五月二九日
 第一三一號、三一年六月二二日第一四八號、三〇
 日第一六三號、三三年四月二五日第八六號、三四
 年四月二〇日第一四八號

文化財保護法をここに公布する。(總理大臣) 署名

目次

- 第一章 總則(第一條―第四條)
- 第二章 文化財保護委員會
- 第一節 總則(第五條―第十五條)
- 第二節 事務局(第十六條―第十九條)
- 第三節 附屬機關及び事務局出張所(第二十條―第二十四條)
- 第四章 職員(第二十五條・第二十六條)
- 第三章 有形文化財
- 第一節 重要文化財(第二十七條―第五十六條)
- 第一款 指定(第二十七條―第二十九條)
- 第二款 管理(第三十條―第三十四條)
- 第三款 保護(第三十四條の二―第四十七條)
- 第四款 公開(第四十七條の二―第五十三條)
- 第五款 調査(第五十四條・第五十五條)
- 第六款 雜則(第五十六條)
- 第二節 重要文化財以外の有形文化財(第五十六條の二)
- 第三章の二 無形文化財(第五十六條の三―第五十六條の十)
- 九
- 第三章の三 民俗資料(第五十六條の十一―第五十六條の十八)

第四章 埋蔵文化財(第五十七條―第六十八條)

第五條 史蹟名勝天然紀念物(第六十九條―第八十四條)

第六章 補則

第一節 聴聞及び異議の申立(第八十五條―第八十五條の九)

第二節 國に關する特例(第八十六條―第九十七條)

第三節 地方公共団体及び教育委員會(第九十八條―第一百零五條)

第七章 罰則(第一百零六條―第一百十二條)

附則(第一百三十三條―第一百三十三條)

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて國民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二條 この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。
一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが國にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(以下「有形文化財」という)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが國にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形

文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが國民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗資料」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが國にとつて歴史上又は學術上価値の高いもの、庭園、橋りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが國にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡來地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質

鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)でわが國にとつて學術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

2 この法律の規定(第二十一條第二項第一号、第二十七條から第二十九條まで、第三十七條、第五十五條第一項第四号、第八十八條、第九十四條及び第九十五條の規定を除く)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第二十一條第二項第十五号及び第十六号、六十九條、第七十條、第七十一條、第七十七條、第八十三條第一項第四号、第八十八條並びに第九十四條の規定を除く)中「史蹟名勝天然紀念物」には、特別史蹟名勝天然紀念物を含むものとする。(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 文化財保護委員会

第一節 総則

(設置)

第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条第二項の規定に基づいて、文部省の外局として、文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(任務)

十 広く利用に供する適当な記録を整備すること。

十一 所掌事務に係る公益法人について許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

十二 所掌事務に関する国庫支出金を割り当て、配分すること。

十三 所掌事務に関する物資の確保について援助すること。

十四 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

十五 所掌事務に関する国家的又は国際的関心のある題目について会議、研究会、討論会等を主催すること。

十六 文化財の保護に関する法令案を作成すること。

十七 前各号に掲げるものの外、法律(これに基づく命令を含む。)に基づき委員会に属せしめられた権限

2 委員会は、その権限の行使に当つて、法律(法律に基づく命令を含む。)に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

(構成)

第八条 委員会は、五人の委員をもつて組織する。

(委員の任命及び欠格事由)

第九条 委員は、文化に関し高い識見を有する者のうちから両議院の同意を経て、文部大臣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない

第六条 委員会は、文化財の保存及び活用、文化財に関する調査研究その他第一条の目的を達成するため必要な事務を行うことを任務とする。

(権限)

第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、図書その他研究用資材、事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

七 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

八 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

九 委員会の公印を制定すること。

者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

3 委員は、そのうち三人以上が同一政党に属する者となることがとなつてはならない。

4 委員(委員長である委員を除く。)は、非常勤とする。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 第一項の規定にかかわらず委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において両議院の同意を経て文部大臣が委員を任命するまでの間、なお在任するものとする。

(委員の失職及び罷免)

第十一条 委員は、第九条第二項各号の一に該当するに至つた場合及び既に委員中二人が所属している政党にあらたに所属するに至つた場合においては、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合においては、両議院の同意を経て、これを罷免することができる。

3 文部大臣は、両議院の同意を経て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員中何人も所属していなかつた一の政党にあらたに三人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員中一人が既に所属している政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

4 両議院は、前項各号に規定する事実があると認めるときは、同項各号の規定により罷免すべき員数の委員の罷免の同意を与えるべきものとする。

5 国会の閉会又は衆議院の解散のため、第二項又は第三項の規定による罷免につき両議院の同意を経ることができないときは、その後最初に召集された国会において両議院の承認を得れば足りる。

(委員長)
第十二条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、公務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する委員を、あらかじめ、定めて置かなければならない。

(委員の給与)

第十三条 委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより相当額の給与を受ける。

第十七条及び第十八条 削除

(事務局長及び次長)

第十九条 委員会の事務局に事務局長及び次長一人を置く。

2 事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第三節 附属機関及び事務局出張所

(附属機関)

第二十条 委員会の附属機関として、文化財専門審議会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

(文化財専門審議会)

第二十一条 文化財専門審議会は、委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に関し必要と認める事項を委員会に建議する。

2 委員会は、左に掲げる事項については、あらかじめ、文化財専門審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

二 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

三 委員会による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行

四 重要文化財の現状変更又は輸出の許可

五 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必

(委員長の兼職等の制限)

第十三条の二 委員長は、在任中、文部大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(会議)

第十四条 委員会は、委員長が召集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を召集しなければならない。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(文化財保護委員会規則)

第十五条 委員会は、法律(これに基く政令を含む。)で特に定める場合の外、その権限に属する事項を執行するため必要な手続について、文化財保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)を定めることができる。

2 委員会規則は、官報で公布する。

第二節 事務局

(事務局)

第十六条 委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七条第四項の規定に従い、事務局を置く。

要な施設の命令

六 重要文化財の買取

七 重要無形文化財の指定及びその指定の解除

八 重要無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除

九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの

選択

十 重要民俗資料の指定及びその指定の解除

十一 重要民俗資料の管理に関する命令

十二 重要民俗資料の買取

十三 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの

選択

十四 委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十五 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

十六 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

十七 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十八 委員会による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十九 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

二十 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十二 重要文化財の現状変更若しくは史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又はその許可の取消の権限の都道府県の教育委員会への委任

三 委員会は、前項各号に掲げる事項の外、文化財の保存又は活用に関する専門的又は技術的事項で重要と認めるものについては、文化財専門審議会に諮問するものとする。

四 前三項の規定により所掌する事項を分掌させるため、文化財専門審議会に分科会を置く。

五 文化財専門審議会及びその分科会の組織及び所掌事務並びに専門委員、臨時専門委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に特別の定がある場合を除く外、政令で定める。

（国立博物館）

第二十二條 国立博物館は、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する事業を行う。

2 国立博物館の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京国立博物館	東京都

二年法律第百二十号）及びその特例に関して規定する法律の定めるところによる。

（定員）

第二十六條 委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

（指定）

第二十七條 委員会は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 委員会は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（告示、通知及び指定書の交付）

第二十八條 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、委員会は、当該国宝又は

3 国立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

（国立文化財研究所）

第二十三條 国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う。

2 国立文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京国立文化財研究所	東京都
奈良国立文化財研究所	奈良市

3 国立文化財研究所には、支所を置くことができる。

4 国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、委員会規則で定める。

（事務局出張所）

第二十四條 委員会は、その所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に事務局出張所を設置することができる。その名称、位置、所掌事務の範囲は、委員会規則で定める。

第四節 職員

（職員）

第二十五條 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事務については、国家公務員法（昭和二十

は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

（解除）

第二十九條 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、委員会は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十條 委員会は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財

の管理に關し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する委員会規則及び委員会の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者(以下この節及び第六章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、

第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第六章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所

い。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに委員会に届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第三款 保護

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者の意見を問かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。
(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に對し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に關し必要な事項を指示することができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に關する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために

命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置しようとするときは、委員会は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 委員会は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、その職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国库の負担とする。

2 委員会は、委員会規則の定めるところにより、第三十八条

要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を国库の負担とすることができる。

3 前項の規定により国库が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。
(修理に關する命令又は勧告)

第三十七条 委員会は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 委員会は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を国库の負担とすることができる。

4 前項の規定により国库が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(委員会による国宝の修理等の施行)

第三十八条 委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による

第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者(管理団体がある場合は、その者)から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条から第七条までの規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

2 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置(以下この条において、「修理等」という。)につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第二次以下の相続人、

受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。)(以下この条において、「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額(第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額(以下この条において「納付金額」という。)を、委員会規則の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てて)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を围に譲り渡した場合に、委員会は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 委員会の指定する期限までに納付金額を完済しないとき

の残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第八号に規定する譲渡所得の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同法第九条第八号に規定する譲渡に関する経費とする。

(現状変更の制限)

第四十三条 重要文化財の現状を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。但し、その維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき委員会が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる)

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分について

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があるときは、委員会は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第四十五条 委員会は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項の規定を準用する。

(国に対する売渡の申出)

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものである

ときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。その他委員会が定める事項を記載した書面をもつて、まず委員会に国に対する売渡の申出をしなければならぬ。但し、当該譲受人に対して特に譲り渡したい特別の事情がある場合において委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定による売渡の申出のあつた後三十日以内に委員会が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、前項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に委員会が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

4 委員会が第一項但書の規定による承認をしない旨の処分をした場合において、その処分不服のある者は、委員会に対し、異議の申立をすることができる。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、委員会の定める条件により、委員会に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 委員会は、重要文化財の保存上必要があると認めるとき

2 委員会は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において委員会の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。但し、委員会が所有者又は管理団体の申請によりやむを得ない事由があるものと認める場合は、この限りでない。

5 前四項に規定する場合の外、委員会は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において委員会の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 委員会は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百条に規定する場合を除いて、国立博物館所属の職員その他委員会の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

は、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、委員会にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように催告することができる。

3 前二項の規定により委員会が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、委員会規則の定めるところにより、委員会に重要文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

第四款 公開

（公開）

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合に、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。（委員会による公開）

第四十八条 委員会は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において委員会の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを催告することができる。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、委員会規則の定める基準により、給与金を支給する。

（所有者等による公開）

第五十一条 委員会は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を催告することができる。

2 委員会は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 委員会は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合の外、重要文化財の所有者又は管理団体から、その所有又は管理に係る重要文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合において、委員会が適当と認めてこれを承認したときは、委員会規則の定めるところにより、その公開のために要する費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる。この場合には、第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(損害の補償)

第五十二条 第四十八条又は第五十一条の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又は損したときは、政府は、その重要文化財の所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。但し、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は損した場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項の規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)
第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

在の場所につき変更があつたとき。
三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があるとき。

四 特別の事情によりあらためて国室又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。
4 前項の場合には、第四十一条第二項の規定を準用する。

第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、

らない。但し、あらかじめ、委員会の承認を受けた博物館その他の施設において、委員会以外の団体の機関又は地方公共団体が主催する場合は、委員会に届け出ることをもつて足りる。

2 委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

3 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 調査

(保存のための調査)

第五十四条 委員会は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 委員会は、左の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する場所につき突地調査をさせることができる。

一 重要文化財の現状変更の許可の申請があつたとき。
二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所

この限りでない。

第二節 重要文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第五十六条の二 重要文化財以外の有形文化財の所有者は、委員会規則の定めるところにより、委員会に有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

第三章の二 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)
第五十六条の三 委員会は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに當つては、当該重要無形文化財の保持者を認定しなければならない。
3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

4 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第五十六条の四 重要無形文化財が重要無形文化財としての価

値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、保持者の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者に通知している。

4 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第五十六条の五 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日)から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(重要無形文化財の保存)

第五十六条の六 委員会は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときには、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行

のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該無形文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三 民俗資料

(重要民俗資料の指定)

第五十六条の十 委員会は、有形の民俗資料のうち特に重要なものを重要民俗資料に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第二十八条の第一項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の指定の解除)

第五十六条の十一 重要民俗資料が重要民俗資料としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要民俗資料の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第二十九条第二項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の管理)

第五十六条の十二 重要民俗資料の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保護)

第五十六条の十三 重要民俗資料の現状を変更し、又はこれを

い、又は保持者若しくは地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

第五十六条の七 委員会は、重要無形文化財の保持者に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は重要無形文化財の記録の所有者から、重要無形文化財又は重要無形文化財の記録を囲庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

3 前項の規定により公開したことに起因して当該重要無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、第五十二条の規定を準用する。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の八 委員会は、重要無形文化財の保持者又は地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第五十六条の九 委員会は、重要無形文化財以外の無形文化財

輸出しようとする者は、現状を変更し、又は輸出しようとする日の二十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要民俗資料の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要民俗資料の現状変更又は輸出に關し必要な事項を指示することができる。

第五十六条の十四 重要民俗資料の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

(重要民俗資料の公開)

第五十六条の十五 重要民俗資料の所有者及び管理団体(第五十六条の十二で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第六章において同じ)以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要民俗資料を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る公開には、第五十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十六条の十六 重要民俗資料の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条の十七 重要民俗資料の保存のための調査には、第五十四条の規定を、重要民俗資料の所有者が変更し、又は重要民俗資料の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第五十六条の十八 無形の民俗資料には、第五十六条の九の規定を準用する。

第四章 埋蔵文化財

(発掘に関する届出、指示及び命令)

第五十七条 土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について調査しようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに委員会に届け出なければならぬ。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があるときは、委員会は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができ

る。

第五十七条の二 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、且つ、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として指定されている土地を発掘しようとする場合には、前条第一項

(提出)

第六十条 遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を委員会に提出し、なければならぬ。但し、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第六十一条 前条の規定により物件が提出されたときは、委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならぬ。

2 委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたとときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたとときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならぬ。

(引渡)

第六十二条 第五十九条第一項又は前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

第六十三条 第五十九条第一項又は第六十一条第二項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且

の規定を準用する。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があるときは、委員会は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示することができる。

(委員会による発掘の施行)

第五十八条 委員会は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を自ら施行しようとするときは、委員会は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基く占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認め

る事項を記載した令書を交付しなければならぬ。

3 第一項の場合には、第三十九条及び第四十一条の規定を準用する。

第五十九条 前条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、委員会は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)第十三条で準用する同法第一条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第十三条で準用する同法第一、二、三項の規定による公告をしなければならない。

つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 前二項の場合には、第四十一条第二項の規定を準用する。

(譲与等)

第六十四条 政府は、前条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が前条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、前条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(遺失物法の適用)

第六十五条 埋蔵文化財に關しては、この法律に特別の定めがある場合の外、遺失物法第十三条の規定の適用があるものとする。

第六十六条から第六十八条まで削除

第五章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第六十九条 委員会は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、委員会は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又

は権原に基く占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

(仮指定)

第七十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第七十条の二 委員会又は都道府県の教育委員会は、第六十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(解除)

第七十一条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、委員会又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第六十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内同条同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第七十条第一項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、委員会は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第六十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第七十一条の二 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十四条第二項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のたき必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示すること

もに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十一条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十二条 第七十一条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第六章において「管理団体」という。)は、委員会規則の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第七十二条の二 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第七十三条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損害を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損害を補償しなければならない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項の規定を準用する。

第七十三条の二 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第七十七条 委員会は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 委員会は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(委員会による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第七十八條 委員会、左の各号の一に該当する場合において、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができ

る。

- 1 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

- 2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られ

第七十四条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当るものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当る所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該史跡名勝天然記念物の管理の責に任ずべき者(以下この章及び第六章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第七十五条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第七十二条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第七十二条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第七十六条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡、又は盗み取られる虞があると認めるときは、委員会は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置

る虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第七十九条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第七十三条の二及び第七十五条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第七十六条第二項で準用する第三十六条第二項、第七十七条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第八十条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。但し、現状変更については維持の措置をする場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同

条第四項の規定を準用する。

4 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会
の第一項の規定による処分には、第七十条の二の規定を準用
する。

5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する
第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史
跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及
ぼす行為をした者に対しては、委員会は、原状回復を命ずる
ことができる。この場合には、委員会は、原状回復に関し必
要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第八十条の二 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするとき
は、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三
十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会に
その旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定
により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の
定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、
委員会は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関
し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第八十一条 委員会は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要
があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、

及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗
み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらかじめ特別史跡名勝天然記念物又
は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要がある
とき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損害を受けた者に
対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十
五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項の
規定を準用する。

(遺跡発見の届出)

第八十四条 土地の所有者又は占有者が貝づか、住居跡、古墳
その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を
変更することなく、委員会規則の定める事項を記載した書面
をもつて、発見の日から十日以内に委員会に届け出なければ
ならない。但し、第五十七条第一項の規定による届出をした
場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた場合には、委員会は、当該
遺跡の保護上必要な事項を指示することができる。

第六章 補則

第一 聴聞及び異議の申立

若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることが
できる。

2 前項の規定による処分によつて損害を受けた者に対して
は、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第八
十条第五項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項の
規定を準用する。

(保存のための調査)

第八十二条 委員会は、必要があると認めるときは、管理団
体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現
状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求め
ることができる。

第八十三条 委員会は、左の各号の一に該当する場合におい
て、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する
状況を確認することができず、且つ、その確認のために他に
方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在
する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復
旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、
障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることがで
きる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対
し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならな
い。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を

(聴聞)

第八十五条 委員会が左に掲げる処分又は措置を行おうとする
ときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による
聴聞を行わなければならない。

一 第三十八条第一項又は第七十八条第一項の規定による修
理若しくは復旧又は措置の施行

二 第四十三条第四項(第八十条第三項で準用する場合を合
む)又は第五十三条第三項の規定による許可の取消

三 第四十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による制
限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

四 第五十一条第五項(同条第七項(第五十六条の七第二項
で準用する場合を含む)、第五十一条の二、第五十六条の
十五第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む)
の規定による公開の中止命令

五 第五十五条第一項又は第八十三条第一項の規定による立
入調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

七 第五十八条第一項の規定による発掘の施行

八 第八十条第五項(第八十一条第三項で準用する場合を合
む)の規定による原状回復の命令

2 委員会は、前項の聴聞を行おうとするときは、前項各号に
規定する処分又は措置を行おうとする理由、その処分又は措
置の内容並びに聴聞の期日及び場所をその期日の十日前まで

に当該関係者に通告し、且つ、その処分又は措置の内容並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、委員会は、聴聞を行わないで第一項に規定する処分又は措置をすることができる。

(異議の申立)

第八十五条の二 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会がした左に掲げる処分不服のある者は、委員会に対し、異議の申立をすることができる。

一 第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二 第四十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

三 第七十一条の二第一項の規定による管理団体の指定

2 前項の規定による異議の申立は、処分の相手方及び処分の通知を受けるべき者にあつては処分のあつた日又は処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、委員会規則の定める事項を記載した申立書を委員会に提出して、行わなければならない。3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることが

できなかつたことを疎明した者は、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)

第八十五条の三 委員会は、異議の申立が不違法であると思へるときは、申立を却下しなければならない。

(異議の異立のあつた場合の聴聞)

第八十五条の四 異議の申立があつたときは、第八十五条の二第一項第二号の事案に係る場合及び申立を却下する場合を除き、委員会は、申立を受理した日から三十日以内に、公開による聴聞を開始しなければならない。

2 委員会は、前項の聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日及び場所をその期日の十日前までに異議の申立をした者に通告し、且つ、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第八十五条の五 異議の申立をした者の外、当該処分について利害関係を有する者で聴聞に参加して意見を述べようとするものは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、委員会にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第八十五条の六 第八十五条の四の規定による聴聞において、異議の申立をした者、処分の相手方、処分の通知を受け

るべき者及び前条の規定により聴聞に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、且つ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(決定)

第八十五条の七 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 委員会は、決定書の正本を、異議の申立をした者及び聴聞に参加した者に交付しなければならない。但し、申立を却下する決定については、異議の申立をした者に交付すれば足りる。

(決定前の協議等)

第八十五条の八 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る異議の申立については、委員会は、申立を却下する場合を除き、あらかじめ、土地調整委員会に協議した上、決定をしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、異議の申立に係る事案について意見を述べることができる。

(手続)

第八十五条の九 前七条に定めるものの外、異議の申立に関する手続は、委員会規則で定める。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第八十六条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する

場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第八十七条 重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物が国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部大臣が管理する。

但し、そのものが文部大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長(同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)が管理するか、又は文部大臣が管理するかは、文部大臣、関係各省各庁の長及び大蔵大臣が協議して定める。

2 前項但書の規定により協議する場合には、文部大臣は、委員会の意見を聞かなければならない。

第八十七条の二 前条第一項の規定により重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換又は所屬替をするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第八十八条 国の所有に属する有形文化財又は民俗資料を国室若しくは重要文化財又は重要民俗資料に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項(第五十六条の十第二項で準用する場合を含む)の規定により所有者に対し行うべき通知又は

指定書の交付は、当該有形文化財又は民俗資料を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要民俗資料の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第五十六条の十一第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要民俗資料を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を委員会に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別跡に名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第六十九条第三項（第七十条第三項及び第七十一条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第八十九条 重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基いて発する委員会規則及び委員会の勧告に従い、重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項並びに同項を準用する第五十六条の十二及び第七十五条の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条並びに同項を準用する第五十六条の十二及び第七十五条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条及び同条を準用する第五十六条の十二の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第八十条の二第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第五十六条の十三第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第七十二条第二項の規定を、前項第八号の場合に係る通知には、第八十四条第一項の規定を準用する。

3 委員会は、第一項第五号、第六号又は第八号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第九十一条 左に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部大臣を通じて委員会の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝

第九十条 左に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部大臣を通じて委員会に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を取得たとき。

二 重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の所管を受け、又は所屬替をしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要民俗資料の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により委員会の同意を求めなければならない場合その他委員会規則の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要民俗資料の現状を変更し、又はこれを輸出しようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

八 所管に属する土地において貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したとき。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、委員会の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項但書及び同条第二項並びに第八十条第一項但書及び同条第二項の規定を準用する。

4 委員会は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の機関は、前項の規定による委員会の勧告を十分に尊重しなければならない。

第九十二条 委員会は、必要があると認めるときは文部大臣を通じて各省各庁の長に対し、左に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要民俗資料の出品又は公開

- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による委員会の勧告に基いて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部大臣と各省各庁の長が協議して定める。
- 4 前項の規定により協議する場合には、第八十七条第二項の規定を準用する。

第九十三条 委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、委員会は、当該文化財が文部大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部大臣を通じて当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部大臣の所管に属するものであるときは、文部大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 1 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての委員会の勧告に応じないとき。
- 2 国宝又は特別史跡名勝天然記念物が、若しくは若しくは衰亡している場合又は滅失、き損し、衰亡し、若しくは盗

み取られる虞のある場合において関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと思われるとき。

第九十四条 委員会は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定するに当り、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要民俗資料に係る場合を除き、調査に当る旨を定めて実地調査をさせることができる。

第九十五条 委員会は、国の所有に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、文部大臣を通じて当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要民俗資料の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第七十二条第一項及び第二項、第七十二条の二第一項及び第三項、第七十六条並びに第八十二条の規定を準用する。

第九十五条の二 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第九十五条の三 委員会は、重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第九十五条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要民俗資料に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第七十二条の二

第一項及び第七十三条の規定を準用する。

第九十六条 委員会は、第五十八条第一項の規定により自ら発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部大臣を通じて関係各省各庁の長と協議しなければならない。但し、当該各省各庁の長が文部大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第九十七条 第六十三条の規定により国庫に帰属した文化財は、委員会が管理する。但し、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会 (地方公共団体の事務)

第九十八条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要民俗資料、重要無形文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規

定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を報告しなければならない。

(権限の委任)

第九十九条 委員会は、必要があると認めるときは、式に掲げる委員会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第五十六条の十四、第七十六条第二項(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))第三十七條第四項(第五十六条の十四及び第七十七條第三項で準用する場合も含む。))第五十六条の六第二項、第五十六条の九第二項(第五十六条の十八で準用する場合を含む。))第五十六条の十四、第七十三條の二、第七十五條、第九十五條第五項及び第九十五條の三第三項で準用する場合を含む。の規定による指揮監督

二 第四十三條又は第八十條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。)

三 第五十一條第五項(同條第七項(第五十六條の七第二項で準用する場合を含む。))、第五十一條の二(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))、第五十六條の十五第二項及

なければならぬ。

(修理等の施行の委託)

第一百一條 委員会は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基き、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第一百二條 都道府県の教育委員会は、あらかじめ、委員会の承認を得て、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすること

び第五十六條の十六で準用する場合を含む。の規定による公開の停止命令

四 第五十三條の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四條(第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))第五十五條、第八十二條(第九十五條第五項で準用する場合を含む。))又は第八十三條の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七條第二項の規定による発掘の停止命令

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委任に基き同項第二号若しくは第四号に規定する許可の取消又は同項第五号に規定する立入調査若しくは調査のため必要な措置を行う場合には、第八十五條の規定を準用する。

(出品された重要文化財等の管理の委任)

第一百條 委員会は、必要があると認めるときは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市の教育委員会に対し第四十八條(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))の規定により出品された重要文化財又は重要民俗資料の管理の事務を委任することができる。

2 前項の規定による委任を受けた場合には、都道府県又は前項に規定する市の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要民俗資料の管理の責に任ずべき者を定め

ができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九條第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第一百三條 この法律の規定により文化財に関し委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを委員会に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。但し、特に緊急な場合は、この限りでない。

4 この法律の規定により委員会に対してなすべき届出、報告、申出又は指定書の返付は、その届書その他の書類又は指定書が第一項の規定により経由すべき都道府県の教育委員会に到達した時に行われたものとみなす。

(指揮監督及び経費の負担)

第一百四條 委員会は、この法律の規定により都道府県又は前百條第一項に規定する市の教育委員会に行わせる事務につき、その教育委員会を指揮監督することができる。

2 都道府県又は第百条第一項に規定する市の教育委員会が第九十九条から第百一条までの規定による事務を処理するため、に要する経費は、国庫の負担とする。

(委員会に対する意見具申)

第百四条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、委員会に対して意見を具申することができる。

(教育委員会の文化財専門委員)

第百四条の三 都道府県の教育委員会に文化財専門委員を置くことができる。

2 文化財専門委員は、文化財の保存及び活用に関し、都道府県の教育委員会の諮問に答え、又は都道府県の教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

3 文化財専門委員会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第百五条 罰則

第七章 罰則

(刑罰)

第百六条 第四十四条の規定に違反し、委員会の許可を受けないうで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮、又は十万円以下の罰金に処する。

第百七条 重要文化財を損壊し、き壊し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮、又は三万円以下の罰金若しくは

重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三万円以下の過料に処する。

第百九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第五十六条の十四及び第九十五条第五項で準用する場合を含む)又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要民俗資料の管理又は国宝の修理に関する委員会の命令に従わなかつた者

二 第四十三条の規定に違反して、委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうで重要文化財の現状を変更し、又は委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県教育委員会の現状変更の停止の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第七十六条第一項(第九十五条第五項で準用する場合を含む)又は第七十七条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する委員会の命令に従わなかつた者

四 第八十条の規定に違反して、委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうで史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は

科料に処する。

2 前項に規定する当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮、又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百七条の二 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮、又は三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮、又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百七条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(行政罰)

第百八条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第五十六条の十四で準用する場合を含む)、第七十八条第二項、第一百九条第二項又は第百二条第二項で準用する場合を含む)、第四十九条(第五十六条の十六で準用する場合を含む)又は第百条第二項に規定する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る

委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

第百十条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第三十九条第三項(第百一条第二項で準用する場合を含む)で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

三 第四十六条(第五十六条の十四で準用する場合を含む)の規定に違反して、委員会に對する差渡の申出をせず、若しくは申出をした後同条第三項(第五十六条の十四で準用する場合を含む)に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要民俗資料を譲り渡し、又は同条第一項(第五十六条の十四で準用する場合を含む)の規定による差渡の申出若しくは同項但書(第五十六条の十四で準用する場合を含む)の規定による承認の申請につき、虚偽の事実を申し立てた者

四 第五十三条の規定に違反して、委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうで重要文化財を公開し、又

は委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会との公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第七十八条第二項又は第九十一条第二項で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

六 正当な理由がなくて、第八十一条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第百一十一條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第二十八條第五項、第二十九條第四項（第五十六條の十一第二項で準用する場合を含む。）、又は第五十六條第二項（第五十六條の十七で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財又は重要民俗資料の指定書を委員会に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第五十六條の十二及び第七十四條第十二項で準用する場合を含む。）、第三十二條（第五十六條の十二及び第七十五條で準用する場合を含む。）、第三十三條（第五十六條の十二、第七十五條及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）、第三十四條（第五十六條の十二及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）、第四十三條の二第一項、第五十六條の五、第五十六條の十三第一項、

は当該公務員の立入調査若しくは調査のため必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十七條第二項の規定に違反して、委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止又は停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

七 第五十八條の規定による発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第百一十二條 削除

附則

(施行期日)

第百一十三條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(関係法令の廃止)

第百一十四條 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和四年法律第十七号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百一十一号）

重要美術品等調査審議令（昭和二十四年政令第二百五十一号）

第五十六條の十五第一項、第五十七條第一項、第七十二條第二項（第九十五條第五項で準用する場合を含む。）、第八十條の二第一項又は第八十四條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二條の二第五項（第三十四條の三第二項（第五十六條の十四で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十二で準用する場合を含む。）又は第七十二條第四項の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十八條第四項（第五十一条第三項（第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（同條第七項（第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）第五十一条の二（第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十五第二項で準用する場合を含む。）、の規定に違反して、委員会若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

五 第五十四條（第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）、第五十五條、第八十二條（第九十五條第五項で準用する場合を含む。）又は第八十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

史跡名勝天然記念物調査令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

(法令廃止に伴う経過規定)

条第百一十五條 この法律施行前に行つた国宝保存法第一條の規定による国宝の指定（同法第一條第一項の規定により解除された場合を除く。）は、第二十七條第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三條又は第四條の規定による許可は、第四十三條又は第四十四條の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第七條第一項の規定による命令及び同法第十五條前段の規定により交付した補助金については、同法第七條から第十條まで、第十五條後段及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九條第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替へるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第六條及び第二十三條の規定を除く外、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に国宝保存法第一條の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に届け出なければならぬ。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならぬ。

6 第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に通知しなければならない。但し、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付するものとする。

第百十六條 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、委員会が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と「国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ」とあるのは、「文化財保護法第二十七条第一項ノ規定ニ依リテ重要文化財トシテ指定シ」と読み替へるものとする。

2 文化財専門審議会においては、当分の間、委員会の諮問に

会又は衆議院の解散の場合に限り、第九条第一項の規定にかかわらず、その後最初に召集された国会において両議院の事後の承認を得れば足りる。

2 文部大臣は、前項の規定による両議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

(第一回の委員会の招集)

第百十九條 この法律に基く第一回の委員会は、第十四条の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(最初の委員の任期)

第百二十條 この法律により初めて任命される委員会の委員で、委員長及びその職務を代理する委員以外のものの任期は、第十條第一項の規定にかかわらず、一人については一年、二人については二年とする。

2 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、くじで定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第百二十一條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一中 文部省 を 文部省文化財保護委員会 に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第百二十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

応じて重要美術品等の保存に関する法律第一条の規定による輸出及び移出の許可、同法第二条の規定による認定の取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議し、且つ、これらの事項に關し必要と認める事項を委員会に建議する。

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に關しては、当分の間、第百三條の規定を準用する。

第百十七條 この法律施行前に行つた史跡名勝天然紀念物保存法第一条第一項の規定による指定(解除された場合を除く)は、第六十九條第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による假指定(解除された場合を除く)は、第七十條第一項の規定による假指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第八十條第一項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然紀念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然紀念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替へるものとする。

3 この法律施行前に行つた行為の処罰については、史跡名勝天然紀念物保存法は、なおその効力を有する。

(最初の委員の任命)

第百十八條 委員会の最初の委員の任命については、国会の間

目次中「第三章 職員(第二十五条・第二十六条)」を

「第三章 外局(第二十五条・第二十六条)」に改める。

第四章 職員(第二十七条・第二十八条)」に改める。

第二條第一項第二号中「国宝、重要美術品、史跡名勝天然紀念物その他の文化財」を「文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)に規定する文化財」に改める。

同条第三項中「出版」を「文化財保護法に規定する文化財、出版」に改める。

第十條第九号を次のように改める。

九 削除

第十三條中「国立博物館」を削る。

第十四條第一項中「国立博物館、」を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十四條左表中国宝保存法、重要美術品等調査審議会及び史跡名勝天然紀念物調査会の項を削る。

第三章を第四章とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十六条を第二十八条とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基いて文部省に置かれる外局は、左の通りとする。

文化財保護委員会

(文化財保護委員会)

第二十六条 文化財保護委員会の組織、所掌事務及び権限は、文化財保護法の定めるところによる。

(行政機関職員定員法の一部改正)

第二百二十三条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中

文部省本省	六八六人	うち六一、八四七人は、国立学校の職員とする。
-------	------	------------------------

を

文部省	本省	六八六	うち六一、八四七人は、国立学校の職員とする。
計	文化財保護委員会	四二	
		高(三)	

に改める。

(従前の国立博物館)

第二百二十四条 法律(これに基づく命令を含む)に特別の定めがある場合を除く外、従前の国立博物館及びその職員(美術研究所及びこれに所属する職員を除く)は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七

七条の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府

県が定める範囲内にある地域及び同法第六十九条又は

第七十条の規定により指定され、又は仮指定された地域

同項第四号を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰

り上げる。

(教育委員会法の一部改正)

第二百二十九条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)

の一部を次のように改正する。

第五十条第六号を次のように改める。

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)及び

重要美術品等の保存に関する法律(昭八年法律第四十

三号)の施行に關すること。

(富裕税法の一部改正)

第三百三十条 富裕税法(昭和二十五年法律第七十四号)の一

部を次のように改正する。

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により国宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は

館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二百二十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 文化財保護委員会の委員長及び委員

別表中「全国選挙管理委員会委員長」を「全国選挙管理委員会委員長」に、「中央更生保護委員会委員長」を「中央更生保護委員会委員長」に改める。

保護委員会委員長

保護委員会委員長

保護委員会委員長

保護委員会委員長

保護委員会委員長

保護委員会委員長

(遺失物法の一部改正)

第二百二十六条 遺失物法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までの規定を削る。

2 この法律施行前に国庫に帰属した埋蔵物については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国有財産法の一部改正)

第二百二十七条 国有財産法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第二百二十八条 屋外広告法(昭和二十四年法律第八十九号)

重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定されたもの

附則(昭和二十六年十二月二十四日法律第三百十八号抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二

条、第二十三条及び第二百二十四条第二項の改正規定並び

に附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第三十四条の規定は、なおその効

力を有する。

附則(昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十二号抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、

附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定)

2 この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である

者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつ

て、奈良国立博物館の職員となるものとする。

附則(昭和二十八年八月十日法律第九十四号抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十八年八月十五日法律第二百十三号抄)

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。(後略)

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認

可その他の処分又は申請、届出その手続は、それぞれ改正後

の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附則（昭和二十九年五月二十九日法律第三百一十一号抄）

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第七十一条第二項の規定にかかわらず、新法第六十九条第一項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から三年以内に同条同項の規定による指定がなかつたとき、その効力を失う。

- 3 この法律の施行前六月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第四十五条第一項若しくは第八十一条第一項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から三十日以内に委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合には、第八十五条の二第二項及び第三項並びに第八十五条の三から第八十五条の九までの規定を準用する。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前従の例による。

- 5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十九号）は、廃止する。
- 6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する

附則（昭和三十四年四月二十日法律第四百四十八号抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号の規定する強制換価手続による配列手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

（十四）文化財保護法の施行期日を定める政令

昭和二十五年八月二十六日
政令第二百七十六号

文化財保護法の施行期日を定める政令をここに公布する。
文化財保護法の施行期日を定める政令

内閣は、文化財保護法（第二十五年法律第二百四十四号）第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

文化財保護法の施行期日は、昭和二十五年八月二十九日とする。

政令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。

- 7 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一条の二、第九十五条又は第九十五条の三の規定にかかわらずこの法律の施行の日から一年間は、新法第七十一条の二第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

附則（昭和三十一年六月十二日法律第四百四十八号抄）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月三十日法律第六十三号抄）

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

（後略）

附則（昭和三十三年四月二十五日法律第八十六号抄）

- 1 この法律は、公布の日から施行し……文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定……を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。（後略）

（付）文化財指定基準

- （一） 国宝及び重要文化財指定基準並びに
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名
勝天然記念物指定基準

昭和二十六年五月十日
文化財保護委員会告示第二号

〔沿革〕 昭和二十九年一月二五日文化財保護委員会告示第五
七号、三〇年五月二五日第二九号改正

国宝及び重要文化財指定基準

絵画、彫刻の部
重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で、わが国の文化史上重要なもの
- 二 わが国の絵画彫刻史上、特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特殊性を示すもの

四 特殊な作者、流派あるいは地方様式等を代表する顕著なもの

五 渡来品でわが国の文化にとつて特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

書籍、典籍、古文書の部

重要文化財

一 書跡類は写経、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等の中から書道史上の代表と認められるもの、又は史料的に価値の高いもの

二 典籍類は、写本類では、和書、漢籍、著述稿本、聖教等に分ち、その原本又は優秀な古写本、あるいは系統的、歴史的にまともな重要なもの。

版本類は和漢古刻史上の代表であつてまれな遺品とし、一切経のごときは宋元版等であつて全蔵又は残欠の少ないもの

三 古文書類は歴史上重要と認められるもの、及び相当数まともな史料価値の高いもの。日記記録類は学術上価値の高いものの原本、又はこれに準ずるもの

四 西域出土品、洋書類は稀覯にして学術的価値の高いもの

五 右のほか宗教、教育、学芸、産業、政治、軍事、生活等の遺跡の出土品は及遺物で、歴史的意義深く学術資料として重要なもの、又は製作上価値の高いもの

国宝

重要文化財のうち更に学術的価値が高く代表的なもの

建造物の部

重要文化財

建築（堂塔、社殿、宮殿、城廓、書院、茶室、民家、その他）、橋梁等の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓、碑等で建築的技法になるものうち

一 意匠的に優秀なもの

二 技術的に優秀なもの

三 歴史的価値の高いもの

四 流派のあるいは、地方的特色において顕著なもの
但し、室町時代以後のものについては、特に代表的又は特殊なもの

国宝

重要文化財のうちきわめて優秀で、且つ、文化史的意義の特に深いもの

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

国宝

重要文化財のうち特に学術的価値が高いもの、又は特に美術的に優秀なもの

工芸の部

重要文化財

一 各時代の遺品中、製作が特に優秀なもの

二 わが国の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの

三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの

四 渡来品でわが国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

考古の部

重要文化財

一 石器、土器、骨角牙器、木製品、玉類、土偶、土版等の石器時代遺物で特に学術的価値の高いもの

二 銅鐸、銅剣、銅鉾等を始め、金石併用期時代の遺物と認められる学術的に貴重な資料

三 古墳及びその他の遺跡の出土品、又は特異な伝世品で、学術的価値の高いもの。

四 古墳以後の制にかかる墳墓、飛鳥奈良朝以後の寺跡、経塚等の出土品で、学術的に貴重な資料になるもの

史跡

左に掲げるものうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

一 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他の類の遺跡

二 都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡広跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡

三 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡

四 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡

五 薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡

六 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窰跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡

七 墳墓並びに碑

八 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるものうちわが国のすぐれた国土美として欠くこ

とのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風景景観の優秀なもの、名所のあるいは學術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは學術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獸、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩見、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの
天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち學術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存

を必要とするもの及びその棲息地

- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群衆
 - (四) 日本に特有な畜産動物
 - (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
 - (六) 特に貴重な動物の標本
- #### 二 植物
- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
 - (三) 代表的高山植物帯、特殊崖石地植物群落
 - (四) 代表的な原野植物群落
 - (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
 - (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - (七) 洞穴に自生する植物群落
 - (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - (十) 著しい植物分布の限界地
 - (十一) 著しい栽培植物の自生地
 - (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- #### 三 地質鉱物
- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態

- (三) 地層の整合及び不整合
- (四) 地層の褶曲及び衝上

- (五) 生物の働きによる地質現象

- (六) 地震断層など地塊運動に関する現象

- (七) 洞穴

- (八) 岩石の組織

- (九) 温泉並びにその沈澱物

- (十) 風化及び侵蝕に関する現象

- (十一) 硫気孔及び火山活動によるもの

- (十二) 氷雪霜の営力による現象

- (十三) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

- 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域
(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又國家的に価値が特に高いもの

(二) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準

昭和二十九年十二月二十五日
文化財保護委員会告示第五十五号

第一 重要無形文化財の指定基準

(一) 芸能関係

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は工芸史上重要な地位を占めるもので、かつ、地方
 - 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。
 - 三 前二項の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な技能又は技術で次の各号の一に該当するものは、当該芸能又は技法の一部として、又はそれらとともに指定することができる。
 - (一) 当該芸能又は技法の表現に伴う技能で優秀なもの
 - (二) 当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なもの
- #### (二) 工芸技術関係
- 一 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸術に資する技術として特に貴重なもの
 - (三) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
 - (四) 芸術上価値が高く、芸術に資する技術として貴重であり又は工芸史上重要な地位を占めるもので、かつ、地方

的特色が顕著なもの

二 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術等の建築術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの。

第二 重要無形文化財の保持者の認定基準

〔芸能関係〕

一 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術（重要無形文化財の指定基準〔芸能関係〕第三項の技能又は技術をいう。以下同じ。）を高度に体现できる者（二人以上の者が一体となつて芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を高度に体现する場合には、これらの者を一体として保持者に認定することができる。）

二 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を正しく体得し、これに精通している者

三 重要無形文化財に指定される芸能の性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数である場合には、それらの者の代表者を保持者（代表者）として認定することができる。

〔工芸技術関係〕

一 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術（重要無形文化財の指定基準〔工芸技術関係〕第二項の技術をいう。以下同じ。）を高度に体得している者

二 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

三 重要無形文化財に指定される工芸技術又は技術の性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数である場合には、それらの者の代表者を保持者（代表者）として認定することができる。

（三）記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

昭和二十九年十二月二十五日
文化財保護委員会告示第五十六号

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち、わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理、模写、模造等の技術、規矩術等の建築術その他美術に関する技術のうち、わが国の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

（四）重要民俗資料指定基準

昭和二十九年十二月二十五日
文化財保護委員会告示第五十八号

一 次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

（一）衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

（二）生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等

（三）交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

（四）交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板・鑑札、店舗等

（五）社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者宿等

（六）信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

（七）民俗知識に関して用いられるもの。たとえば曆類、卜占用具、医療具、教育施設等

（八）民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具、楽器・面・人形、玩具、舞台等

（九）人の一生に関して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

（十）年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの。

（一）歴史の変遷を示すもの。

（二）時代的特色を示すもの。

（三）地域的特色を示すもの。

（四）生活階層の特色を示すもの。

（五）職能の様相を示すもの。

三 他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集でわが国民の生活との関連上特に重要なもの。

（五）記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

昭和二十九年十二月二十五日
文化財保護委員会告示第五十九号

一 次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

（一）衣食住に関するもの。たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等

(一) 国宝指定件数種類別都道府県別一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

種別 都道府県別	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	建造物		総計
						件数	棟数	
北海道								
青森			2			1	1	2
岩手			4	1		3	4	5
秋田			1	2		1	1	2
山形			2					2
福島			1	1		6	9	11
茨城			4	6		1	1	11
栃木			1	1		2	2	5
群馬			2	2		1	2	7
埼玉県	45	1	77	68	5	2	2	197
千葉県	9	1	8	5				25
東京都			5	1		2	2	8
神奈川県			3	1		2	2	6
新潟県			1			2	2	5
富山県	2		1			2	2	5
石川県			1	4		2	2	7
福井県			1	5		3	3	11
山梨県	1		1	4		2	2	9
長野県	1		1	5		3	3	11
岐阜県	3	4	3	15	1	19	20	45
静岡県	7	31	15	83	3	44	56	221
愛知県	2	3	19	12	3	5	8	49
岐阜県	7		2	8		11	14	23
東京都	9	65	31	8	8	58	65	177
神奈川県	1	1	5	9	1	7	7	32
静岡県			2			1	1	3
愛知県	2		2			2	2	6
岐阜県	1		1	2		6	11	18
東京都			3	2		3	3	9
神奈川県				2		2	2	4
静岡県			8		1	3	3	12
愛知県	1		1	5	2	1	1	10
岐阜県						3	3	6
東京都			1			2	4	7
神奈川県						2	4	6
静岡県						3	3	6
愛知県						2	4	6
岐阜県						3	3	6
合計	137	106	225	242	25	196	238	931

三、文化財指定件数表

- (一) 生産・生業に関するもの。たとえば農耕、漁獵、工作、紡織等に関する習俗
 - (二) 交通・運輸・通信に関するもの。たとえば旅行に関する習俗等
 - (三) 交易に関するもの。たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
 - (四) 社会生活に関するもの。たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
 - (五) 口頭伝承に関するもの。たとえば伝説、昔ばなし等
 - (六) 信仰に関するもの。たとえば祭祀、法会、祖霊信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等
 - (七) 民俗知識に関するもの。たとえば曆類、禁忌、卜占、医療、教育等
 - (八) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの。たとえば祭礼行事、競技、童戯等
 - (九) 人の一生に関するもの。たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等
 - (十) 年中行事に関するもの。たとえば正月、節分、節句、盆等
- 二 無形の民俗資料のうち、前項には該当しないが、重要民俗資料の特質を理解するため特に必要なもの。
- 三 他民族に係る前二項に掲げる無形の民俗資料で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの。

㊦ 国宝（建造物）指定年

指定年月日	昭 28. 6. 9		27. 3. 29		27. 11. 22		28. 3. 31		28. 11. 4		29. 3. 20	
	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
北海道	1	1			1	1	1	1				
青森			1	1								
岩手					1	1						
山梨	5	8										
茨城			1	1								
栃木												
群馬	2	2										
千葉県												
東京都									2	2		
石川県							3	4				
福井県			2	2								
長野県			1	1								
岐阜県	1	1	1	2	7	7	8	8			1	1
静岡県	7	10	9	14	5	5	8	10	2	2	5	5
愛知県	5	8	2	2	2	2	7	8	4	4	1	1
京都府	16	17	13	13	5	5	4	4			3	3
大阪府			1	1								
兵庫県			1	1					1	1		
奈良県			1	1								
和歌山県			1	1								
徳島県							3	3				
香川県					1	1			2	2		
高松県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
熊本県												
大分県												
鹿児島県												
沖縄県												
見計	37	47	39	54	28	30	38	42	18	21	10	12

注) 指定年月日で昭和29年6月30日以前(法律改正)の分は委員会決定年月日とす

月日別都道府県別件数一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

30. 2. 2		30. 6. 22		31. 6. 28		32. 6. 18		33. 2. 8		34. 6. 27		現在数	
件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
										1	2	1	1
												3	4
												1	1
												6	9
												1	1
												2	2
												2	2
												2	2
												2	2
1	1											19	20
												44	56
												5	8
												11	14
4	4	1	1							1	1	58	65
												7	7
												1	1
												2	2
												2	2
												6	11
												3	3
												2	2
												3	3
												1	1
1	1	1	1									3	3
												2	4
6	6	5	5	3	7	3	4	4	4	5	6	196	238

もつて指定年月日とする

(四) 重要文化財指定件数種類別都道府県別一覽

昭和 35. 7. 31. 現在

都道府県別	種別	繪画	彫刻	工芸	書跡	考古	建造物		總計
							件数	棟数	
北海道	道	1		2			2	2	5
	森		2	9		2	13	21	26
	手	2	18	13	3	1	5	5	42
	城		6	13	3	2	9	13	33
	田	2		5	1		3	4	11
	形	4	2	29	5	2	9	9	51
	島	3	22	12	2	5	12	12	56
	城	6	14	9		2	9	12	40
	木	8	6	47	33	3	15	108	112
	馬	1	1	5	3	6	7	9	23
奈	玉	5	8	12	2	3	10	20	40
	葉	4	10	13	4	3	13	13	47
	京	315	76	545	464	48	23	45	1,471
	川	93	61	63	78	3	26	31	324
	潟	5	15	10	9	1	12	22	52
	山	2	6	1	4		10	11	23
	川	7	10	19	28	2	24	33	90
	井	11	23	9	11		9	9	63
	野	9	13	8	5		35	36	70
	阜	4	37	6	4	2	44	57	97
歌	岡	1	40	18	7		16	21	82
	重	30	12	45	27		12	24	126
	賀	35	33	50	56	2	47	72	223
	都	16	57	15	24	6	11	13	129
	阪	92	363	38	108	5	146	164	752
	庫	426	334	111	635	17	230	383	1,753
	車	80	94	149	82	11	53	78	469
	長	85	96	49	63	12	65	145	370
	島	61	460	174	143	26	214	269	1,078
	取	63	95	58	46	5	46	54	313
児	根	3	17	4	1	4	7	9	36
	山	7	19	16	7	5	10	23	64
	島	22	16	25	2	3	29	55	97
	口	6	36	52	14	1	34	45	143
	島	7	16	21	14	4	18	18	80
	川	5	14	4	4	1	3	3	27
	媛	19	29	10	11		16	22	85
	知	2	12	35	5	1	28	53	83
	賀		51	10			8	24	69
	佐	10	47	29	8	20	16	16	130
の	長		13	4	1	3	3	3	24
	賀		1	1	1		9	6	12
	崎	2	10	3	7	1	10	26	33
	本		19	9		1	17	20	46
	分		3			1	1	1	5
	島			11			1	1	12
	他	7	2	19	6	1			35
	計	1,462	2,218	1,786	1,931	215	1,340	2,023	8,952

注) 本表の件数は国宝の件数を含む

(三) 国宝(美術工芸品)指定年月日別種類別件数一覽

昭和 35. 7. 31. 現在

指定年月日	種別	繪画	彫刻	工芸	書跡	考古	計
昭26. 6. 9		26	24	39	53	2	144
昭27. 3. 29		23	21	24	56	2	126
昭27. 11. 22		18	18	25	43	7	111
昭28. 3. 31		13	12	26	19	3	73
昭28. 11. 14		17	7	23	17	3	67
昭29. 3. 20		9	6	21	14	1	51
昭30. 2. 2		8	3	15	12	1	39
昭30. 6. 22		7	5	8	10	1	31
昭31. 6. 28		11	5	17	6	2	41
昭32. 2. 19		5	3	14	5	1	28
昭32. 6. 18				1		1	2
昭33. 2. 8			2	7	3	1	13
昭34. 6. 27				5	4		9
計		137	106	225	242	25	753

注) 指定年月日で昭和29年6月30日(法律改正)以前の分は委員会決定年月日をもつて指定年月日とする

(四) 重要文化財（美術工芸品）指定年月日別種別件数一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

種別 指定年月日	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	計
	昭26. 4以前 (旧国宝)	1,153	2,118	1,018	1,410	91
27. 3. 29	36	0	46	31	1	114
27. 7. 19	14	4	30	26	2	76
28. 3. 31	18	2	51	33	12	116
28. 11. 14	26	0	92	48	11	177
29. 3. 20	12	0	52	28	7	99
30. 2. 2	11	11	47	44	8	121
30. 6. 22	19	5	62	34	10	94
31. 6. 28	29	14	51	45	7	146
32. 2. 19	28	13	41	46	6	134
32. 6. 18	7	1	41	11	4	64
33. 2. 8	20	14	87	34	24	179
34. 6. 27	43	12	138	68	10	271
34. 12. 18	27	18	43	46	11	147
34. 6. 9	17	6	23	27	11	84
-	1,462	2,218	1,786	1,931	215	7,612

- 注) 1. 本表の件数は国宝の件数を含む
 2. 指定年月日で昭和29年6月30日以前（法律改正）の分は委員会決定年月日をもつて指定年月日とする。

(七) 特別史跡名勝天然記念物指定件数都道府県別一覧

昭和 35. 7. 31 現在

都道府県別	種別 特史	特史 特名	特史 特天	特名	特名 特史	特名 特天	特天	特天 特史	特天 特名	総計
北海道	1						5			6
青森	2			1			4			7
岩手	1			1			1			2
宮城	1						1			2
秋田	3						2			2
山形	1						1			3
福島	1		1				1			3
茨城	3						1			4
栃木	1						4			4
群馬	3						1			4
千葉県		1		1	1		1			4
東京都										
神奈川								3		3
新潟							1			1
富山							1			1
石川				1			1			2
福山							1			1
長門	1						1			2
岐静	3						2			5
愛三	1						2			3
滋京	1						1			2
大坂	2		3		9					12
兵庫	1									1
京都	1									1
奈良	7						1			8
和歌山	1									1
鳥根	1						1			2
山島	1			1			1			3
廣山	1	1		1						3
山口										
島川	1			1			2			4
媛知							1			1
岡賀	4						2			6
高福	1						1			2
佐賀	1									1
熊本	1						1			2
大宮	1									1
鹿兒島	1							3		4
府上								6		6
二府								2		2
以上				3						3
以地域										
定め										
総計	43	5	1	21	1	1	63			135

(ウ) 史跡名勝天然記念物指定件数都道府県別一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

都道府県別	種別	史	史名	史天	名	名史	名天	天	天史	天名	総計
北海道		15			1			24			40
青森		7			2			4			14
岩手		10			4			30			46
秋田		5	1		4			16			26
山形		4			1			9			14
福島		3			2	1		12			18
茨城		15	2		2			20			39
栃木		11	1		1			5			18
群馬		17		1	1			5			24
埼玉県		26			3			19		1	50
千葉県		11						9			21
東京都		8			2			13			21
神奈川県		33	1			3		12	1		50
新潟県		22			2			6			31
富山県		3						22		1	31
石川県		5						1			18
福井県		4			3			15			23
山梨県		12	1		9			10		1	33
長野県		4			3			33			40
岐阜県		11			2	1		20			34
静岡県		11						2			50
愛知県		15			6	1		1		1	52
三重県		25			1	4		3			53
京都府		17			2			15		1	36
大阪府		19			9			13		1	45
兵庫県		32	15		24			8			86
奈良県		35			1	2		6			42
和歌山県		16			2			16			35
徳島県		50	1		3			19			75
香川県		11			1			15			28
愛媛県		12			3			15			32
高松県		33	3		4			23		1	70
岡山県		24			10			11			45
広島県		9			4			12			26
山口県		24	1		3			45		1	80
徳島県		1		1	2			8			11
香川県		8			3			8			21
愛媛県		5			8			12			25
高松県		7			2			14		1	24
岡山県		39			2			19			60
広島県		7			1			9			17
山口県		7			1			22			30
徳島県		16			3	1		16			38
香川県		25			1			16			42
愛媛県		13			3			33			50
高松県		13			1			15		1	30
岡山県		2			3			14			22
広島県								31			31
山口県		702	27	3	145	22	36	799	4	9	1747

注) 本表の件数は特別史跡名勝天然記念物の件数を含む

(ウ) 特別史跡名勝天然記念物指定年月日別件数一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

種別	指定年月日	昭 27.	昭 27. 3. 29	昭 27. 11. 22	昭 28. 3. 31	昭 28. 11. 14	昭 29. 3. 20	昭 29. 11. 20	昭 30. 3. 19	昭 31. 3. 31	昭 32. 3. 30	昭 34. 3. 28	昭 35. 3. 25	現在件数
特別史跡														43
特別名勝														5
特別天然記念物														21
特別史跡・特別名勝														1
特別史跡・特別天然記念物														1
特別史跡・特別天然記念物														2
特別史跡・特別天然記念物														62
特別史跡・特別天然記念物														2
特別史跡・特別天然記念物														1
特別史跡・特別天然記念物														1
特別史跡・特別天然記念物														135

注) 1. 指定年月日は指定決定年月日とする
2. () 内は指定解除件数を示す

(+) 史跡名勝天然記念物指定年月日別件数一覧

昭和 35. 7. 31. 現在

種別	指定年月日	文化財保護法施行以前	昭和 35. 7. 31. 現在										
			昭 26. 6. 9	26. 12. 26	27. 3. 27	27. 10. 11	27. 11. 22	28. 3. 31	28. 11. 14	29. 3. 20	29. 11. 20	30. 3. 19	
史跡 名勝 天然 計	史・名・天	574 27 2	19	3(-4)	4(-5)	2			9	6	1(-1)	5	5
	名・天・史	148 22 35	5	(-25)		1			3		1 2(-1)	2	1
	天・史・名	759 4 9	48	1(-1) (-43)	(-2)	2(-6)	1(-1)	4(-2)	10(-2)	7(-3)	5		6(-1)
	計		73	4(-75)	4(-7)	5(-6)	1(-1)	16(-2)	16(-2)	12(-5)	12		12(-1)
種別	指定年月日	現在件数	昭和 35. 7. 31. 現在										
			31. 3. 31	31. 11. 17	32. 3. 30	32. 6. 22	33. 3. 29	34. 3. 28	35. 3. 25	35. 5. 13	35. 6. 10		
史跡 名勝 天然 計	史・名・天	702 27 3	8	19	14	12	8						
	名・天・史	145 21 36		5		5(-1)	1(-1)					(-1)	
	天・史・名	798 4 9	3	10(-1)	7(-1)	11(-10)	(-4)	7(-7)	(-1)				
	計	1,745	11	34(-1)	21(-1)	28(-11)	9(-5)	7(-8)	(-1)	(-1)			

- 注) 1. 指定年月日は指定決定年月日とする
 2. () 内は指定解除件数を示す
 3. 本表の件数は特別史跡名勝天然記念物の件数を含む

(+) 重要無形文化財指定件数種類別一覧

昭和 35. 9. 15. 現在

区分 種別	各個指定		総合指定		備 考
	件数	人数	件数	団体数	
芸 能	16	22	3	4	雅楽、文楽(因会・三和会)、能楽
工 芸	28	32	3	3	小千谷縮・越後上布、結城紬、久留米緋
計	44	54	6	7	

(+) 重要無形文化財指定年月日別件数一覧

昭和 35. 9. 15. 現在

種別	指定年月日	昭和 35. 9. 15. 現在									解 除	現在数
		昭 30. 2. 15	30. 5. 12	31. 4. 24	31. 4. 24	32. 4. 25	32. 12. 4	34. 5. 6	35. 4. 19	35. 4. 19		
芸 能	各個指定	10(12)	2(2)	4(5)	(1)				3(3)	(3)	-3(-4)	16(22)
	総合指定		2(112)				1(40)				(-3)	3(149)
工 芸	各個指定	15(19)	7(10)	6(6)				2(2)			-2(-5)	28(32)
	総合指定		1(6)	1(6)		1(4)		(3)			(-2)	3(17)
計	各個指定	25(31)	9(12)	10(11)	(1)		1(40)		5(5)	(3)	-5(-9)	44(54)
	総合指定		3(118)	1(6)		1(4)		(3)			(-5)	6(166)

- 注) () 内は保持者数を示す。したがって () のみの欄は保持者の追加認定を示す

重要民俗資料指定年月日別都道府県別件数一覧

昭和 35. 7. 31 現在

指定年月日	昭	30. 4. 22	31. 4. 26	32. 6. 3	33. 4. 18	34. 5. 6	35. 4. 19	備考
都道府県別	30. 2. 3							
北海道								1
青森								1
岩手								1
秋田								1
山形								1
福島								1
茨城								1
栃木								1
群馬								1
新潟								1
富山								1
石川								1
福井								1
山梨								1
長野								1
岐阜								1
愛知								1
三重								1
滋賀								1
京都								1
大阪								1
奈良								1
和歌山								1
徳島								1
香川								1
高松								1
愛媛								1
高知								1
福岡								1
佐賀								1
熊本								1
大分								1
鹿児島								1
沖縄								1
計	6	4	3	4	3	9	13	42

(付) 記録作成の措置を講ずべき無形の民俗資料選択年月日別一覧

年	月	昭29. 11	30. 3	31. 3	32. 3	33. 3	34. 3	35. 3	合計
種目数		5	2	2	2	2	5	1	19

四、美術工芸品関係資料

(一) 国宝(美術工芸品)時代別件数一覧

昭和 35. 7. 31 現在

種別	時代	上古	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	明治	中国	朝鮮	計
絵画	画刻	0	0	4	41	37	1	11	6	12	0	25	0	137
彫刻	刻	0	8	32	44	19	0	0	0	0	0	3	0	106
工芸	工芸	1	4	10	58	114	16	2	1	3	0	14	0	225
書画	書画	0	2	20	118	39	11	0	1	0	0	51	0	242
考古	考古	7	0	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	25
計	計	8	14	77	268	209	28	13	8	15	0	93	2	735

(付) 中国関係内訳

種別	時代	西魏	唐	北宋	南宋	元	計
絵画	画刻	0	0	4	15	6	25
彫刻	刻	0	2	1	0	0	3
工芸	工芸	0	6	0	8	0	14
書画	書画	1	24	18	2	6	51
考古	考古	0	0	0	0	0	0
計	計	1	32	23	25	12	93

(注) 二つ以上の時代にまたがるものは古い時代に入れてある

江 戸					
書院・方丈	城郭	茶室	教学会	廻廊	塔婆
					五重塔
	櫓				
本願寺黒書院附伝廊、大徳寺方丈及び玄関	松本城辰巳附櫓、松本城月見櫓	如庵	大浦天守堂	閑谷齋講堂	東照宮東西透廊
					教王護国寺五重塔
					東照宮東西透廊
					東照宮東西透廊

江 戸		山					室 町									
門	仏堂	神社本殿	廟	城郭	能舞台	茶室	皇居遺構	廻廊	門	仏堂	神社	城郭	住宅、方丈等	塔婆		
四唐脚門		春流八住大神	徳川家廟						向手四脚唐門		権本殿	天守	多三	五重塔	八重脚門	
		日造(三間社)	明吉社	天守					唐唐門		現(入母屋造)	守	根來寺多宝塔	興福寺五重塔、明王院五重塔、瑠璃光寺五重塔、安樂寺八角三重塔、常樂寺三重塔、向上寺三重塔		
東照宮正面及び背面唐門、東照宮陽明門	善光寺本堂、延暦寺根本中堂、清水寺本堂、東大寺大仏殿、崇福寺大雄宝殿	春日大社本殿、賀茂別雷神社本殿、宇佐八幡宮本殿、住吉大社本殿、出雲大社本殿、仁科神明宮本殿	東照宮本殿・石の間拝殿、輪王寺大猷院本殿・租の間・拝殿	松本城天守、松本城乾小天守、姫路城東小天守、松本城渡櫓、彦根城附櫓及び多間櫓、姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	本願寺北能舞台	妙喜庵待庵	瑞巖寺方丈、仁和寺金堂	南禪寺方丈、光浄院客殿、勸学院客殿、本願寺書院、本願寺飛雲閣、二条城二の丸御殿、三宝院表書院、妙法院庫裏、観智院客殿、瑞巖寺庫裡	瑞巖寺廻廊	宝殿寺唐門	大徳寺唐門、本願寺唐門、豊国神社唐門	園城寺金堂、教王護国寺金堂	大崎八幡神社、北野天満宮本殿	都久夫須麻神社本殿	犬山城天守	慈照寺銀閣、慈照寺東求堂、大仙院本堂

(二) 国庫・重要文化財(建造物) 防災施設一覽(昭和25~34年度)

昭和35. 7. 31現在

年度別	総工費	補助額	防火装置	火災報知機	貯水槽	消防ポンプ	消火器	避雷針	消火栓	ドレーン	その他	施設件数
昭和25年度	円	円	カ所	カ所	コ	台	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	
26	32,142,808	18,063,000	18	2	16	6台	3	9	2	1カ所	道4 路2 防火器1 道防	86
27	36,989,240	24,768,000	13	—	28	12	4	11	4	2	道2 路3 防火器1 道防	41
28	54,536,974	34,195,000	11	—	33	15	9	32	6	—	道1 路1 防火器1 道防	50
(災害)	67,998,130	43,520,000	—	—	—	—	—	—	—	—	道2 路1 防火器1 道防	37
29	1,085,000	760,000	—	—	—	—	—	—	—	—	道1 路1 防火器1 道防	36
(災害)	50,434,050	32,868,000	9	—	11	6	—	26	7	2	—	24
30	1,322,000	925,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
(災害)	48,104,233	25,028,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
31	41,691,884	22,693,000	1	—	7	—	—	8	1	2	—	14
32	53,947,391	30,832,000	1	—	11	3	1	1	5	—	—	17
33	63,501,553	37,276,000	6	—	17	9	1	4	10	1	—	32
34	82,968,788	48,940,000	2	—	6	5	3	17	10	—	道1 路1 防火器1 道防	34
合計	534,717,051	319,868,000	75	72	148	58	45	124	55	8		416

(三) 国庫・重要文化財(建造物)

修理工事報告書一覽

(昭和三五・六・三〇日現在)

青森	弘前城二の丸辰巳櫓・丑寅櫓・三の丸追手門、長勝寺三門	新潟	蓮華峯寺金堂・弘法堂、魚沼神社神輿舎
秋田	神明社観音堂	長野	仁科神明宮社殿、白山社奥社本殿、善光寺本堂、大宮熱田神社本殿・同若宮八幡宮本殿、安楽寺八角三重塔(二冊)、智識寺本堂、中禪寺薬師堂、福徳寺本堂、松木城(解体調査編)、浄光寺薬師堂、新海三社神社、三重塔、萬山落合神社本殿、遠照寺釈迦堂
山形	出羽神社五重塔	石川	妙成寺書院・鎮守堂、同經堂、同開山堂・鐘樓、那谷寺三重塔
宮城	瑞巖寺本堂、庫裡・廻廊・中門・附太鼓塀・五大堂	大阪	聖神社本殿、金剛寺塔婆・鐘樓、長野神社本殿、住宅(白村邸)、多治速比売神社本殿、降井家書院、泉穴師神社本殿・同摂社春日神社本殿・同住吉神社本殿
福島	薬師堂(田子薬師堂)、阿弥陀堂(白水阿弥陀堂)	京都	曼殊院書院、妙心寺小方丈、春日神社本殿、建仁寺勅使門、二条城(第一~第三集)妙法院大書院、大報恩寺本堂、勸修寺書院、高台寺表門、同開山堂、教王護国寺宝藏・大師堂、東福寺二王門、木願寺黒書院・伝廊、玉鳳院開山堂・表門、妙心寺大方丈
東京	敝有院靈廟勸額門	兵庫	中島神社本殿、太山寺仁王門、石峯寺塔婆、円教寺大講堂、朝光寺鐘樓、弥勒寺本堂、円教寺金剛堂
神奈川	鶴岡八幡宮大鳥居、三井邸如庵、円覚寺舍利殿、旧東慶寺仏殿、月華殿、旧灯明寺三重塔・聴秋閣、臨春閣・春草廬・天瑞院寿塔	奈良	法隆寺東大門、同食堂・細殿、同東院礼堂・鐘樓、同西円堂、同地藏堂、同大講堂、同東院南門・四脚門、同東院舍利殿および絵殿・伝法堂、同夢殿・東院廻廊、同聖靈院、同五重塔、同新堂、宗源寺四脚門、北室院本堂・表門、東大寺南大門、南明寺本堂、東大寺大湯屋・法華堂北門、興福寺東金堂、唐
千葉	大聖寺不動堂、観音堂(光堂)、西願寺阿弥陀堂		
山梨	熊野神社本殿・拜殿、窪八幡神社本殿外八棟、清白寺仏殿・東光寺本堂、塩沢寺地藏堂、雲峰寺軍裡・仁王門・書院、大善寺本堂		
愛知	定光寺本堂、三明寺塔婆、天恩寺仏堂・山門、大恩寺念仏堂、密蔵院塔婆、名古屋城東南隅櫓、金蓮寺弥陀堂、伊賀八幡宮、高田寺本堂、信光明寺観音堂、八幡宮本殿(豊川)、長光寺地藏堂		
岐阜	日竜峯寺多宝塔、国分寺本堂		
富山	白山宮本殿、瑞竜寺總門・仏殿・法堂		

種別	重要無形文化財		重要無形文化財の保持者			
	名称	氏名	芸名雅号等	生年月日	住	所
能楽	能シテ方 能囃子方小鼓 能囃子方大鼓	喜多六平太 幸五郎 川崎利吉	十四世 喜多六平太 幸 祥光 川崎 九淵	明治七・七・七 明治五・二・六 明治七・三・七	東京都品川区上大崎四ノ二四五 東京都港区麻布新造土町一二 東京都杉並区馬橋四ノ四四三	三、三、五 三、三、五 三、三、五
文楽	人形浄瑠璃 人形浄瑠璃太夫 文楽太夫	金杉弥太郎 生田 巖	豊竹山城少禄 八世 竹本綱大夫	明治三・三・三 明治三・三・七	大阪府大阪市天王寺区御差町 大阪府大阪市南区二ツ井戸町一七	三、三、五 三、三、五
歌舞伎	歌舞伎立役 歌舞伎脇役	太田 照造 羽田久太郎	三世 市川 寿海 六世 市川團之助	明治元・七・三 明治九・七・一	京都府京都市深草願成町七 東京都文京区指谷町一三七	三、四、九 三、四、九

1 各個指定(四十四件 五十四人)
(1) 芸能の部(十六件 二十二)

六、無形文化財関係資料

(一) 重要無形文化財一覽

和歌山 大伝法院多宝塔
岡山 岡山城月見櫓、木蓮寺本堂
広島 不動院鐘樓、嚴島神社
山口 洞春寺観音堂、月輪寺薬師堂
鳥取 榜谿神社本殿・唐門・拝殿および幣殿、不動院岩屋堂
島根 松江城天守
香川 本山寺本堂、高松城二之丸月見櫓・同水手御門・同渡櫓、屋島寺本堂
愛媛 興隆寺本堂、松山城筒井門・同東統櫓・同西統櫓・隠門・同統櫓・戸無門・乾門・同東統櫓、太山寺本堂、大山祇神社本殿・拝殿、祥雲寺観音堂、石手寺護摩堂・鐘楼・訶梨帝母天堂、大洲城宇綿櫓

滋賀 招提寺礼堂、松尾寺本堂、薬師寺東塔・南門、鳳閣寺廟塔、十輪院本堂・南門、福智院本堂、十六所神社・同境内社住吉神社および竜王神社社殿、正蓮寺大日堂、元興寺極楽坊本堂・禪室・東門
徳島 丈六寺三門・観音堂・本堂
高知 高知城天守、鳴無神社社殿、高知城東多間・鹿下門・詰門、同懐徳館・黒鉄門・同矢狭間扉
福岡 普門院本堂
鹿児島 八幡神社本殿、青井阿蘇神社社殿
大分 竜岩寺奥院礼堂

(2) 工芸技術の部 (二十八件三十二人)

種別	重要無形文化財		重要無形文化財の保持者		指定期
	名称	氏名	芸名雅号等	住所	
染織	有職織物	喜多川平郎	喜多川平朗	京都府京都市北区 小山中溝町一九	三、四一九
	唐羅組	喜多川平郎	喜多川平朗	京都府京都市北区 小山中溝町一九	三、四一九
友禪	友禪	深見重助		京都府京都市上京区出水町四〇〇	三、四二四
	友禪	木村文二	木村雨山	石川県金沢市横山町二番丁三四	三、四二四
型絵	型絵	中村勝馬		東京都調布市小島町四三八	三、四二四
	江戸小紋	小宮定吉	小宮康助	東京都葛飾区上平井町二、三三七	三、四二四
長板中形	長板中形	清水幸太郎		東京都葛飾区西篠原町一	三、四二五
	長板中形	清水幸太郎		東京都葛飾区西篠原町一	三、四二五
陶芸	志野	荒川豊蔵		京都府京都市左京区八瀬 近衛町七一四	三、四二五
	備前焼	金重勇	金重陶陽	岐阜県可児郡可児町久々利大萱	三、四二五
民芸陶器	民芸陶器	浜田象二	浜田庄司	岡山県和気郡備前町伊部	三、四二四
	民芸陶器	金重勇	金重陶陽	岐阜県可児郡可児町久々利大萱	三、四二五
色絵磁器	色絵磁器	富本憲吉		京都府京都市上京区新島丸町一	三、四二五
	色絵磁器	富本憲吉		京都府京都市上京区新島丸町一	三、四二五
鉄釉陶器	鉄釉陶器	石黒宗磨		京都府京都市左京区八瀬 近衛町七一四	三、四二五
	鉄釉陶器	石黒宗磨		京都府京都市左京区八瀬 近衛町七一四	三、四二五

種別	重要無形文化財		重要無形文化財の保持者		指定期
	名称	氏名	芸名雅号等	住所	
新派	新派女形	喜多村六郎	喜多村緑郎	東京都港区麻布鞆町六七ノ一	三、四二三
	新派女形	喜多村六郎	喜多村緑郎	東京都台東区浅草柳橋 二ノ二九	三、四二九
音楽	長唄	吉住小三郎	吉住小三郎	東京都千代田区六番町七ノ五	三、四二四
	長唄	吉住小三郎	吉住小三郎	東京都千代田区六番町七ノ五	三、四二四
音楽	長唄三味線	太田重次郎	芳村伊十郎	東京都台東区谷中天王寺町一八	三、四二五
	長唄三味線	太田重次郎	芳村伊十郎	東京都台東区谷中天王寺町一八	三、四二五
音楽	一中節浄瑠璃	山田抄太郎		東京都中央区銀座西七ノ四	三、四二四
	一中節浄瑠璃	山田抄太郎		東京都中央区銀座西七ノ四	三、四二四
音楽	宮園節浄瑠璃	藤原治	一広	東京都中央区銀座東八ノ一七	三、四二四
	宮園節浄瑠璃	藤原治	一広	東京都中央区銀座東八ノ一七	三、四二四
音楽	清元節浄瑠璃	森はん	宮園千之	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
	清元節浄瑠璃	森はん	宮園千之	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
音楽	清元節三味線	宮川源次	清元栄寿郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
	清元節三味線	宮川源次	清元栄寿郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
音楽	清元節三味線	松原清一	清元栄寿郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
	清元節三味線	松原清一	清元栄寿郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二〇	三、四二四
舞踊	歌舞伎舞踊	守田寿作	七世 坂東三津五郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二二	三、四二五
	歌舞伎舞踊	守田寿作	七世 坂東三津五郎	東京都港区赤坂佐馬町三ノ二二	三、四二五
舞踊	歌舞伎舞踊	花柳芳三郎	二世 花柳寿輔	東京都港区芝田村町四ノ一六	三、四二四
	歌舞伎舞踊	花柳芳三郎	二世 花柳寿輔	東京都港区芝田村町四ノ一六	三、四二四
舞踊	歌舞伎舞踊	藤間秀雄	六世 藤間勘十郎	静岡県熱海市桃山台九八二	三、四二四
	歌舞伎舞踊	藤間秀雄	六世 藤間勘十郎	静岡県熱海市桃山台九八二	三、四二四
舞踊	歌舞伎舞踊	片山愛子	四世 井上八千代	京都府京都市東山区新門前通 大和大路東入ル西之町二二四	三、四二四
	歌舞伎舞踊	片山愛子	四世 井上八千代	京都府京都市東山区新門前通 大和大路東入ル西之町二二四	三、四二四

名	要	保持者及びその代表者の氏名	芸名、雅号等	所属する機関又は団体	指定年月日
伊勢型紙突彫	南部 芳松	明治七・八・三〇	三重県鈴鹿市寺家町二八〇四	三〇、三二、三五	
伊勢型紙縞彫	児玉 博	明治四〇・〇・三三	三重県鈴鹿市白子町築地	三〇、三二、三五	
伊勢型紙雑彫	六谷紀久男	明治四〇・二・五	三重県鈴鹿市寺家町二、八九五	三〇、三二、三五	
伊勢型紙道具彫	中島 秀吉	明治六・九・四	三重県鈴鹿市寺家町二、六六九	三〇、三二、三五	
伊勢型紙糸入れ	城之口みえ	明治五・九・三〇	三重県鈴鹿市白子町	三〇、三二、三五	
正藍冷染	千葉あやの	大正六・一・二	三重県鈴鹿市白子町六、五〇五	三〇、三二、三五	
精好仙台平	甲田 栄佑	明治三・三・四	宮城県栗原郡栗駒町 文字下文字下鍛冶屋九八	三〇、三二、三五	
漆芸	高野 重人	明治元・四・三〇	東京都文京区宮下町六五	三〇、三二、三五	
髹 漆	音丸 芳雄	明治三・五・二	東京都文京区原町一、二六	三〇、三二、三五	
沈 金	前 得二	明治三・六・五	東京都文京区駒込追分町九二	三〇、三二、三五	
菊 髻	磯井 雪枝	明治三・二・〇	石川県輪島市河井町一部一、三六	三〇、三二、三五	
蠟 型 鑄 造	佐々木文藏	明治六・三・九	香川県高松市屋島西町七七六	三〇、三二、三五	
銅 鑄	魚住安太郎	明治七・三・四	新潟県佐渡郡真野町 大字新町四五八	三〇、三二、三五	
日 本 刀	高橋 金市	明治九・三・三〇	石川県金沢市長町五番丁六四	三〇、三二、三五	
		明治五・四・四	愛媛県松山市道後石手一	三〇、三二、三五	

名	要	保持者及びその代表者の氏名	芸名、雅号等	所属する機関又は団体	指定年月日
衣裳人形	平山 恒雄	明治三・二・三	東京都台東区上野桜木町五四	三〇、三二、三五	
衣裳人形	山田 松枝	堀 柳 女	明治三・八・三	東京都品川区五反田五ノ七八	三〇、三二、三五

2 総合指定(六件)
(1) 芸能の部(三件)

名	要	保持者及びその代表者の氏名	芸名、雅号等	所属する機関又は団体	指定年月日
文 楽	宮内庁式部職楽部に 職業部員に より演技演 奏されるも のであるこ と	宮内庁式部職楽部部員 右代表者 安 部 季 巖		東京都千代田区皇居内 宮内庁式部職楽部	三〇、五、一一
人形浄瑠璃	文楽座因会 及び文楽三 和会の会員 により演ぜ られるもの であること	文楽座因会 右代表者 (太 夫) 金杉弥太郎 (三味線) 奥田 徳松 (人 形) 河村巳之助	二世 豊竹山城少緑 二世 鶴沢 清八 吉田 難波緑	大阪府大阪市南区 東櫓町一〇文楽座内 文楽座因会	三〇、五、一一
文 楽		文楽三和会 右代表者 (太 夫) 林 英雄 (三味線) 加藤 善一 (人 形) 磯川 佐吉	十世 豊竹若太夫 二世 野次喜左エ門 二世 桐竹紋十郎	大阪府大阪市西成区 津守町東七ノ一三五 株式会社日新商會内 文楽三和会	三〇、五、一一

能

楽

能においては、日本能は、日本能楽会々員が、シテ、ワキ、笛、小鼓、大鼓、太鼓の地頭の諸役を演ずるものであること。狂言においては、日本能楽会員がシテを演ずるものであること。

日本能楽会会員
(シテ方)

近藤 乾三	木田 秀男	桜間 道雄	豊島 弥平	佐藤 章	後藤 得三	善多 六平	喜多 実	藤波 重男	乃村 久太郎	嶋沢 俊一	観世 武雄	観世 茂	大槻 十三	梅若 六郎	梅若 万佐世
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	--------

梅若万三郎

観世鏡之丞

観世喜之

嶋沢啓次

橋岡久太郎

藤波順三郎

豊島弥左エ門

東京都千代田区六番町九
日本能楽会

三二、二六四

高橋 進	武田 喜男	田中 幾之助	宝生 九郎	(ワキ方) 宝生 弥一郎	松本 謙三	(笛方) 藤田 大五郎	杉市 太郎	寺井 政一	(小鼓方) 大倉 喜太郎	北村 一郎	幸五郎	小早川 踏二	幸円次郎	(大鼓方)
------	-------	--------	-------	-----------------	-------	----------------	-------	-------	-----------------	-------	-----	--------	------	-------

武田 光雲

宝生 弥一

寺井 政数

大倉 六蔵

幸 祥光

			龜井 俊雄	
			吉見 嘉樹	
		(太鼓方)	安福 春雄	
		(狂言方)	柿本 豊次	
			野村 万蔵	
			三宅 藤九郎	
			茂山 弥五郎	
			山本 東次郎	

備考 役別で流派及び氏名は五十音順

(2) 工芸技術の部 (三件)

名称	重要無形文化財		重要無形文化財の保持者	
	要件	件	芸名、雅号等	所属する機関又は団体
小谷縮干	一、すべて苧麻を手うみした糸を使用すること。 二、緋模様をつける場合は、手	くびりによること。 三、いざり機で織ること。 四、しぼとりをする場合は、湯もみ、足ぶみによること。 五、さらしは、雪さらしによること。	保持者(代表者)の氏名 小野塚キイ (芋うみ) 小川 よの (") 新潟県小千谷市 小千谷公民館内 小千谷縮技術保存協会	指定年月日 三〇、五、二二 一部改正 三五、四、一九

名称	要件	件	芸名、雅号等	所属する機関又は団体	指定年月日
越後布	一、使用する糸は、すべて真綿より手つむぎしたものとし、強撚糸を使用しないこと。 二、緋模様をつける場合は、手くびりによること。 三、いざり機で織ること。	和田 金蔵 (緋つくり) 山口 初治 (") 目崎 よし (いざり織) 一之谷 たか (") 大里 ふく (糸つむぎ) 大塚 いせ (") 北村 勘一 (緋くびり) 今井 五郎 (") 北条 きの (織) 増田 かね (")	茨城県結城市結城一四四七 結城市役所内 本場結城紬技術保存会	三二、四、二四	
久留米緋	一、手くびりによる緋糸を使用すること。 二、純正天然藍で染めること。 三、なげひの手織々機で織ること。	矢加部アキ (緋手くびり) 桜井勇次郎 (緋手くびり) 松枝 玉記 (藍 染) 森山 虎雄 (藍 染) 矢加部アキ (手 織)	福岡県久留米市両替町七六 久留米市教育委員会内 久留米かすりの保存会	三三、四、二五	

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7		
能代春慶	存	村和	和	組	黄	丹	有	紫	白	丹	瀬	青	辰	萩		
		上					松	根		波	戸					
		堆			八	波	鳴	染	石	立	丸					
							海	齒	紙	杭						
慶清	朱	裁	組	丈	布	絞	染	布	窯	窯	磁	砂		焼		
石岡庄寿郎	香川宗石	板垣孝一	鈴木木秋湖	小見敏太郎	五嶋新兵衛	道明術保存会	黄八丈技術保存会	丹波知山文次郎	栗山	丹波立杭窯保存会	宇野宗麿	宇野宗麿	三輪休雪	坂倉新兵衛		
秋田	香川	新潟	新潟	東京	東京	東京	東京	兵庫	愛知	秋田	宮城	兵庫	京都	京都	山口	山口
昭三三・三・三〇	昭三三・三・三〇	昭三〇・三・一九	昭三〇・三・一九	昭三五・三・二五	昭三五・三・二五	昭三二・三・三〇	昭三三・三・三〇	昭三三・三・三〇	昭三〇・三・一九	昭三二・三・三〇						

6	5	4	3	2	1	番号	2	13	12	11	10	9	
織	唐	祥	上	上	柿	名	2 工芸技術の部 三〇件	八	一	下	萩	新	
					右						座		
					衛	称		雲	弦	江		内	
					門					音			
部	燒	瑞						琴	琴	樂	節	節	
加藤唐九郎	中里太郎右衛門	川瀬竹春	加藤土師萌	今泉今右衛門	酒井田柿右衛門	技術者氏名等		一大山秋杵萩岡鶴富	秋色沢屋江本賀松	久藏社友弥椽遊			
									輝藤一寿中	壽社	文	若狭	魯
愛知	佐賀	神奈川	神奈川	佐賀	佐賀	所		愛知	東京	高知	東京	東京	東京
									知	部	京	川	京
昭三三・三・三〇	昭三〇・三・一九	昭三〇・三・一九	昭三二・三・三〇	昭三二・三・三〇	昭三〇・三・一九	選		昭三三・三・三〇	昭三三・三・三〇	昭三〇・三・一九	昭三〇・三・一九	昭三三・三・三〇	昭三三・三・三〇
							択		三・三〇	三・三〇	三・一九	三・一九	三・三〇

30	29	28	27	26	25		24	23	22
七	木	木	刀	截	布		秋	螺	飛
			劍		目		田		田
	版		柄		象		銀	線	春
								細	
宝	画	画	卷	金	嵌		工	細	慶
		木	山		鹿	高	伊	片	飛
			口		島	坂	藤	岡	田
		省	脩		一	雄	德	華	春
					谷	水	太	江	慶
		古	吉			郎			技
									術
									保
									存
									会
愛	東	東	東	京	東	秋	秋	東	岐
知	京	京	京	都	京	田	田	京	阜
昭 三二 ・	昭 三二 ・	昭 三二 ・	昭 三一 ・	昭 三〇 ・	昭 三二 ・	昭 三〇 ・	昭 三〇 ・	昭 三二 ・	昭 三二 ・
三 ・ 三 〇	三 ・ 三 〇	三 ・ 三 〇	三 ・ 三 一	三 ・ 三 一	三 ・ 三 〇	三 ・ 三 一	三 ・ 三 一	三 ・ 三 〇	三 ・ 三 〇

(三) 無形文化財関係事業一覽

1 芸能関係

(1) 技の記録音

2	1	番号
直 言 声 明	天 台 声 明	名
岩 原 諦 信	中 山 玄 雄	演 者
和歌山	滋賀	住 所
出家唄、三条錫杖、四箇の用法の 中的作用、乞戒導師の所用(私 名)、御影供法則の中の私名所用、	始段唄(双調呂曲乙様) 散華(黄鐘呂曲甲様) 定曲諸天讚(黄鐘調合曲) 伽陀(盤涉調合曲) 教化(平調中曲) 切音錫杖、毛等施会、六道化生 (盤涉調律曲) 六道講式、二十五三昧式作法、表白 序文、式文(天道の内) 天台論議、四重譜堅者、表白、問 答 定曲慶梵語讚(律曲卷越調)	内 容
昭和三二年度	昭和三〇年度	製 作 年 度
選 択	選 択	備 考

5	4			
平 家 琵琶	狂 言 小 謡			
館 山 甲 午	茂 山 弥 五 郎	藤 田 大 五 郎	島 田 已 久 馬	観 世 元 信
宮 城	大 阪	東 京	死 亡	東 京
木曾最後 八坂流訪月 祇園精舎	七つになる子、暁の明星、木六駄、 海道下り、雪山、業平餅、通四、 盃、八尾、福の神、宇治の晒、比 丘貞、円通寺、法師が母、府中、 節分、京童、御茶の水、放下僧、 井筒、海人、枕物狂、塗師、釣狐、 地主、花子、狐塚、靱猿	東 京	死 亡	東 京
昭和二六年度	昭和二五年度			
選 択	指 定			

	3			
	能 の 囃 子			
幸 川 野 島 柿 幸 川 桜	多 六 平 太	藤 田 大 五 郎	幸 本 豊 次	観 世 元 信
東 京	東 京	死 亡	東 京	東 京
勸進帳(一調) 起請文(二調)	鐘の段(一調) 八島(一調) 石橋(乱序から切謡) 簾(シテ次第、一声) 羽衣(序の舞破の舞)	松虫(一調) 笠の段(一調) 春栄(男舞) 是界(大極)	舟弁慶(中の舞、早笛働) 鶯(乱) 絃上(出端、早舞) 狸々(下り端、乱)	
昭和二六年度	昭和二六年度			
	指 定			

9	義太夫節	8	河東節	7	山田流箏曲	6	筑紫流箏曲							
	鶴沢清六	豊竹山城少禄	菅野序柳	菅野序遊	山彦ふみ子	山彦なかり	山彦静子	山彦玲子	山彦文子	越野栄松	村上ミナ	村井れい	三品正保	井野川幸次 土居崎正富 愛知
	死亡	大阪	東京	神奈川	東京	神奈川	東京	東京	東京	佐賀	大阪	大阪	那須与一	
	恋女房染分手綱、沓掛村、菅原伝授手習鑑伝授場、桂川連理柵、帯屋	「双蝶々曲輪日記」の「引窓の段」及び「絵木太功記」の「尼ヶ崎の段」について豊竹山城少禄の芸談を三宅周太郎氏を対談者として録音	(1) オクリ、小オクリ、キンオクリ、ウキオクリ、アマトオクリ、林清オクリ、今様オクリ、ハズミオクリ、オンドオクリ、イオオクリ、中オクリ、クミオクリ、相の山オクリ	(2) 上三重、下三重、ウレイオクリ、キオイ三重、シコロ三重、引取三重、サグリ三重、	(3) ハリマ、説教、行儀、ハズミ、タタキ、道具屋、長地、スエテ、重太夫、宮園	(4) 表具、ハルフミ、ニツユリ、車ユリ、六法、ウラ六法、オンド、クリ上ゲ、ウキブシ、中ギン、江戸ギン、シダレ、大三重、	右の記録について豊沢広助による解説書一冊							
	昭和三一年度	昭和三〇年度												昭和二七年度
	指定													選択

豊竹山城少禄	豊沢広助	豊竹山城少禄	菅野序柳	菅野序遊	山彦ふみ子	山彦なかり	山彦静子	山彦玲子	山彦文子	越野栄松	村上ミナ	村井れい	三品正保	井野川幸次 土居崎正富 愛知
大阪	大阪	東京	神奈川	東京	神奈川	東京	東京	東京	東京	佐賀	大阪	大阪	那須与一	
「双蝶々曲輪日記」の「引窓の段」及び「絵木太功記」の「尼ヶ崎の段」について豊竹山城少禄の芸談を三宅周太郎氏を対談者として録音	(1) オクリ、小オクリ、キンオクリ、ウキオクリ、アマトオクリ、林清オクリ、今様オクリ、ハズミオクリ、オンドオクリ、イオオクリ、中オクリ、クミオクリ、相の山オクリ	(2) 上三重、下三重、ウレイオクリ、キオイ三重、シコロ三重、引取三重、サグリ三重、	(3) ハリマ、説教、行儀、ハズミ、タタキ、道具屋、長地、スエテ、重太夫、宮園	(4) 表具、ハルフミ、ニツユリ、車ユリ、六法、ウラ六法、オンド、クリ上ゲ、ウキブシ、中ギン、江戸ギン、シダレ、大三重、	右の記録について豊沢広助による解説書一冊									
昭和二七年度	昭和三〇年度													昭和二七年度
														選択

13				12			
富木節				宮齒節			
富木豊美代	富木都路	平井澄子	名見崎たか 名見崎うた	宮齒千富	宮齒千之	鶴賀繁三郎	鶴賀繁三郎
"	"	"	"	"	"	"	東京
浅間		那須野	松風、夕霞、山姥	鳥辺山、梅川、炬燵、こいな、おはん、おひな、夕霞、文蔵おしつ、吾妻与次兵衛、お花、齒生の春	里空夢夜桜 子室三番叟	明島後正夢 道行花島台	不心底閻鮑 若衆の夜應
			昭和二七年度	昭和二九年度			昭和三四年度
			選択	選択			

11												
新内節												
鶴賀須磨太夫	鶴賀若狭掾	富士松魯遊	富士松魯洲	富士松魯遊	岡本宮之助	岡本宮染	岡本文弥	菅野序翠	菅野序遊	菅野能舞代	菅野序富久	菅野序富久
"	"	"	"	"	"	"	"	東京	神奈川	"	東京	神奈川
尾上伊太八		夕霧		あわしま		白むく		自然居士		末広		童子対面
												江戸紫
												辰巳の四季
												夕霞
							昭和三二年度					
							選択					

4	3	2	
民俗芸能	歌舞伎	能楽	
民俗芸能の会	河竹繁俊 久保田万太郎 三宅周太郎 川尻清潭 円城寺清臣		
第三回 第四回 第五回 第六回	「假名手本忠臣蔵」の演技演出の文書、写真による記録	(1) 「菅原伝授手習鑑」のうち「寺小屋」の場を対象として、台本の選定、異本の解説、模範演出及び記録並びにその補綴を文書により記録 2 三木竺、森田思軒舞庭簾村杉雁阿弥等の劇評中、歌舞伎の演技演出等の研究参考の資料として、極めて価値の高いものを浄書並びに校訂監修	東儀信太郎、東儀博、辻寿易氏等により型の演技をキヤビネ(一、二〇〇枚アルバム十冊)に記録し、各型に解説を付した。 喜多六手太の花月、野口兼資の井筒、桜間弓川の融の舞型の文書写真による記録
昭和二六年度	昭和二九年度	昭和二七年度	指定

番号	名称	記録者	内容	製作年度	備考
1	雅楽	芝祐泰	雅楽の五線譜による採譜	昭和二五年度 " 二六年度 " 二七年度	指定
18	八雲琴	宮内庁楽部 大岸藤琴 京部	舞楽のうち左舞の「用手の部」「用足の部」「手足連合の部」の基本型を宮内庁楽部副広茂氏の指導の下に 治る浪、五十鈴川、安国曲、神の部、飛鳥山、相生曲、琴の由来、振鈴曲、歌垣曲、天津乙女、竹の部、神路山、宮城野、御統曲、八雲曲、酒幸曲、伊組曲、宮の畔、東の名残、須賀川	昭和二九年度	選択
		秋沢久寿栄 高知	の月、漁火、四季山、泊仙操、六段 初春、須磨、秋山路、秋七草、年の尾、須賀、松竹梅、初秋月、明石、翁遊、漁火、春の朝、野辺鏡、土佐の海、伊勢の海、四季の山、鴛鴦	昭和三〇年度	

(四) 文書、写真

番号	名称	会期	会場	種別	演目	出演者
1	国家指定芸能特別鑑賞会	昭和30年3月29日	東京歌舞伎座	能楽(舞囃子)	高砂 幻庵久	幸光 清元栄寿郎 常磐津文字兵衛 豊竹山城小椋 竹本綱太夫 竹本住太夫 六世竹本 七世竹本 三世常磐津文字兵衛
2	国家指定芸能特別鑑賞会 (主催産経時事新聞社)	(第一部) 昭和31年4月29日	産経国際ホール	箏曲 清元節 一節 一節 清元節 箏曲 長唄	竹生島 幻お七 道成寺 秋風の曲 明島花濡衣 二人挽久	越野栄松 清元寿兵衛 越野一広 越野栄松 清元志寿大夫 七世芳村伊十郎 七世他
1	国家指定芸能特別鑑賞会	昭和30年3月29日	東京歌舞伎座	能楽(舞囃子)	高砂 幻庵久	幸光 清元栄寿郎 常磐津文字兵衛 豊竹山城小椋 竹本綱太夫 竹本住太夫 六世竹本 七世竹本 三世常磐津文字兵衛
2	国家指定芸能特別鑑賞会 (主催産経時事新聞社)	(第一部) 昭和31年4月29日	産経国際ホール	箏曲 清元節 一節 一節 清元節 箏曲 長唄	竹生島 幻お七 道成寺 秋風の曲 明島花濡衣 二人挽久	越野栄松 清元寿兵衛 越野一広 越野栄松 清元志寿大夫 七世芳村伊十郎 七世他

(2) 技の公開
(4) 国家指定芸能特別鑑賞会

番号	名称	出演者又は内容	製作者	規格	巻数	製作年度
1	文楽 一人形遣いの妙技	吉田文五郎他	文化財保護委員会	三十五ミリ	三巻	昭和二十六年
2	羽衣	野口兼資他	"	"	七巻	昭和二十七年
3	盛綱陣屋	中村吉右衛門他	"	"	八巻	昭和二十八年

(5) 映画

番号	名称	製作者	規格	巻数	製作年度
	高山祭屋台保存会	高山祭の記録 高山祭絵巻 一巻 高山祭と屋台の写真 記録 二冊			昭和三〇年度
	第七回	"	"	"	"
	第八回	"	"	"	"
	第九回 全国民俗芸能大会の記録	"	"	"	"
	第十回	"	"	"	"
	高山祭屋台図面 一揃	高山祭屋台囃子の録音 一巻			昭和二十八年

	3		
	国家指定芸能 特別鑑賞会		
	昭和31年10月19日	(第二部) 昭和31年5月3日	
	東京歌舞伎座	産経会館 国際ホール	
長唄	能(舞囃子)楽 義太夫節 舞踊(清元)	長唄	長唄
雅楽	常磐津節 義太夫節 雅楽	鶯娘 安宅勧進帳 他三曲	四世吉住小三郎 四世吉住小三郎 他
清元節	二月堂良弁杉の由来 太平楽		喜多六平太 六世竹本住太夫 七世板東三津五郎 七世清元寿兵衛 富崎春昇 常磐津文字兵衛 五世鶴沢清六 宮内庁式部職楽部部員
雅楽	陪臚 (夜の部)		宮内庁式部職楽部部員
能(調一声)楽	忍逢春雲解(三千歳) 長根歌 小督 心中天洞島 (大和屋の段)		清元志寿太夫 越野栄松 幸祥光 八世竹本朝太夫 四世井上八千代
京舞	熊野 伊賀越道中双六 (沼津の段) 八重霞機帯 松虫 花の旅 ノ能色相図(神田祭) 春鶯囀 (夜の部)		越野栄松 六世竹本住太夫 七世芳村伊十郎 幸祥光 四世井上八千代 宮内庁式部職楽部部員
京(調一声)舞	五常楽 双蝶々曲輪日記 (橋本の段) 初音の曲 明鳥花濡衣(明鳥)		宮内庁式部職楽部部員
長唄	英執着獅子		六世竹本住太夫 越野栄松 清元寿兵衛 幸祥光 四世井上八千代 七世芳村伊十郎

	4		
	国家指定芸能 特別鑑賞会		
	昭和32年5月27日		
	神戸国際会館		
長唄	箏曲 義太夫節 能(調一声)楽 京舞 清元節 雅楽	勧進帳(問答入) (昼の部)	七世芳村伊十郎 他
雅楽	義太夫節 雅楽		越野栄松 六世竹本住太夫 七世芳村伊十郎 幸祥光 四世井上八千代 宮内庁式部職楽部部員
清元節	五常楽 双蝶々曲輪日記 (橋本の段) 初音の曲 明鳥花濡衣(明鳥)		宮内庁式部職楽部部員
京(調一声)舞	玉葛 鉄輪		六世竹本住太夫 越野栄松 清元寿兵衛 幸祥光 四世井上八千代 七世芳村伊十郎
長唄	英執着獅子		宮内庁式部職楽部部員

(c) 能 楽

番号	名 称	会 期	会 場	演 目	出 演 者
1	日本能楽会創立記念能	昭和33年3月5日	水道橋能楽堂	翁 高砂 文山賊 狸々	喜多実他 梅若実他 野村藤九郎 三宅之丞 親世他
2	能楽特別鑑賞会	昭和34年3月24日 25日	水道橋能楽堂	蟬丸 鱸苞丁 土蜘蛛 絵馬 川上 鳥頭	近藤光三郎 武田東次郎 山本雲他 本間季雄他 梅若道三郎 梅村万六郎 野村若六郎 三宅藤九郎 後藤得三他

(b) 雅 楽

番号	名 称	会 期	会 場	種 別	種 目	出 演 者
1	雅楽公演	昭和29年10月23日	皇居内旧本丸 広場	舞 楽	武徳楽 打毬楽 蘇莫者 粕粹 陪臚	宮内庁式部職楽部部員
2	雅楽公演	昭和30年11月2日	日比谷公会堂	管 絃	調音取 催馬楽「西寺」 春楊柳 王昭君	宮内庁式部職楽部部員
3	重要無形文化財指定記念 宮中雅楽特別鑑賞会	昭和33年11月8日	長野県安曇郡 穂高町立中 学校講堂	舞 楽	平調音取 催馬楽「伊勢海」 陪臚(残楽三返) 慶徳 輪台青海波 蘇莫者 陪臚	宮内庁式部職楽部部員
4	重要無形文化財 雅楽特別鑑賞会	昭和33年11月8日	宮内庁式部職楽部部員	管 絃	平調音取 催馬楽「更衣」 越天楽(残楽三返)	宮内庁式部職楽部部員

2		昭和31年度 文楽合同公演	
昭和31年10月28日	昭和31年10月26日	東京 三越劇場	大阪 大手前会館
新橋演舞場			
桂川連理櫓	二人禿 奥州安達原 恋女房染分手綱 ひらかな盛衰記 冥途の飛脚 源平布引滝 新版歌祭文	心中天網島 菅原伝授手習鑑 三番叟 恋娘昔八丈 一谷嫩軍記 義経手本桜	近頃河原の達引 仮名手本忠臣蔵 紙治の段 寺小屋の段 城木屋の段 熊谷陣屋の段 道行
六角堂の段 帯屋の段	袖萩祭文の段 沓掛村の段 坂ノ下の段 神崎揚屋の段 淡路町の段 封印切の段 松並琵琶の段 野崎村の段		
三和会	三和会 三和会 三和会 三和会 三和会 三和会 三和会	三和会 三和会 三和会 三和会 三和会 三和会 三和会	三和会 三和会

1		昭和30年度 文楽合同公演	
昭和30年11月6日	昭和30年11月4日	東京 新橋演舞場	東京 三越劇場
絵本大功記 伊賀越道中双六 鏡獅子 恋女房染分手綱	本朝廿四孝 撰州合邦辻 鎌倉三代記 姫山姥 一谷嫩軍記 桜鑄恨絞袴	尼ヶ崎の段 沼津里の段より 千本松原の段 重の井子別れの段	十種香の段 狐火の段 合邦住家の段 三浦之助別れの段 佐々木物語りの段 廓嘶の段 熊谷陣屋の段 鰻谷の段
三和会	三和会 三和会 三和会 三和会	三和会 三和会 三和会 三和会	三和会 三和会

舞文楽

舞		楽	
陪臚 万才楽	陪臚 蘭陵王 春庭花		

(2) 全国民俗芸能大会

番号	名称	期日	会場	演目	出演者
1	第一回 全国郷土芸能大会	昭和25年11月2日	神田共立講堂	太刀踊 籠獅子踊 チャツキリコ 豊年太鼓踊 白石踊 傘踊 大漁踊 車人形 押立万作踊 横樽音頭	高知県土佐郡鏡村 埼玉県川越市 神奈川県三浦郡三崎町 滋賀県坂田郡大原村 岡山県小田郡白石島村 鳥取県岩美郡宇倍野村 千葉県銚子市 東京都八王子市 東京都北多摩郡多摩村 群馬県佐波郡玉村町

昭和32年11月30日 昭和31年11月27日	東京 新橋演舞場	ひらがな盛衰記(通し) 由良湊千軒長者 双蝶々曲輪日記 本朝廿四孝	大津宿屋の段より 神崎揚屋の段 山の段 相撲場の段 橋本の段 引窓の段 十種香の段 狐火の段	因三 三和 三和 因三	因三 三和 三和 因三
----------------------------	-------------	--	---	----------------------	----------------------

昭和32年度 文楽合同公演	昭和31年11月28日	大阪 産経会館	妹背山婦女庭訓 傾城阿波の鳴戸 本朝廿四孝 けいせい恋飛脚 安宅の関	吉野川の段 巡礼歌の段 勘助内の段 笥堀りの段 新口村の段 勅進帳の段	三因 因三 因三 三和 三和	三因 因三 因三 三和 三和
昭和32年11月26日	東京 三越劇場	明鳥六花曙 本朝廿四孝 京鹿子娘道成寺 けいせい恋飛脚 小鍛治 妹背山婦女庭訓	山名屋の段 勘助内の段 笥堀りの段 鐘供養の段 新口村の段 三段目より 道行まで	三因 因三 因三 三和 三和	三因 因三 因三 三和 三和	
昭和32年11月27日	東京 新橋演舞場	碁太平記白石嘶(通し) 一谷嫩軍記 壇浦兜軍記	明神の森の段より 新吉原揚屋の段 須磨の浦の段 熊谷陣屋の段 阿古屋琴責の段	三因 因三 因三 三和 三和	三因 因三 因三 三和 三和	

6	5	4
第六回 全国郷土芸能大会	第五回 全国郷土芸能大会	第四回 全国郷土芸能大会
昭和30年11月5日	昭和29年11月31日	昭和28年10月31日
日本青年館	日本青年館	日本青年館
大日堂祭堂 ササラ踊 椎葉民謡 盆踊	教河獅子 鹿島踊 ほおか 佐渡民謡 山伏神楽 大宮踊 川原狂言と民謡	谷地舞楽 麦屋踊付筑子踊 鬼来迎 人形芝居 雪祭 鶴崎踊
秋田県鹿角郡宮川村 千葉県安房郡千倉町 宮城県東白杵郡椎葉村 長野県下伊那郡上村	岐阜県吉城郡細江村 神奈川県足柄下郡吉浜町 愛知県南設楽郡東郷村 新潟県佐渡郡羽茂村 岩手県稗貫郡内川目村 岡山県真庭郡八束村 佐賀県藤津郡多良町	山形県西村山郡谷地町 富山県砺波郡平村 千葉県匝瑳郡南条村 新潟県佐渡郡新穂村 長野県下伊那郡且開村 大分県鶴崎町

3	2	
第三回 全国郷土芸能大会	第二回 全国郷土芸能大会	
昭和27年11月2日	昭和26年11月1日	
日比谷公会堂	日比谷公会堂	
えんぶり 佐陀神能 棒踊 王生狂言 花祭 流山踊	神楽囃子 田植踊 津軽民謡 出雲民謡 荒踊と銭太鼓 奄美大島民謡 綾子舞 黒川能	沖繩舞踊 臼太鼓踊 篩山踊
青森県八戸市机中居林組 島根県八束郡佐太村 鹿児島県揖宿郡喜入村 京都市中京区王生 愛知県北設楽郡振草村 福島県相馬郡原町	東京都南多摩郡堺村 宮城県名取郡秋保村 青森市油川町 松江市安来町 佐賀県杵島郡朝日村 鹿児島県大島郡字檢村 新潟県刈羽郡鶴川村 山形県東田川郡黒川村	沖繩 宮城県児湯郡上穂北村 秋田県仙北郡西明寺村

	7				
	第七回 全国郷土芸能大会	昭和31年11月2日 3日	日本青年館	アィヌ舞踊 花笠踊 田楽	北海道釧路市春採 広島県山県郡千代田町 静岡県磐田郡水窪町西浦
	第八回 全国郷土芸能大会	昭和32年11月2日 3日	日本青年館	延年 風流神踊 岩戸神楽 鯨踊 七福神と田植踊 灯籠踊 盆アングアマ外 御魂踊 山形民謡 感応楽 大償神楽 能郷の能と狂言 硫黄島の唄と踊 念仏踊と盆踊	岩手県西磐井郡平泉村 兵庫県氷上郡春町 宮崎県西臼杵郡高千穂町 和歌山県新宮市 福島県二本松町 熊本県山鹿市 沖縄八重山郡 茨城県新治郡八郷町 山形県北村山郡東根町 福岡県豊前市山田町 岩手県稗貫郡大迫町 岐阜県本巣郡根尾村 鹿児島県大島郡三島村 愛知県北設楽郡設楽町

	9				
	第九回 全国民俗芸能大会	昭和33年11月2日 3日	日本青年館	雛子剣舞 山田獅子舞 田植踊 松前神楽 幸若舞 根知舞楽 鳳凰の舞 平野の盆踊 はやし田	岩手県和賀郡和賀町 山梨県西八代郡六郷町 宮城県宮城郡宮城村 北海道松前郡松前町 福岡県山門郡瀬高町 新潟県糸魚川市山寺 東京都西多摩郡日の出村 静岡県安倍郡大河内村 広島県山県郡大朝町
	第十回 全国民俗芸能大会	昭和34年10月31日 11月1日	日本青年館	住吉大社の八乙女舞 と御田植神事 東北の民謡 花笠踊 人形芝居 岩手民謡と童唄 綾子舞 西馬音内の盆踊 壬生川の盆踊	大阪市住吉区住吉町 青森県・秋田県 山口県熊毛郡熊毛町 神奈川県足柄下郡橋本町 岩手県 新潟県刈羽郡黒姫村 秋田県雄勝郡羽後町 愛媛県周桑郡壬生川町

11	第十一回 全国民俗芸能大会	昭和35年10月28日	日本青年館	伊勢大神楽 弥彦神社の舞楽 沖繩舞踊 阪本踊 備中神殿神楽	三重県桑名市大夫町 新潟県西蒲原郡弥彦村 八重山 奈良県吉野郡大塔村 岡山県川上郡成羽町
----	------------------	-------------	-------	---	--

(b) ブロック別民俗芸能大会

番号	名称	期日	会場	演目	出演者
1	第一回九州ブロック 民俗芸能大会	昭和34年5月25日	久留米市公会堂	竹の曲 御田舞 宗方万行 北原芝居 平戸神楽 博多独楽 夜神楽	福岡県大宰府町 佐賀県鳥栖市 熊本県山鹿市 大分県中津市 長崎県平戸市 福岡市 宮崎県高千穂町
2	第一回関東ブロック 民俗芸能大会	昭和34年9月26日	東京日本青年館	大日堂獅子舞 花笠踊 佐原ばやし	栃木県真岡市 新潟県両津市 千葉県佐原市

番号	名称	期日	会場	演目	出演者
3	第一回北海道・東北ブロック 民俗芸能大会	昭和34年10月21日	仙台市公開堂	松前神楽 津軽獅子踊 剣舞 根子番楽 平塩舞楽 吉寺山自奉楽 宮城村芋沢田植踊	北海道松前郡福島町 青森県南津軽郡平賀町 岩手県胆沢郡衣川村 秋田県北秋田郡河仁町 山形県寒河江市 福島県石川郡大東村 宮城県宮城郡宮城村
4	第一回近畿・北陸ブロック 民俗芸能大会	昭和34年11月18日	京都祇園甲部歌舞練場	水間寺千本搦餅つき 壬生狂言餓鬼角力	大阪府貝塚市 京都市中京区壬生

7	6		
第二回北海道・東北プロック民俗芸能大会	第二回関東プロック民俗芸能大会		
昭和35年8月28日	昭和35年7月13日		
盛岡市ヤマラ文化センター	横浜市神奈川県立音楽堂		
江差追分 えんぶり 大日堂舞楽 鹿踊・剣舞 杉沢比山	住吉神社「お船謡」 小国神社の舞楽 洲崎のみらく踊 諏訪神社の天津司舞 金谷「もちつき踊」 八丈島の民謡と壺立踊 相模人形芝居 玉村「横樽音頭」 大の阪おどり 城嶽舞 大門踊 綱火	山口県萩市	
北海道 青森県八戸市 秋田県鹿角郡八幡村 岩手県下閉伊郡田野畑村 山形県飽海郡遊佐町	静岡県周智郡森町 千葉県館山市 山梨県甲府市 埼玉県東松山市 東京都八丈島八丈町 神奈川県厚木市 群馬県佐波郡玉村町 新潟県北魚沼郡堀之内町 栃木県大田原市 長野県埴科郡松代町 茨城県筑波郡伊那村		

5			
第一回中国・四国プロック民俗芸能大会			
昭和35年1月28日			
岡山市葦川会館			
備中神楽 南条踊 太刀踊 越路雨乞踊 阿波人形浄瑠璃 五ツ鹿踊 青獅子舞 はねおどり 綾子踊	越中おわら踊 五ヶ山追分踊 久世六斎念仏 吉祥院六斎念仏踊 題目立 仏舞 金藏獅子 伊勢大神楽 鴨川住吉神社神事	富山県婦負郡八尾町 富山県東砺波郡上平村 京都市南区久世町 京都市南区吉祥院政所町 奈良県山辺郡都祁村 福井県坂井郡川西町 岐阜県吉城郡国府村 三重県桑名市大夫町 兵庫県加東郡社町	
岡山県川上郡成羽町 広島県山県郡大朝町 高知県吾川郡春野村 鳥取市越路 徳島県立城北高等学校 愛媛県北宇和郡広見町 島根県平田市 広島県沼隈郡沼隈町 香川県仲多度郡仲南村			

2 工芸技術関係

(1) 技の記録

(b) 文書写真

番号	記録名称	記録者	所住	記録内容	備考
2	和 丹波立杭窯 鋼	丹波立杭窯保存会 島根県教育委員会	兵 庫 島 根	歴史、技法、窯構造等 歴史、技法等	

(a) 作品等による記録

番号	種別	記録名称	技・術者	記録者	記録内容
8	陶芸	志 瀬戸黒野	荒川豊蔵	荒川豊蔵	完成品、文書記録(写真挿入)
7	"	天 目釉	"	藤岡了一	完成品、文書記録(写真挿入)
6	"	色 鍋島	今泉今右衛門	永竹 威	完成品、文書記録(写真挿入)
5	"	辰 砂	宇野宗麿	宇野宗麿	完成品、文書記録(写真挿入)
4	"	黄 地紅彩	加藤土師蒔	加藤土師蒔	完成品、文書記録、写真帳
3	"	柿 右衛門	酒井田柿右衛門	永竹 威	完成品、文書記録、写真帳、スライド
2	"	九 谷 焼	徳田八十吉	玉井敬泉	完成品、文書記録、写真帳、スライド

番号	記録名称	記録者	所住	記録内容	備考
10	第二回九州プロック 民俗芸能大会 (予定)	昭和36年2月中	長崎市 長崎三菱会館		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
9	第二回東海・北陸・近畿プロック 民俗芸能大会 (予定)	昭和35年12月17日	名古屋 愛知県立文化会館		富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県
8	第二回中国・四国プロック 民俗芸能大会	昭和35年10月23日	高松市 高松女子商業高等学校体育館		岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
				十二神鹿踊 白河天道念仏	宮城県名取市 福島県白河市

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	24	33	32	31	30	29	28	27
七宝	"	人形	木竹工	"	金工	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漆芸
乳白釉七宝	京人形	嵯峨人形	木目嵌画	布目嵌	銅鑲	飛驒春度	村上堆朱	沈金	塗	塗(特殊引べら)	平文(工程手板)	蒔絵(変り塗)	蒔各種技法手板	蒔絵用具	特殊蒔絵	螺鈿	存清
田中樵山他	岡本庄太郎	岡村善太郎	木内省吾	鹿島一谷	魚住為楽	塗板垣孝一	彫鈴木秋湖	前大峯	"	松波保真	松田権六	高野松山	高野松山	小宮又兵衛	河面冬山	片岡華江	香川宗石
安藤武四郎	北村哲郎	西沢笛敵	木内竹雄	田中勇	玉井敬泉	存会 飛驒春度技術保	大滝新藏	寺井直次	"	清水正雄	"	六角頼雄	六角頼雄	音丸謙	音丸謙	福井誠山	内藤匠
完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳、報告書	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳	完成品、工程見本、写真帳

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
"	漆芸	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	染織	"	"
蒟蒻	能代春度醬	小千谷縮	黄八丈	伊勢型紙	揚子糊	長板中形組	唐藍冷染	正藍冷染	京友禪	江戸小紋	紫根染・茜染	加賀友禪	羅	京友禪	正藍染・本板柳染	民芸陶器	色絵磁器
磯井如真	石岡庄寿郎	小千谷縮布技術保存会	黄八丈技術保存会	寺尾完吉	山田栄一	合板中形技術組	長板中形技術組	深見重助	千葉あやの	田畑喜八	小宮康助	栗山文治郎	木村雨山	喜多川平朗	上野為二	伊藤富三郎	浜田庄司
福井誠山	石岡庄寿郎	小千谷縮布技術保存会	黄八丈技術保存会	寺尾完吉	山田栄一	合板中形技術組	長板中形技術組	深見重助	千葉あやの	田畑喜八	野口真造	栗山文治郎	木村雨山	佐々木信三郎	北村哲郎	北村哲郎	浜田庄司
完成品、工程見本、写真帳																	

番号	名	称	期	日	会	場
第四回	日本伝統工芸展		昭和33年1月14日	19日	福岡市	岩田屋
第五回	日本伝統工芸展		昭和33年10月7日	19日	日本橋	三越
第六回	日本伝統工芸展		昭和33年10月29日	11月3日	名古屋	オリエンタル中村
			昭和33年11月8日	13日	大阪	三越
			昭和33年11月25日	30日	福岡市	岩田屋
			昭和34年10月6日	18日	日本橋	三越
			昭和34年10月28日	11月3日	名古屋	オリエンタル中村
			昭和34年11月7日	12日	大阪	三越
			昭和34年11月19日	30日	高松市	美術館

番号	名	称	期	日	会	場
第一回	塗(松波式引べら)特殊蒔絵(河面式)技術講習会		昭和27年		日本橋	三越
第二回	日本伝統工芸展		昭和29年3月16日	21日	日本橋	三越
第三回	日本伝統工芸展		昭和30年10月4日	16日	日本橋	三越
第四回	日本伝統工芸展		昭和31年10月9日	21日	日本橋	三越
			昭和31年11月17日	22日	大阪	三越
			昭和32年10月8日	20日	日本橋	三越
			昭和32年11月1日	7日	名古屋	オリエンタル中村
			昭和32年11月16日	21日	大阪	三越
			昭和32年11月30日	12月10日	第一会場	高松市美術館
			昭和32年11月30日	12月5日	第二会場	三越高松支店

(2) 作品の公開

49	その他	織金	西出大三	西出大三	完成品二点 (写真挿入)
48	"	木版の彫	大倉半兵衛	檜崎宗重	工程見本、文書記録(写真挿入)
47	"	木版復製	川面義雄	前田章	完成品、工程見本、文書記録
46	木版	木版画	川瀬巴水	檜崎宗重	完成品、工程見本、文書記録(写真挿入)
45	七宝	泥七宝・紺釉七宝	林田貞信	檜崎宗重	完成品二点

七、文化財保存事業費補助金交付關係資料

(一) 科目別年度別補助金交付一覽 (單位 千円)

昭和35年3月末日現在

科 目	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年										
	件数	補助金	件数	補助金	件数	補助金	件数	補助金	件数	補助金										
文化財保存修理費補助金	222	163,400	191	225,145	180	271,260	156	315,577	151	291,700	135	271,200	161	278,530	142	266,635	128	255,500	142	267,466
国宝其他建造物保存修理費補助金	82	107,000	77	160,000	71	187,360	65	209,913	70	190,400	81	206,000	82	206,000	66	211,750	63	204,180	70	207,874
国宝其他宝物類保存修理費補助金	86	12,000	80	15,500	85	15,500	66	13,938	62	13,164	34	10,000	55	14,000	52	14,479	46	14,875	52	20,872
日光二社一寺国宝其他保存修理費補助金	3	10,000	3	15,000	3	12,500	3	25,000	3	23,800	3	23,100	3	25,650	3	23,100	3	21,945	3	21,945
史跡名勝天然記念物保存修理費補助金	50	4,400	30	4,645	20	6,900	19	12,398	12	11,350	14	9,300	18	9,300	19	9,900	16	14,500	17	16,775
平等院鳳凰堂建物保存修理費補助金						1	6,255	1	11,000	1	9,160	1	9,000							
薬師寺薬師三尊等保存修理費補助金						1	2,573	1	1,086	1	5,900	1	5,900	1	3,996					
常磐公園保存修理費補助金								1	1,000	1	7,800	1	8,680	1	3,310					
法隆寺国宝其他保存修理費補助金	1	30,000	1	30,000	1	49,000	1	45,500	1	39,900										
文化財防災施設費補助金	122	20,700	56	43,455	113	52,400	86	70,053	86	52,335	53	42,900	62	43,214	76	69,995	90	74,631	105	104,066
国宝其他防災施設費補助金	122	20,700	55	28,455	112	51,000	84	53,263	84	47,562	52	35,500	61	33,814	72	47,195	86	57,247	99	79,132
建造物	113	18,888	43	25,146	50	34,195	39	40,030	24	32,163	20	25,028	14	22,693	17	30,832	31	37,276	34	48,940
宝物	4	1,112	4	1,854	26	12,430	20	9,958	17	8,242	13	4,483	19	6,818	20	9,250	19	10,101	14	11,929
史跡名勝天然記念物	5	700	8	1,455	36	4,375	23	2,275	41	5,529	17	5,059	25	2,659	29	5,202	30	7,580	37	8,302
埋藏文化財						2	1,000	2	923	2	930	3	1,664	6	1,911	6	2,290	12	7,711	
民俗資料																		2	2,250	
中尊寺收藏庫建設費補助金				1	1,400	1	13,300	1	3,388											
興福寺收藏庫建設費補助金								1	1,385	1	7,400	1	9,400	1	12,800					
観世音寺收藏庫建設費補助金												1	3,000	1	3,578	1	3,578			
伊能忠敬遺品收藏庫建設費補助金														1	1,000	1	4,750			
金剛峯寺收藏庫建設費補助金													1	5,000	1	10,806	1	10,806		
高山寺收藏庫建設費補助金																		1	2,000	
宝蔵院收藏庫建設費補助金																		1	2,000	
法隆寺管理費補助金													1	2,000	1	2,000	1	1,800		
法隆寺金堂壁画保存施設費補助金			1	15,000																
法隆寺国宝其他防災施設費補助金						1	3,490													
無形文化財助成金				26	2,375	30	2,773	11	2,025	10	2,400	9	2,470	9	2,470	8	4,320	15	4,604	
助成				22	1,900	21	2,320	10	1,925	6	2,100	5	2,050	4	1,950	5	3,450	6	3,275	
公開				4	475	9	453	1	100	4	300	4	420	5	520	3	870	9	1,329	
災害復旧費補助金	92	38,164	45	64,217	6	8,353	105	18,736	76	19,724								9	9,567	
合 計	436	222,264	292	332,817	325	334,388	377	407,139	324	365,784	198	316,500	232	324,214	227	339,000	226	334,451	270	385,703

(二) 文化財保存事業費補助金交付対象一覽

1 建造物

(1) 保存修理

昭和二十五年

青森 八幡宮本殿
岩手 誓願寺山門
宮城 伊具阿弥陀堂
福島 瑞藏寺本堂及御成門
茨城 佐竹寺本堂
埼玉 喜多院書院、客殿
東京 根津神社拜殿
千葉 大泉寺觀音堂
新潟 平等寺藥師堂
富山 氣多神社本堂
石川 尾崎神社本堂
福井 須波阿須疑神社本殿

山梨 窪八幡神社本殿
長野 熊野神社三條殿
岐阜 大宮熱田神社本殿及若宮
安國寺本藏
静岡 淺間神社本殿
滋賀 三明寺塔婆門
愛知 延曆寺大講堂
京都 大通寺大廣間
甲良神社榎殿
二條寺本堂
蓮華王院本堂、築地塚
平等院鳳凰堂
高台寺開山堂
峯定寺仁王門
金地院八窓席

京都 光明寺樓門
高台寺時雨亭、傘亭
北野神社本殿
大報恩寺本殿
水度神社本殿
教王護國寺講堂
建水分神社社殿
金剛寺御影堂、觀月亭
吉村家住宅
極樂院本堂
極樂院禪室
金峯山寺樓門
藥師寺南門、塔婆
當麻寺塔頭中之坊書院
部郡水分神社本殿
大和郡山五輪塔覆堂
春日神社本殿
春日神社幣殿外九棟殿
円成寺春日堂、白山堂
長福寺本堂
鶴林寺太子堂、行者堂
西宮神社大練堀

昭和二十六年

輪王寺 大猷院靈廟、表門左右石柵外九廡
二荒山神社 神橋外四廡

兵庫 斑鳩寺塔婆
岡山 出雲大社本殿
島根 神魂神社本殿
岡山 松江城天守殿
廣島 西明院外五ヶ院塔婆
山口 敬島神社大鳥居
香川 不動院金鳥堂
愛媛 丸龜城天守外五棟
高知 松山城天守外五棟
福岡 朝倉神社本殿
佐賀 大宰府神社本殿
長崎 与賀神社本殿
奈良 大浦天主堂
栃木 興福寺本堂

青森 八幡宮本殿
宮城 誓願寺三條門
山形 瑞藏寺本堂、御成門
福島 慈恩寺本堂
山形 惠隆寺觀音堂(立木)
茨城 佐竹寺本堂
栃木 西明寺樓門及塔婆(三重)
埼玉 高倉寺觀音堂
埼玉 喜多院書院、客殿
千葉 竜正院仁王門
東京 根津神社拜殿
神奈川 円融寺本殿
神奈川 觀音寺本殿
神奈川 円覺寺舍利堂
新潟 平等寺藥師堂
富山 乙宝寺塔婆(三重)
石川 氣多神社本殿
尾崎神社本殿

福井 神宮寺本堂
山梨 丸岡城天守
山梨 熊野神社三條殿
山梨 窪八幡神社拜殿外四棟
富士淺間神社 東宮本殿
大善寺本堂
大宮熱田神社 本殿、若宮
中禪寺藥師堂
智識寺本堂
善光寺本堂
淺間神社本殿
新長谷寺本殿
永保寺開山堂、觀音堂
圍分寺本堂
三明寺塔婆(三重)
名古屋 名古屋城東南隅櫓
天恩寺仏殿、山門
大恩寺念仏堂
密藏院塔婆(多)
高田寺本堂
伊賀八幡宮 幣殿拜殿隨神門
延曆寺大講堂
來迎寺客殿
甲良神社榎殿
大通寺本堂

東照宮 表門外十廡

法隆寺 国宝保存修理
日光二社一寺 国宝保存修理

京都 平等院鳳凰堂
 光明寺樓鳳凰門
 高合寺開山堂
 蓮華王院木堂築地堀
 北野神社木殿
 大報恩寺木堂
 教王護國寺講堂
 二条城黒書院、南米蔵
 白山神社拝殿
 春日神社本殿(河辺)
 住宅(吉村邸)
 西宮神社大練塀
 斑鳩寺塔婆(三重)
 円教寺大講堂
 太山寺仁王門
 極楽院木堂
 中之坊書院
 葉師寺南門、塔婆
 十六所神社本殿
 松江城外五ヶ院塔婆
 西明院外五ヶ院塔婆
 妙本寺鎮守堂
 蔵島神社五重塔外三棟
 八坂神社本殿
 覚城院鐘樓

香川 神谷神社木殿
 高知 朝倉神社木殿
 福岡 高知城天守殿
 大宰府神社木殿外一棟
 宗像神社本殿
 英彦山神社奉幣殿、銅鳥居
 与賀神社樓門
 大浦天主堂
 奈良 法隆寺園宝其他建造物保存修理
 日光二社一寺園宝其他保存修理
 東照宮表門外四廡
 輪王寺大猷廟御供所
 外三件
 二荒山神社神橋
 青森 長勝寺三門
 慈恩寺本堂
 瑞巖寺本堂
 國分寺本堂
 西明寺樓門、塔婆
 喜多院庫裡

埼玉 高倉寺觀音堂(光堂)
 寶珠院觀音堂
 根津神社拜殿
 觀音寺木堂
 平等寺木堂
 乙宝寺塔婆
 蓮華峯寺金堂、弘法堂
 尾崎神社
 妙成寺開山堂
 神宮寺木殿
 丸岡城天守
 窪八幡神社拜殿
 窪八幡神社外一棟
 大善寺木堂
 中禪寺木堂
 智識寺木堂
 高田寺木堂
 埼玉 高倉寺觀音堂(光堂)
 寶珠院觀音堂
 根津神社拜殿
 觀音寺木堂、仁王門
 東照宮社殿(上野)
 臨春閣、仏殿、三重塔
 乙宝寺塔婆
 蓮華峯寺金堂、弘法堂
 尾崎神社
 妙成寺開山堂
 神宮寺木殿
 丸岡城天守
 窪八幡神社拜殿
 窪八幡神社外一棟
 大善寺木堂
 中禪寺木堂
 智識寺木堂
 高田寺木堂

昭和二十七年年度

滋賀 円満院宸鳳殿
 延暦寺根本中堂、廻廊
 西明寺二天門
 石山寺鐘樓
 平等院鳳凰堂
 曼殊院書院、附茶室
 教王護國寺南大門
 妙心寺小方丈
 勸修寺書院
 大報恩寺木堂
 教王護國寺講堂
 妙法院大書院
 西本願寺黒書院
 二条城西南隅橋、北米蔵
 住宅(吉村邸)
 金剛寺木堂、樓門
 長野神社木殿
 太山寺仁王門
 円教寺大講堂
 葉師寺南門及三重塔
 唐招提寺経蔵
 室生寺五重塔
 十六所神社本殿
 春日神社廻廊
 極楽院本堂

奈良 法華寺本堂
 松江城外五ヶ院塔婆
 西明院外五ヶ院塔婆
 妙本寺鎮守堂
 閑谷巖樓門(鶴鳴門)
 蔵島神社廻廊外四棟
 本山寺木殿
 大山祇神社本殿
 太山寺木堂
 高知城天守
 土佐神社本殿外三棟
 功山寺仏殿
 瑠璃光寺塔婆(五)
 宗像神社本殿
 英彦山神社奉幣殿、銅鳥居
 法隆寺園宝其他保存修理
 日光二社一寺園宝其他保存修理
 東照宮廻廊外三件
 輪王寺大猷廟外三件
 二荒山神社拜殿
 昭和三十八年度

青森 長勝寺三觀音堂
 神明社觀音堂
 慈恩寺木堂
 西明寺樓門、塔婆
 高倉寺觀音堂
 喜多院庫裡
 寶珠院觀音堂(光堂)
 根津神社拜殿
 觀音寺木堂、仁王門
 東照宮社殿(上野)
 臨春閣、仏殿、三重塔
 乙宝寺塔婆
 蓮華峯寺金堂、弘法堂
 尾崎神社
 那谷寺鐘樓
 妙成寺開山堂
 神宮寺木殿
 丸岡城天守
 窪八幡神社拜殿
 窪八幡神社外一棟
 大善寺木堂
 中禪寺木堂
 智識寺木堂
 福徳寺木堂

宮城	瑞巖寺	庫裡、廻廊、五大
山形	大崎八幡神社	社中門、御成門
福島	東照宮本殿	唐門、透櫛
栃木	觀音寺	觀音堂
茨城	白水仙阿彌陀堂	堂
群馬	八幡神社	本殿(大宝)
埼玉	貫前神社	本殿
東京	出雲伊波比神社	本殿
神奈川	嚴有院	靈廟、勅額、拜殿、幣殿、幣所、(裝飾工事)
山梨	根津神社	本殿、幣殿、幣所
福井	金剛寺	不動、幣殿
長野	三溪園臨春閣	第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
岐阜	明通寺	三、重、塔
岐阜	雲峰寺	庫裡
岐阜	塩沢寺	地蔵堂
岐阜	新海三社神社	三、重、塔
岐阜	大法寺	三、重、塔
岐阜	葛山落合神社	本殿
岐阜	日竜峯寺	塔
岐阜	新長谷寺	鎮守堂、葉師堂
愛知	甚目寺	三、重、塔

石川	那谷寺	三、重、塔
福井	明通寺	三、重、塔
山梨	雲峰寺	本殿
山梨	雲峰寺	本殿
山梨	東光寺	本殿
山梨	塩沢寺	地蔵堂
山梨	山梨岡神社	本殿
長野	遠照寺	釈迦堂
長野	新海三社神社	三、重、塔
岐阜	白山神社	本殿
岐阜	日竜峯寺	塔
岐阜	長光寺	地蔵堂
岐阜	甚目寺	三、重、塔
岐阜	竜泉寺	仁王門
岐阜	猪田神社	本殿
三重	大村神社	本殿
三重	地藏院	護摩堂
滋賀	延暦寺	法輪堂(釈迦堂)
滋賀	彦根城	天祥櫓、太鼓門
滋賀	西明寺	本殿
滋賀	園城寺	毘沙門堂、勸学院客殿
滋賀	長寿寺	弁天堂
滋賀	教王護国寺	大師堂、宝藏
滋賀	教王護国寺	灌頂院附四脚門
滋賀	高台寺	靈屋

昭和三十一年度
弘前城北門、未申櫓

高知 高知城 第二期工事、廊下
 鳴無神社 門、詰門、東多間殿
 徳島 丈六寺 三門、観音堂
 福岡 管崎宮 拜殿、楼門
 熊本 青井阿蘇神社 社
 六殿神社 楼門
 栃木 日光二社一寺国宝其他保存修
 理
 二荒山神社 本殿神橋
 東照宮 本殿、拜殿、
 廻廊、透塀
 輪王寺 三仏堂
 京都 平等院鳳凰堂 建物保存修理
 昭和三十二年度

東京 根津神社 本殿、幣殿、拜
 金剛寺 殿(裝飾工事)
 本門寺塔婆(五重塔)
 増上寺 三解脱門
 三溪園臨春閣 第三層天瑞院
 寿塔、春草廬
 山梨 雲峰寺 書院、仁王門
 善光寺 本堂
 葛山落合神社 本殿
 長野 新長谷寺 鎮守堂、薬師堂
 岐阜 尾張大園靈神社 楼門
 愛知 基目寺 東門
 基目寺 南門
 東観音寺 塔婆
 知立神社 塔婆
 地蔵院 護摩堂
 延暦寺 転法輪堂
 苗村神社 東西本殿
 円光寺 本堂
 日吉大社 樹下神社、及び
 白山姫神社、本殿
 日吉大社 宇佐宮、本殿
 彦根 根城 間櫓、多
 篠津神社 表門
 伊砂々神社 本殿

京都 教王護国寺 灌頂院、四脚門
 醍醐寺 五重塔
 二条城 二之丸御殿、遠
 侍、式台、車寄
 木願寺 書院
 玉鳳院 開山堂、四脚門
 吉田神社 齋場所、大元宮
 妙喜庵 茶室及び書院
 八坂神社 末社、蛸子社、社殿
 由岐社 拜殿
 積川神社 本殿、住吉神社、
 泉穴師神社、春日神社
 如意寺 文珠堂、阿弥陀堂
 浄土寺 浄土堂
 円教寺 金剛堂
 東大寺 中門、廻廊
 法隆寺 東室
 唐招提寺 宝藏
 当麻寺 受茶羅堂
 手向山神社 宝庫、住吉神社
 東照宮 本殿
 八幡神社(野上) 本殿、拜
 殿、武内神社社殿、平野今木
 神社社殿、玉垂社社殿
 清水寺 本堂
 本蓮寺 本堂
 岡山 本蓮寺 本堂

広島 厳島神社 西廻廊
 山口 月輪寺 葉師堂
 徳島 竜福寺 本堂
 徳島 丈六寺 三門、観音堂
 徳島 丈六寺 本堂
 香川 恩島寺 本堂
 石手寺 護摩堂、
 詔梨帝母天堂、鐘楼
 愛媛 高知城第三期工事、懐徳館、
 西多聞、黒鉄門、矢狭間塀、
 納戸櫓
 高知 鳴無神社 社
 青井阿蘇神社 社
 熊本 明導寺 阿弥陀堂
 大分 竜岩寺 奥院 礼堂
 栃木 日光二社一寺国宝其他保存修
 理
 二荒山神社 本殿、透塀
 東照宮 本殿、拜殿
 廻廊、透塀
 輪王寺 三仏堂
 昭和三十三年度
 弘前城二之丸南門、東門、天
 守、丑寅櫓
 青森

青森 円覚寺 葉師堂内厨子
 瑞巖寺 庫裡、廻廊、五大堂、
 本堂、中門、御成門
 宮城 阿弥陀堂(八葉寺)
 福島 奥之院 弁天堂
 茨城 西蓮寺 仁王門
 笠森寺 観音堂
 増上寺 三解脱門
 東京 根津神社 本殿(裝飾工事)、
 殿(裝飾工事)
 金剛寺 不動堂
 金剛寺 仁王門
 三溪園臨春閣 第三層、天瑞
 院、寿塔、春草廬
 新潟 弥彦神社 家内末社、住
 境内末社、十柱
 妙成寺 祈願堂、薬師
 雲峰寺 書院、仁王門
 善光寺 本堂
 中牧神社 本堂
 新長谷寺 鎮守堂、薬
 新長谷寺 釈迦堂、阿弥陀
 荒城神社 本堂、大師堂
 照蓮寺 本堂
 尾張大園靈神社 楼門
 東観音寺 多宝塔

愛知 八幡宮 本殿
 観菩提寺 木輪堂
 延暦寺 転法輪堂
 苗村神社 東西本殿
 円光寺 本堂
 日吉大社 宇佐宮、本殿
 日吉大社 東本宮、楼門
 日吉大社 末社、東照宮
 彦根 根城 天守附櫓、多聞櫓
 八坂神社 本殿
 大行社 本殿
 奥石神社 本殿
 神田神社 本殿
 教王護国寺 灌頂院、東門、北門
 醍醐寺 五重塔
 醍醐寺 二之丸御殿、御清所、
 二条城、附渡廊下、車寄
 本願寺 書院
 竜吟庵 方丈、表門
 泉穴師神社 本殿、住吉神社、
 春日神社
 久安寺 楼門
 如意寺 文珠堂、阿弥陀堂
 浄土寺 浄土堂
 円教寺 金剛堂
 円教寺 食堂

京都 大仙院 本堂附玄關
 東胎寺 多宝塔
 東照宮 (金地院)
 久安寺 樓門
 來迎寺 本堂
 大坂城 金藏、焔硝藏、千貫櫓
 四天王寺 六時堂
 如意寺 文珠堂 阿彌陀堂
 淨土寺 三重塔
 淨土寺 淨土堂、葉師堂
 円教寺 食堂
 太山寺 本堂
 東大寺 中門、廻廊
 法隆寺 東室
 当麻寺 曼茶羅堂
 円成寺 本堂、樓門
 大神神社 拜殿
 白山神社 本殿
 宇太水分神社 本殿、末社春日神社本殿、末社宗像神社本殿
 八幡神社 (野上) 本殿、拜殿
 武内神社 殿、平野今木神社
 社殿、玉垂社殿
 宝来山神社 本殿
 白岩丹生神社 本殿
 和歌山城 岡口門、附土塀

岡山 関谷齋講堂、習芸斎、欽室、玄關、釣屋、文庫、小弁、公門
 福島 奥之院 弁天堂
 茨城 西蓮寺 仁王門
 群馬 雷電神社 末社八幡宮、稲
 千葉 笠森寺 觀音堂
 大聖寺 不動堂
 根津神社 樓門
 金剛寺 仁王門
 護國寺 本堂
 矢筈原家住宅
 笹川家住宅
 新築田城表門、二の丸隅櫓

栃木 東照宮 透塀、御供廊、本殿、繪屏、神樂殿
 二荒山神社 透塀、中宮桐
 日光二社一寺国宝其他保存修理
 泉福寺 開山堂
 善光寺 本堂
 明導寺 阿彌陀堂
 住吉神社 本殿
 淨土寺 本堂
 大洲城 宇綿櫓
 金刀比羅宮 奥書院
 明王院 五重塔
 沼前神社 能舞台
 玄關、釣屋、文庫、小弁、公門
 金山寺 本堂
 関谷齋講堂、習芸斎、欽室、玄關、釣屋、文庫、小弁、公門

奈良 東大寺 中門、廻廊
 法隆寺 東室
 唐招提寺 寶藏
 当麻寺 曼茶羅堂
 手向山神社 寶庫、住吉神社
 円成堂 本堂、樓門
 大神神社 三ツ鳥居、附瑞垣
 吉田寺 塔婆
 春日大社 撰社若宮神社、屋
 八幡神社 (野上) 本殿、拜殿
 武内神社 殿、平野今木神社
 社殿、玉垂社殿
 鳥取 大山寺 阿彌陀堂
 岡山 本蓮寺 本堂
 沼名前神社 能舞台
 明王院 五重塔
 丈六寺 本堂
 徳島 屋島寺 本堂
 香川 金刀比羅宮 奥書院
 石手寺 護摩堂、訶梨帝母天堂、鐘樓
 愛媛 大洲城 宇綿櫓
 高知 高知城 第三期工事、懷徳館、西多聞、黒鉄門、矢狭間塀、納戸櫓
 佐賀 多聖廟

長崎 眼鏡橋
 熊本 明導寺 阿彌陀堂
 大分 竜岩寺 奥院 札堂
 善光寺 本堂
 日光二社一寺国宝其他保存修理
 二荒山神社 透塀
 東照宮 拜殿、透塀、御供廊
 輪王寺 三仏堂

石川 那谷寺書院 庫裏
 善光寺 本堂
 中牧神社 本堂
 最恩寺 住家
 高野 仁科神明宮 本殿、中門
 仁科神明宮 本殿、中門、積沓堂、阿彌陀
 新長谷寺 堂、大師堂
 新長谷寺客殿、塔
 照蓮寺 本堂
 方広寺 七尊菩薩堂
 東觀音寺 多宝塔
 尾張大國靈神社 拜殿
 八幡神社 (足助) 本殿
 曼陀羅寺 正堂
 金剛証寺 本堂
 日吉大社 末社東照宮
 彦根城天守 附櫓、多聞櫓
 八坂神社 本堂
 石山寺 本堂
 大野神社 樓門
 醍醐寺 五重塔
 二条城 二の丸御殿、台所
 本願寺 書院
 竜吟庵 方丈表門
 教王護国寺 五重塔

昭和三十四年度

觀音寺	東福寺	仁智寺	神護寺	頂妙寺	竜光寺	清涼寺	長法寺	陽明文庫	向日神社	醍醐寺	三都院	京都市	南都寺	真正極樂寺	禪林寺	常明寺	兵主神社	仏勝寺	白山神社	横蔵寺	東円寺	真福寺	愛知泉寺	
乾漆十一面觀音像	無準師範墨跡	三寶明王像	孔雀繪	一切經附經帙	牛麥天目茶碗	耀六羅漢像	十迦金棺出現圖	類聚歌合殘卷 附原表紙目錄等	知足院閉白記(殷曆)	如木書記神代下卷	如意輪觀音坐像	不動明王立像	地藏菩薩立像	南禪寺方丈障壁面	普賢菩薩像	釈迦十大弟子像	大般若經變像	金師如來坐像	瀬戸如來坐像	大日如來坐像	粟日如來坐像	慈惠大師坐像	紙本墨書 附法狀俊苜筆	紙本墨書 伏生授經圖

金剛寺	西南院	宝壽院	下永區	興福寺	極楽院	秋華寺	法華寺	大蔵寺	太山寺	鶴林寺	大乗寺	楠岩窓神社	大無瀬神社	久米田寺	觀喜光寺	妙法院	教王護国寺	高涼寺	清涼寺	京都	
妙法蓮華經像	地藏菩薩立像	地藏菩薩立像	阿彌陀如來坐像	華嚴經像	梵天立像	救脫菩薩立像	阿彌陀三尊像	木造藥師如來立像	愛染明王三尊像	聖德太子繪卷 慈惠太子像	襷掛 付 繪	大宮比売命坐像 豊岩密命坐像	後鳥羽天皇像	星曼荼羅圖	一遍上人繪像	千手觀音像	不動明王台座像	玉篇卷第二十七像	高僧漢像	十六羅漢像	京都

願興寺	弘憲寺	金刀比羅宮	妙音寺	長樂寺	護国院	熊野速玉神社	法花院	金竜寺	菓師寺	興福寺	東大寺	西大寺	東山寺	乘宝山社	湯泉神社	太山寺	普門社	開口神社	市立大阪美術館	大阪	京都	
乾漆聖觀音立像	木造不動明王立像	紙本著色 なよ竹物語繪卷	木造阿彌陀如來坐像	絹本著色 楊柳觀音像	木造千手觀音立像外四軀	寶物類保存施設	木造熊野速玉大神坐像他五軀	木造十一面觀音立像	菩薩立像(伝聖觀音像)	狛犬	紙本墨書 日本現報善惡靈異記(上卷)	大威徳陀羅尼經十卷他三件	絹本著色 十二天像	十二神將立像	紺紙金泥 大威徳陀羅尼經	紫紙金泥 法華經	絹本著色 熊野曼荼羅圖	紙本墨書 大塔宮令旨及注進狀	木造千手觀音坐像	伏見天皇宸翰冬百首	紙本墨書 明妃出塞圖	彩牋墨書 泉涌寺觀經疏

林光寺	龜翁寺	法住寺	木証寺	北山本門寺	平田寺	西福寺	戸隠神社	真福寺	伝宗庵	光觸寺	建長寺	二荒山神社	竜興寺	八幡宮	青森	福島	栃木	神奈川	愛知	香川
藥師如來坐像	虚空藏菩薩坐像	千手觀音立像	聖徳太子繪卷 第一日蓮筆	真觀政要卷 第一日蓮筆	聖武天皇勅書	觀經变相曼荼羅圖	十一面觀音立像	地蔵菩薩坐像	阿彌陀如來及兩脇侍像	大覺禪師像	一字蓮台法華經	唐續入赤系威鎧兜大袖付	木造阿彌陀如來及兩脇侍像	紙本墨書 齒長寺縁起	木造阿彌陀如來及兩脇侍像	騎獅文殊菩薩及兩脇侍像	木造阿彌陀如來及兩脇侍像	女神坐像 四男神坐像 一	彦火瓊杵命坐像 天	大主命坐像

昭和二十七年年度

和歌山 金剛峯寺 法華一品經
 一切經(荒川經)三五七五卷の内
 (中尊寺經) 經 宮
 普門院 勤 操 僧 正 像
 室寿院 文 館 詞 正 像
 正智院 紫紙金泥 金光明最勝王經
 電光院 紙本墨書 法華 華 經
 出雲大社 秋野鹿 鹿 禪 師 手箱
 山口 弘通 禪 師 坐 像
 山 西長 禪 師 坐 像
 二尊院 四天王 立 像
 二尊院 釈迦如来立像、阿弥陀如来立像
 二尊院 大日如来 坐 像
 水主神社 大日如来 坐 像
 香川 倭迹々日百襲姫命坐像
 倭国香姫命坐像、大倭根子彦太
 命坐像
 大 大 般 若 經
 愛媛 伊曾乃神社 急 就 妙法蓮華經
 伊曾乃神社 与 州 新 居 系 圖
 福岡 大慈寺 有 柄 細 形 銅 劍、内 行 花 文 鏡
 熊木 大慈寺 寒 嶽 義 丹 文 書

昭和三十八年度
 青森 八幡宮 唐櫃入赤系威鎧兜大袖付
 柴系威肩白淺黄鎧兜大袖付
 埼玉 常楽院 木 造 軍宗利明王立像
 東京 早稲田大学 紙本墨書 東大寺文書一五通
 玉篇卷 第九 殘 卷
 新潟 茂林寺 木 造 地藏菩薩半跏像
 眞觀園保存会 眞觀園保存会
 白山神社 眞觀園保存会
 愛知 熱田神社 眞觀園保存会
 熱田神社 眞觀園保存会
 三重 念仏寺 眞觀園保存会
 念仏寺 眞觀園保存会
 三重 念仏寺 眞觀園保存会
 滋賀 近長谷寺 眞觀園保存会
 近長谷寺 眞觀園保存会
 園城寺 眞觀園保存会
 福正寺 眞觀園保存会
 善隆寺 眞觀園保存会
 兵主大社 眞觀園保存会
 延暦寺 眞觀園保存会
 悉 伝述一心戒文 上中下

滋賀 宝蔵寺 紙本墨書 空海将来経等目録表
 向源寺 木 造 十一面観音立像
 大徳寺 紙本淡彩 養叟和尚像
 妙法院 木 造 一手観音立像一〇〇
 一〇〇 木 造 一手観音立像一〇〇
 大福光寺 木 造 阿弥陀如来兩脇士像
 仁和小寺 玉 篇 第二十四断簡
 神護寺 新 修 經 理 趣 品 草
 高神山寺 紺紙金字一切経二二三卷の内
 教王護国寺 紺紙著色 仏 眼 仏 母 像
 妙心寺 海 賦 時 絵 袈 裟 箱
 東本願寺 小 形 武 具 証
 西本願寺 教 行 信 証
 陽明文庫 紙本墨書 熊野懷紙附添状
 道明寺天満宮 紙本墨書 平 記
 大坂 道明寺天満宮 紙本墨書 平 記
 兵庫 太 山 寺 笹散雙雀鏡、笹散時絵鏡
 兵庫 太 山 寺 絹本著色 兩界曼荼羅図
 奈良 九品寺 絹本著色 十一面観音像
 光林寺 木 造 阿弥陀如来坐像
 粟師寺 月 光 菩 薩 等

和歌山 金剛峯寺 紺紙金銀字一切経(中尊寺經)
 四二九六卷の内
 島根 心 院 紙本墨書 最 勝 王 經
 西 院 紙本墨書 諸経要集卷第五
 出雲大社 紙本墨書 五 部 心 観
 文 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 廣島 文 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 廣島 文 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 廣島 文 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 山口 國 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 愛媛 大 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 福岡 宇 院 木 造 阿弥陀如来坐像
 茨城 鹿島神社 直 刀 拵金銅黒漆彫太刀
 大倉集古館 普 賢 菩 薩 騎 象 像
 清浄光寺 時榮過去觀、六時居讀、安食問答

昭和二十九年年度

昭和三十一年度

岩手 毘沙門堂 木造 毘沙門天立像二軀
 福島 心清水八幡神社 木造 伝吉祥天立像
 福井 大谷寺 木造 不動明王立像
 静岡 本興寺 紺紙金字法華經
 本興寺 紺紙金字法華經
 滋賀 本門寺 太字法華經
 三重 金剛証寺 絹本著色六刀道繪
 京都 聖衆來迎寺 俱舎論記
 石山寺 山越阿彌陀像、地獄極樂圖
 北野天満宮 紙本著色北野天神緣起
 西木顏寺 紙本墨画親鸞聖人像
 天竜寺 絹本著色善信上人繪
 妙法院 雲門大師像
 善願寺 清凉法眼禪師像
 廣隆寺 造千手觀音立像
 清涼寺 造地藏菩薩坐像
 教王護國寺 造千手觀音坐像
 教王護國寺 造釈迦如來立像納入品
 仁王寺 木造不動明王坐像
 和歌山 寶珠院 磨文綿横被

京都 藤森神社 紫糸威鏡
 陽明文庫 猪熊闕白記
 東福寺 所伝宋拓碑文
 久米田寺 絹本著色仁王經受荼羅圖
 觀心寺 木造如意輪觀音坐像
 金剛寺 腹卷伝楠氏所用
 文常寺 野邊雀蒔繪手箱
 多間寺 木造聖觀音立像
 鶴久林寺 木造毘沙門天立像
 光久寺 木造不動明王立像
 東大寺 石造獅子蓋
 熊野速玉神社 古神寶類裝束
 金剛峯寺 金銀字一切經(中尊寺經)
 金剛峯寺 町石建立願文外
 竜光院 註仁王般若經外
 蔵島神社 平家納經
 屋島寺 木造千手觀音立像
 正花寺 木造菩薩立像
 聖通寺 木造千手觀音立像
 堂床区寺 木造十一面觀音立像
 根香寺 木造千手觀音立像
 浄土寺 木造空也上人立像
 大山祇神社 赤糸威願丸鑑外
 小村神社 金銅装環頭太刀

昭和三十一年度

高岡 金剛頂寺 金銅 旅壇具
 無量寺 造阿彌陀如來立像
 大悲院 造阿彌陀如來立像
 鈴熊寺 木造清賀上人坐像
 親世音寺 木造葉師如來坐像
 桂川町 木造阿彌陀如來坐像
 宗像神社 王塚古墳出土品
 奈良 葉師三尊等
 山形 立石寺 天養元年如法經所碑
 福島 立石寺 絹本着色彌勒菩薩像
 栃木 都々古別神社 長覆輪太刀中身無銘
 石川 二荒山神社 下野国男体山頂出土品
 山梨 心蓮社 絹本着色阿彌陀三尊來迎圖
 静岡 久遠寺 本朝文粹
 愛知 大樹寺 大方丈障壁画
 三重 名古屋寺 名古屋城旧本丸御殿天井板繪
 三重 府南寺 木造金剛力士立像
 三重 久昌寺 阿彌陀如來坐像
 三重 明星寺 葉師如來坐像

三重 新大仏寺 板彫五輪塔
 滋賀 園城寺 木造如意輪觀音像
 京都 妙法院 大藏經(尊氏顯經)
 石山寺 石山寺一切經
 長福寺 木造四天王立像(持國・增長)
 石山寺 絹本着色山王權現像
 長福寺 木造十一面觀音立像
 石山寺 絹本着色同縁起下繪
 北野天満宮 附紙本墨畫同縁起下繪
 廣隆寺 木造千手觀音坐像
 大報恩寺 法會所用器具類
 教王護國寺 東寺文書類
 三寶院 線刻如意輪觀音等鏡像
 觀光院 螺鈿如意輪觀音等鏡像
 三寶院 螺鈿如意輪觀音等鏡像
 陽明文庫 後二條遷墨蹟
 藤田美術館 法相秘事繪詞
 石龕寺 木造金剛力士立像
 唐招提寺 唐招提寺勒額
 粟師寺 麻布着色吉祥天像
 金剛峯寺 金銀字一切經
 有志八幡講十八箇院 絹本着色五大菩薩像
 金剛三昧院 古神寶類(裝束)
 熊野速玉神社 古神寶類(裝束)

京都	滋賀	愛知	廣島	山口	山形	廣島	岡山	岡山	岡山	和歌山	奈良	大阪
金地院	廣隆寺	新持寺	大樹寺	愛媛神社	大山祇神社	阿弥陀寺	嚴島神社	勝福寺	高野神社	熊野連玉神社	藤田美術館	東大寺
秋景冬景山水園	准殿	愛染明王像	大方丈障壁画	奈原山経塚出土品	紫原山経塚出土品	紅綾威肩腰崩黄胴丸	木造金剛力士立像	平安家納	安養寺裏山経塚出土品	木造隨身立像	紙本著色 法相宗秘事絵詞	絹本著色 俱舍受茶羅図
				藍韋威肩白胴丸	沈金彫経	奈原山経塚出土品	七支刀、鉄盾、禁足地出土品	宝筒	五大菩薩像のうち金剛吼像	古神宝類(装束)集		

昭和三十三年度

(絵画)

京都	滋賀	愛知	廣島	山口	山形	廣島	岡山	岡山	岡山	和歌山	奈良	大阪
金地院	廣隆寺	新持寺	大樹寺	愛媛神社	大山祇神社	阿弥陀寺	嚴島神社	勝福寺	高野神社	熊野連玉神社	藤田美術館	東大寺
秋景冬景山水園	准殿	愛染明王像	大方丈障壁画	奈原山経塚出土品	紫原山経塚出土品	紅綾威肩腰崩黄胴丸	木造金剛力士立像	平安家納	安養寺裏山経塚出土品	木造隨身立像	紙本著色 法相宗秘事絵詞	絹本著色 俱舍受茶羅図
				藍韋威肩白胴丸	沈金彫経	奈原山経塚出土品	七支刀、鉄盾、禁足地出土品	宝筒	五大菩薩像のうち金剛吼像	古神宝類(装束)集		

昭和三十三年度

京都	滋賀	愛知	廣島	山口	山形	廣島	岡山	岡山	岡山	和歌山	奈良	大阪
醍醐寺	南禅寺	瑞光寺	高台寺	大報恩寺	知恩寺	法皇寺	清浄華院	南禅寺	園城寺	石山寺	正法寺	名古屋市
醍醐寺	南禅寺	瑞光寺	高台寺	大報恩寺	知恩寺	法皇寺	清浄華院	南禅寺	園城寺	石山寺	正法寺	名古屋市
醍醐寺	南禅寺	瑞光寺	高台寺	大報恩寺	知恩寺	法皇寺	清浄華院	南禅寺	園城寺	石山寺	正法寺	名古屋市

宮城 旧有備館及び庭園
 福島 会津松平氏庭園
 栃木 日光杉並木街道園
 茨城 常磐公園
 長野 松本城跡
 愛知 名古屋(金閣寺)庭園
 京都 大徳寺(金閣寺)庭園
 兵庫 姫路城跡
 長崎 出島和蘭館跡
 熊本 高島秋帆旧宅跡

昭和三十年度

北海道 五稜郭跡
 宮城 旧有備館及び庭園
 福島 会津松平氏庭園
 栃木 日光杉並木街道園
 長野 松本城跡
 愛知 名古屋(金閣寺)庭園
 京都 大徳寺(金閣寺)庭園
 兵庫 姫路城跡
 長崎 出島和蘭館跡
 熊本 高島秋帆旧宅跡

山口 明倫館水練池及び有備館跡
 愛媛 松山城跡
 長崎 出島和蘭館跡
 熊本 熊本城跡
 茨城 常磐公園
 北海道 五稜郭跡
 福島 会津松平氏庭園
 栃木 日光杉並木街道園
 千葉 大原幽学遺跡
 岐阜 高山陣屋跡
 静岡 新居関跡
 三重 北山氏反射跡
 滋賀 彦根城跡玄宮楽々園
 京都 大徳寺方丈庭園
 大阪 本願寺大書院庭園
 兵庫 大坂城跡
 廣島 玄姫路武蔵山旧宅跡

昭和三十一年度

山口 明倫館水練池及び有備館跡
 愛媛 松山城跡
 長崎 出島和蘭館跡
 熊本 熊本城跡
 茨城 常磐公園
 北海道 五稜郭跡
 福島 会津松平氏庭園
 栃木 日光杉並木街道園
 千葉 大原幽学遺跡
 岐阜 高山陣屋跡
 静岡 新居関跡
 三重 北山氏反射跡
 滋賀 彦根城跡玄宮楽々園
 京都 大徳寺方丈庭園
 大阪 本願寺大書院庭園
 兵庫 大坂城跡
 廣島 玄姫路武蔵山旧宅跡

山口 常楽寺庭園
 熊本 熊本城跡
 茨城 常磐公園
 北海道 五稜郭跡
 青森 弘前城跡
 北海道 下野栗師寺跡
 足利 足利氏宅跡
 日光 日光杉並木街道園
 七尾 七尾城跡
 石川 尾山射跡
 静岡 新居関跡
 三重 北山氏反射跡
 滋賀 彦根城跡
 京都 大坂城跡
 大阪 大坂城跡
 兵庫 大坂城跡
 岡山 吉田松陰幽囚の旧宅跡
 山口 熊本城跡
 熊本 熊本城跡

昭和三十二年度

山口 常楽寺庭園
 熊本 熊本城跡
 茨城 常磐公園
 北海道 五稜郭跡
 青森 弘前城跡
 北海道 下野栗師寺跡
 足利 足利氏宅跡
 日光 日光杉並木街道園
 七尾 七尾城跡
 石川 尾山射跡
 静岡 新居関跡
 三重 北山氏反射跡
 滋賀 彦根城跡
 京都 大坂城跡
 大阪 大坂城跡
 兵庫 大坂城跡
 岡山 吉田松陰幽囚の旧宅跡
 山口 熊本城跡
 熊本 熊本城跡

鹿兒島 佐多旧葉園
 茨城 常磐公園

昭和三十三年度

北海道 五稜郭跡
 青森 弘前城跡
 茨城 日光杉並木街道園
 栃木 日光杉並木街道園
 石川 七尾寺跡
 静岡 竜潭寺跡
 三重 八幡野八幡宮、来宮神社社叢
 三重 旧崇崎堂
 京都 旧土山古墳
 大阪 大坂城跡
 兵庫 姫路城跡
 奈良 慈光院跡
 岡山 岡山後楽園
 山口 明倫館水練池
 熊本 熊本城跡
 大分 白杵磨崖仏

昭和三十四年度

北海道 五稜郭跡
 茨城 常磐公園
 鹿兒島 佐多旧葉園
 北海道 五稜郭跡
 青森 弘前城跡
 茨城 日光杉並木街道園
 栃木 日光杉並木街道園
 石川 七尾寺跡
 静岡 竜潭寺跡
 三重 八幡野八幡宮、来宮神社社叢
 三重 旧崇崎堂
 京都 旧土山古墳
 大阪 大坂城跡
 兵庫 姫路城跡
 奈良 慈光院跡
 岡山 岡山後楽園
 山口 明倫館水練池
 熊本 熊本城跡
 大分 白杵磨崖仏

(防災施設)

昭和二十五年

京都 三重旧崇仙堂
 大分 白杵磨崖仏

京都 涉成園
 奈良 北山十八間戸

昭和二十六年

京都 新居宣長旧宅跡
 三重 旧崇崎堂
 京都 詩仙堂
 京都 頼山陽書齋(山紫水明処)
 奈良 北山十八間戸
 奈良 泉八雲旧宅跡
 宮崎 青島
 青森 亀ヶ岡石器時代遺跡
 秋田 大湯町環状列石
 埼玉 小見真観寺古墳
 埼玉 野田村鷲繁殖地
 埼玉 土合村秘草自生地
 高麗 高麗村石器時代遺跡
 高麗 上総園分寺塔跡
 高麗 吉田胡貝古墳

(保存施設)

奈良 頭塔
高知 土佐オナガドリ
熊本 チブサン古墳
鹿児島 鹿兒島県鶴渡来地

昭和二十七年

(防災施設)
千葉 伊能忠敬旧宅
京都 頼山陽書齋
島根 小田東清旧宅
宮崎 都井岬蘇鉄自生地
茨城 旧弘道館
(保存施設)
岩手 無量光院跡
秋田 長走風穴高山植物群落
秋田 大湯町環状列石
福島 常陸園分寺跡常陸園分尼寺跡
茨城 常陸園分寺跡常陸園分尼寺跡
埼玉 野田村鷺繁殖地
千葉 小見真観寺古墳
千葉 成東町食肉植物群落
新潟 春日山城跡

富山 魚津埋没林
長野 尖石々器時代遺跡
安曇村噴湯丘及び球状石灰石
平出遺跡
成立石器時代遺跡
天竜峡
遠江国分寺跡
静岡 登呂遺跡
京都 西寺跡
奈良 藤原宮跡
和歌山 鷺塚古墳
兵庫 新宮園沢浮島植物群落
鳥取 ハマナス自生地南限地帯
島根 関の五木松
香川 宝生院のシンパク
高知 土佐のオナガドリ
福岡 園分瓦窯跡
熊本 根良のトビカヅラ
鹿児島 出水郡のツル及びその渡来地

昭和二十八年

(保存施設)

北海道 釧路のタンチョウ及びその渡来地
宮城 最寄貝塚
福島 三春堂石仏跡
千葉 大原山遺跡
新潟 春日山遺跡
長野 信濃国分寺跡
三重 谷川土清墓
京都 本居宣長旧宅
兵庫 楠木正成墓
奈良 石舞台古墳
和歌山 藤原宮跡
奈良 法隆寺内跡
奈良 平城宮跡
奈良 奈良公園跡
香川 象頭山園跡
高知 土佐オナガドリ
福岡 鹿毛馬神籠石
鹿児島 出水郡のツル及びその渡来地

静岡 登呂遺跡

昭和二十九年

(防災施設)
岐阜 高山陣屋跡
滋賀 草津宿本陣
北海道 フゴツペ洞窟
釧路のタンチョウ及び繁殖地
青森 蕪島うみねこ繁殖地
岩手 毛越寺跡
福島 胆沢城跡
群馬 旧二本松藩戒石銘
群馬 山上碑及び古墳
千葉 大東村海浜植物群落
東京 馬場大門のケヤキ並木
新潟 春日山城跡
富山 佐渡国分寺跡
石川 魚津埋没林
福井 狐山古墳
長野 西山光照寺跡
長野 竜岡城跡
新潟 躍場湿原植物群落

岐阜 久々利村サクライソウ自生地
静岡 遠江国分寺跡
愛知 入海玉塚
大高城跡
瓜郷遺跡
三重 明合古墳
西阿倉川のアイナシ自生地
東阿倉川のイヌナシ自生地
奈良 高取古城跡
石舞台古墳
玉若酢命神社の八百杉
島根 城土佐のオナガドリ
香川 志登支石墓群
高知 大宰府神社のクス
福岡 大宰府神社のヒロハチシャの木
佐賀 横田下古墳
長崎 平戸和蘭商館跡
大分 松屋寺の蘇鉄
宮崎 宮崎原古墳群
鹿児島 鹿兒島県ツル渡来地

昭和三十年

(防災施設)
宮城 旧有備館及び庭園
北海道 釧路のタンチョウ及びその繁殖地
青森 盛賀川的美園
福島 須賀川の牡丹園
群馬 春日井の城跡
新潟 富山原始林
山梨 孤蓬庵園外
京都 いたすけ古墳
大阪 石舞台古墳
山口 八代のツル及びその渡来地
香川 城
高知 土佐のオナガドリ
宮崎 西都原古墳群
福岡 湯ノ宮の座輪梅
鹿児島 鹿兒島のツル及びその渡来地

長野 尖石石器時代遺跡
静岡 登呂遺跡

(埋蔵文化財収蔵庫)
千葉 金 鈴
長野 尖石石器時代遺跡

昭和三十一年度

(防災施設)
大分 咸 宜 園
(保存施設)
北海道 阿寒湖のマリモ
釧路のタンチョウ及びその繁殖地
岩手 根反の大砦化木
福島 馬場古砦
新潟 葛葉古墳
山梨 ザクラ群落
長野 小野のシダレグリ自生地
静岡 遠江園分寺跡
三重 白糸の滝
本居宣長旧宅跡、本居宣長墓(山室山)
鬼ヶ城暖地性羊歯群落、細谷暖地性羊歯群落
京都 三寶院庭園外
大阪 いたすけ古墳

大阪 二子塚古墳
奈良 東大寺旧境内
島根 玉若酢命神社の八百杉八代のツル及びその渡来地
山口 与力松
愛媛 土佐のオナガドリ
高知 湯ノ宮の座論梅
宮崎 南方古墳群
鹿児島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
鹿兒島 蘭牟田池泥炭形成植物群落
(埋蔵文化財保存施設)
千葉 金 鈴 塚
愛知 吉 胡 貝 塚
古 窯 跡 群
昭和三十二年
(防災施設)
千葉 大原 幽 学 遺 跡
(保存施設)
北海道 釧路のタンチョウ及びその繁殖地
宮城 陸奥園分寺跡

新潟 水原のハクチョウ渡来地
長野 八嶋ヶ原湿原植物群落
山梨 富士
静岡 銚子塚古墳付小銚子塚古墳
三重 御墓山古墳
京都 名勝庭園虫害防止
大阪 丸山古墳
黒姫山古墳
大石塚小石塚古墳
今城塚古墳
松岳山古墳
土湯山古墳
摩湯山古墳
奈良 石舞台古墳
山梨 文珠院西古墳
山口 八代のツル及びその渡来地
高知 土佐のオナガドリ
福岡 竹原古墳
熊本 弁慶ヶ穴古墳
宮崎 南方古墳群
新田原古墳群
鹿児島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
青森 亀ヶ岡石器時代遺跡

愛知 吉 胡 貝 塚
(埋蔵文化財緊急調査)
新潟 磐舟 柵 跡
愛知 古 窯 跡 群
大阪 大 和 川 遺 跡
奈良 平 城 宮 跡
(古墳買上)
大阪 鍋 塚 古 墳
二 子 塚 古 墳

昭和三十三年度

(防災施設)
三重 旧 林 崎 文 庫
京都 竜 安 寺 方 丈 庭 園
(保存施設)
北海道 釧路のタンチョウ及びその繁殖地
阿寒湖のマリモ
宮城 陸奥園分寺跡
宮城 雷 神 山 古 墳
福島 賢沼ウナギ生息地
群馬 尾 野田のサギ及びその繁殖地
山梨 万休院の舞鶴マツ
愛知 鷹 稿 の マ ツ
(埋蔵文化財緊急調査)

三重 果号寺のシブナンガヤ
大阪 熊野の鬼ヶ城附獅子巖
大 古 室 山 古 墳 群
兵庫 慶 野 松 原 跡
奈良 淡 路 園 分 寺 塔 墳
宇智 舞 台 古 墳
宇智 川 磨 崖 碑
三井 山 古 窯 跡
海 湖 の カ ツ ラ
山口 八代のツル及びその渡来地
高知 土佐のオナガドリ
徳島 乳保神社のイチヨウ
福岡 岩 戸 山 古 墳
熊本 弁 慶 ヶ 穴 古 墳
宮崎 新田原古墳群
鹿児島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
(史跡買上)
静岡 遠 江 園 分 寺 跡
大阪 古 室 山 古 墳 群
(埋蔵文化財収蔵庫)
青森 亀ヶ岡石器時代遺跡
秋田 大 湯 環 状 列 石
千葉 芝 山 古 墳 群
(埋蔵文化財緊急調査)

昭和三十四年度

(防災施設)
長野 旧 文 武 学 校
三重 旧 林 崎 文 庫
広島 廉塾ならびに菅茶山旧宅
(保存施設)
北海道 有珠新山の熔岩丹頂丘
釧路のタンチョウ及びその繁殖地
岩手 毛 越 寺 跡
山形 羽黒山のスギ並木
福島 須賀川の牡丹園
群馬 野田のサギ及びその繁殖地
山梨 根古屋神社の大ケヤキ
岐阜 長 塚 古 墳
静岡 狩宿の下馬ザクラ
三重 旧 林 崎 文 庫
青森 亀ヶ岡石器時代遺跡

滋賀 兵主神社庭園
京都 玉鳳院庭園
京都 雲院庭園
京都 仁和寺御所跡
京都 二条離宮(二条城)
京都 藤恩庵庭園
奈良 頭藤仁斎旧宅
和歌山 当麻寺中之坊庭園
和歌山 新宮岡沢浮島根物群落
山口 常栄寺古庭園
福岡 元冠寺防瓦窯跡
福岡 弥永一里塚
福岡 日敷塚古墳
福岡 珍敷馬山古墳
福岡 鹿毛馬山古墳
福岡 清水寺本坊庭園
福岡 木庄の坊庭園
福岡 隠木家の森
福岡 黒木の家の森
福岡 横田下の古墳
佐賀 多田久聖廟

佐賀 名護屋城跡
長崎 高島秋帆旧宅跡
熊本 熊本のアイラトヒカツラ相良のアイラトヒカツラ水前寺成趣園
大分 臼杵磨崖仏
福岡 万徳寺のヤマモミジ(万徳寺のヤマモミジ)宅良村伊藤氏庭園
福岡 栗野村柴田氏庭園
福岡 北島氏館跡庭園
福岡 旧崇広堂
福岡 崇福寺跡
福岡 兵主神社庭園
福岡 詩雲仙堂
福岡 霊雲院庭園
福岡 仁和寺御所跡
福岡 旧二条離宮(二条城)
福岡 多田の坊庭園
福岡 当麻寺中之坊庭園
和歌山 新宮岡沢浮島植物群落
和歌山 ハマナス自生南限地帯

福岡 怡土坊庭園
福岡 横田下古墳跡
佐賀 基肄城跡
長崎 高島秋帆旧宅跡
熊本 熊本の磨崖仏
大分 臼杵磨崖仏
鹿兒島 犬飼磨崖仏
鹿兒島 宣人塚
静岡 久能山
滋賀 竹生園
京都 涉島園

昭和二十九年度

昭和三十四年度

三重 伊勢園分寺跡
京都 産土山古墳
奈良 宇智川磨崖碑
奈良 宮滝遺跡
鳥取 与喜山暖帯林跡
鳥取 伊福吉部徳足比売墓跡
島根 橋津古墳群
島根 出雲園分寺跡
広島 八代のツル及びその渡来地跡
山口 大内氏遺跡
山口 見島ウシ産地
高知 明神池
高知 土佐のオナガドリ
福岡 五郎山古墳
福岡 岩戸山古墳
大分 菅尾古墳群
宮崎 本庄古墳群
鹿兒島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
鹿兒島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
鹿兒島 鹿兒島県のツル及びその渡来地
静岡 遠江園分寺跡
大阪 古室山古墳群
秋田 大湯環状列石

千葉 芝山古墳群
静岡 鯉塚遺跡
愛知 名神道路関係遺跡
岐阜 岐名神道関係遺跡
滋賀 名神道関係遺跡
大阪 岩木山麓古代遺跡
兵庫 岩木山麓古代遺跡
青森 印旛沼周辺遺跡
千葉 古窯跡群
愛知 ケンサイ塚古墳
滋賀 ケンサイ塚古墳
広島 丸木船及び製塩用具
山口 丸木船及び製塩用具
京都 渉成園
京都 旧二条離宮(二条城)
京都 聖護院旧仮皇居
京都 妙心寺庭園
京都 教王護国寺境内
西芳寺庭園

昭和二十五年度

(3) 災害復旧

京都 頭笹庵庭園
京都 旧松花堂竝庭園
大阪 郡山宿木陳
奈良 当麻寺中之坊庭園
奈良 旧萩藩御船倉
京都 大覚寺御所跡
京都 西芳寺庭園
山口 松下山村
山口 松下山村
兵庫 姫路城跡石垣
兵庫 姫路城跡石垣
福井 小浜神社の九本ダモ
福井 西福寺庭園
三重 旧崇広堂
三重 庭浦陀落寺町石
滋賀 延暦寺境内(比叡山鳥類繁道地)

昭和二十八年年度

昭和二十七年度

昭和二十六年度

(1) 伝承者養成記録作成補助

昭和二十七年 度

岩手	延	毛	越
秋田	大日堂祭堂	大日	靈貴神社
山形	黒川能	黒川能	保存協会
福島	野馬追	相馬野馬追	保存協会
千葉	鬼馬	鬼来迎	保存協会
新潟	綾子舞	綾子舞	保存協会
長野	雪子祭	且子舞	保存村
岐阜	高山祭	高山祭	屋台保存会
愛知	田楽	愛知	県教育委員会
京都	蹴鞠	蹴鞠	保存会
大阪	舞	雅	会
奈良	人形芝居	春日古楽	保存会
鳥取	佐陀神能	倉田村円通寺人形芝居	保存会
島根	伊勢型紙	伊勢型紙彫刻	組合
山口	神舞	神舞	保存会
福岡	幸若舞	幸若舞	保存後援会
東京	河面冬山漆芸	日本漆協	会

東京	黄八丈	黄八丈	技術保存会
神奈川	上絵付	如藤土師	萌
岐阜	志戸小	荒川	彫刻組合
三重	伊勢型紙	伊勢型紙	彫刻組合
京都	天目	石黒宗磨	

昭和二十八年 度

山形	黒川能	黒川能	保存会
福島	野馬追、流山踊	相馬野馬追	保存協会
群馬	神代舞	群馬県教育委員会	
神奈川	チャツキラコ	神奈川県教育委員会	
長野	二十五菩薩来迎会	二十五菩薩来迎会	保存会
愛知	花祭	北設楽郡	町村会
大阪	文舞	因	会、三和会
島根	夜神	津和野町教育委員会	
宮崎	夜神	宮崎県教育委員会	
東京	黄八丈	黄八丈	技術保存会
新潟	長板中型	長板中型	木染技術保存協会
石川	九谷焼	小千谷縮布	技術保存会
岐阜	沈金	前田八十吉	
岐阜	飛驒春慶	飛驒春慶	技術保存会

愛知	七宝	林貞信、太田良治	郎
三重	伊勢型紙	伊勢型紙彫刻	組合
兵庫	丹波立杭窯	丹波立杭窯	保存会
島根	和銅	島根県教育委員会	
香川	存清	香川	県教育委員会

昭和二十九年 度

秋田	紫根染・茜染	栗山文次	郎
東京	能代春慶	石岡庄寿	郎
東京	黄板中型	黄八丈	技術保存会
新潟	能千谷縮	長板中型	木染技術保存協会
三重	伊勢型紙	能楽三役	養成会
大阪	文和銅	小千谷縮布	技術保存会
島根	和銅	伊勢型紙彫刻	組合
香川	蜀醬・存清	香川	県教育委員会

昭和三十年 度

東京	能	能	三役養成会
大阪	文	因	会、三和会

秋田	紫根染・茜染	栗山文次	郎
岐阜	志野瀬戸黒	荒川	豊
三重	伊勢型紙	伊勢型紙	業組合
香川	蜀醬・存清	香川	県教育委員会

昭和三十一年 度

東京	能	能	三役養成会
大阪	文	因	会、三和会
岐阜	瀬戸黒	多治見市教育委員会	
三重	伊勢型紙	伊勢型紙	業組合
香川	蜀醬・存清	香川	県教育委員会

昭和三十二年 度

東京	能	能	三役養成会
大阪	文	因	会、三和会
三重	伊勢型紙	伊勢型紙	業組合
香川	蜀醬・存清	香川	県教育委員会

昭和三十三年度

(芸能)

東京 能楽三役養成会
大阪 文楽三業養成会

(工芸技術)

三重 伊勢型紙 伊勢型紙業組合
香川 香川県漆芸研究 香川県教育委員会

昭和三十四年度

(芸能)

東京 能楽三役養成会
大阪 文楽三業養成会

(工芸技術)

宮城 正藍冷染 栗原郡栗駒町
三重 伊勢型紙 鈴鹿市教育委員会
香川 香川県漆芸 香川県教育委員会

(2) 公開

昭和二十七年

山形 郷土芸能 山形県教育委員会
東京 財団法人日本青年館

京都 郷土芸能 京都 市
東京 工芸技術展 財団法人文化財協会

昭和二十八年

宮城 東北、北海道地区郷土芸能大会 宮城県教育委員会
埼玉 関東地区郷土芸能大会 埼玉県
東京 全国郷土芸能大会 財団法人日本青年館
愛知 日本伝統工芸展 財団法人文化財協会
奈良 東海北陸地区郷土芸能大会 愛知県教育委員会
岡山 近畿地区郷土芸能大会 岡山県
長崎 中国四国地区郷土芸能大会 岡山県
九州地区郷土芸能大会 長崎県

昭和二十九年

東京 全国郷土芸能大会 財団法人日本青年館

昭和三十年

東京 文楽 財団法人演劇研究会
郷土芸能 財団法人日本青年館
指定工芸 社団法人日本工芸会

大阪 文楽 大阪府教育委員会

昭和三十一年

東京 文楽 財団法人演劇研究会
郷土芸能 財団法人日本青年館
指定工芸 社団法人日本工芸会
大阪 文楽 芸術祭文楽合同公演実行委員会

昭和三十二年

東京 日本伝統工芸 社団法人日本工芸会
文楽 東京 文楽 会
郷土芸能 財団法人日本青年館
大阪 大阪府無形文化財特別公開 大阪府芸術祭実行委員会
香川 日本伝統工芸 社団法人日本工芸会

昭和三十三年

東京 郷土芸能 財団法人日本青年館
日本工芸 社団法人日本工芸会
能楽特別鑑賞 日本 能楽 会

昭和三十四年

宮城 民俗芸能プロック大会 宮城県教育委員会
東京 指定芸能特別鑑賞会 東京都教育委員会
郷土芸能中央大会 財団法人演劇研究会
日本伝統工芸展 社団法人日本工芸会
民俗芸能プロック大会 京都府教育委員会
日本伝統工芸展 岡山県教育委員会
民俗芸能プロック大会 社団法人日本工芸会
福岡 民俗芸能プロック大会 福岡県教育委員会

八 国 有 文 化 財 関 係 資 料

(一) 文化財保護委員会所属の国有財産である文化財一覽

三五・三・三一四五

文化財 指定種別	名 称	所 在 地	区 分	数 量	所管換年月日	備 考
重要文化財	旧因州池田屋敷表門	東京都台東区上野公園 東京国立博物館構内	建 物	三二坪	昭和六年二月五日	
重要文化財	福山城 伏見三層櫓 筋鉄御門	福山市西町	建 物 上 地 立木竹	(建)七六坪 一三〇坪 五六七坪 三二坪	昭和元年五月三日 昭和三年三月四日	管理団体 福山市
史 跡	称名寺内界 附金沢氏墓及び開山寄 海上人以下世代塔	横滨市金沢区金沢町	土 地	三三五坪	昭和元年三月三日	管理団体 横滨市
史 跡	郡山宿本陣	茨木市	土 地	六〇六坪	昭和三年一月五日	管理団体 茨木市
名 勝	名古屋城二之丸庭園	名古屋市中区南外堀町 名古屋大学構内	土 地 立木竹	一、五五四坪 四四四坪	昭和三年八月三日	
重要文化財	多干千一六六 大阪貫城 櫓櫓櫓櫓櫓櫓 藏櫓櫓櫓櫓櫓櫓	大阪市東区馬場町	建 物	(建)五〇二坪 (延)六六八坪	昭和三年二月九日	管理団体 大阪市

史 跡	重要文化財	史 跡	史 跡	重要文化財	
姫路城	新築田城 表の丸櫓門	黒姫山古墳	天王山古墳	宇源七十四 之四間進 北東田八子 五平八間 不監開間 平開間 長物	大坂 堀水井戸屋 明水戸屋形 桜門
姫路市本町六八	新築田市本丸	大阪府南河内郡美原町	桜井市	熊本市本丸町	
土地	建 物	土 地	立木竹	建 物	工 作 物
八八坪	(建)四七坪 (延)七五坪	三、七二七坪	二、四九三坪 二、四七三坪	(建)四七四坪 (延)六二五坪	
昭和六年三月九日	昭和六年二月六日	昭和三年二月三日	昭和三年二月五日	昭和三年一月五日	
管理団体 姫路市	管理団体 新築田市	管理団体 美原町	管理団体 桜井市	一三棟のうち五棟 管理団体 熊本市	

(二) 国が買取つた文化財(美術工芸品)一覽

昭和三十三年五月三現在

番号	種別	区分	品目	員数	旧所有者
1	絵	重文	絹本着色浄土曼荼羅圖(伝清海曼荼羅)	一幅	奈良県 極楽寺
2	"	"	紙本墨画二祖調心圖 石恪筆	二幅	京都府 正法寺
3	"	"	絹本着色四季花鳥圖呂記筆	四幅	東京都 山崎忠承(旧藏)
4	"	"	紙本墨画胎藏圖像(智証大師本)	二卷	東京都 熊谷直之(旧藏)
5	"	"	紙本着色後三年合戦絵詞	三卷	東京都 池田仲博
6	絵	"	紙本淡彩 琴棋書画圖 襖貼付	二二面	東京都 萩原安之助
7	"	"	紙本墨画 山水 小襖貼付	六面	東京都 萩原安之助
8	"	"	紙本着色狩野探幽像(伝桃田柳葉筆)	一幅	東京都 狩野道
9	"	"	紙本着色琴棋書画圖 海北友松筆・六曲屏風	一雙	兵庫県 梅沢利一郎
10	"	"	金地著色風神雷神圖 尾形光琳筆・二曲屏風	一雙	東京都 徳川宗敬
11	"	"	裏銀地著色夏秋草花圖 酒井抱一筆	一雙	京都府 教王護国寺
12	"	国宝	絹本着色山水屏風 六曲屏風	一巻	東京都 山内豊景
13	"	重文	紙本墨画淡彩天橋立圖雪舟筆	一巻	神奈川県 瀬津伊之助

番号	種別	区分	品目	員数	旧所有者
14	絵	重文	紙本墨画李白吟行圖 梁楷筆	一幅	東京都 南山順吉
15	"	"	紙本金地著色秋草圖 伝展宗達筆・六曲屏風	一雙	東京都 吉島六一郎
16	"	国宝	紙本墨画瀟湘臥遊圖	一巻	神奈川県 菊池田鶴子
17	"	重文	紙本着色餓鬼草紙	一幅	東京都 森儀三郎
18	"	国宝	紙本墨画大道和尚圖 伝明兆筆	一巻	岡山県 曹源寺
19	"	重文	紙本着色公余探勝圖 谷文晁筆	一巻	静岡県 一色利厚
20	"	"	紙本着色地獄草紙	二巻	神奈川県 原良三郎
21	"	国宝	絹本着色生駒曼荼羅圖	一幅	神奈川県 齋藤利助
22	"	重文	木造薬師如来坐像	一軀	神奈川県 長尾美術館
23	彫	国宝	石造如来坐像(頭部欠失)	一軀	東京都 南山順吉
24	"	重文	塩山蒔絵硯箱	一合	東京都 土屋尹直
25	工	重文	片輪車螺鈿蒔絵手箱	一合	東京都 小倉彰
26	"	国宝	刺繍釈迦如来説法圖	一面	京都府 勸修寺
27	"	"	古神宝類(阿須賀神社伝来)	一括	和歌山県 阿須賀神社
28	"	"	蓮唐草蒔絵経箱	一合	福井県 神宮寺
29	"	"	刀 無銘正宗(名物観世正宗)	一口	東京都 吉島六一郎

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31																				
考	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	書																				
重文	"	国宝	重文	"	"	"	"	"	"	国宝	"	"	"	"	"	重文																				
墳輪武装男子像	埼玉県熊谷市大字上中条出土	藤井良次筆・六曲屏風 <small>絹本着色山水屏風 附絹本着色同様本 一復</small>	群書治要(色紙) <small>附袋永二年集卷通上十卷留一卷</small>	金剛般若經開題殘卷 弘法大師筆(三十八行)	春記 長曆四年、永承七年	秋萩帳 淮南鴻烈兵略問話(紙背)	白氏詩卷 藤原行成筆 <small>保元六年十月十二日定信學書</small>	元曆接木万葉集 <small>元曆元年六月九日接合(原書卷第二十)</small>	伝教大師筆尺牘 弘仁四年十一月二十五日	王勃集 卷二十九、第三十 紙背四分戒本略	手鑑「藻塩草」(二百四十一条)	藤原忠通筆書状案	紙本墨書劉子 殘卷(敦煌出土)	手鑑(月台)七十八葉 純本墨書九二良経消息(十一月二十二日) <small>九条原実の加筆あり 附写シ一幅</small>	紙本墨書 〔神歌抄〕 毛詩並毛詩正義、大雅殘卷(紙背)	紙本墨書 閻門僧正懷紙	紙本墨書 慶滋保胤書状(六月十四日)	埼玉県 安倍貞貞(旧蔵)	東京部 村口四郎(旧蔵)	神奈川県 保坂潤治	神奈川県 原良三郎	兵庫県 武居巧	東京部 村口四郎(旧蔵)	神奈川県 齋藤利助	京都府 九条道秀	京都府 九条道秀	東京部 古河從純	神奈川県 原良三郎	神奈川県 長尾美術館	東京部 古河從純	京都府 九条道秀	東京部 酒井宇吉	東京部 吉島六一郎	神奈川県 齋藤利助	東京部 吉島六一郎	埼玉県 根岸喜夫

48	絵	国宝	絹本着色山水屏風 <small>藤井良次筆・六曲屏風 一復</small>	一隻	京都府 教王護国寺
----	---	----	--	----	-----------

(三) 国が保有した埋蔵文化財一覽

昭和三五・九・三二日現在

昭和28年度	昭和27年度	年度	品名	出所	土地
石斧 六四コ 外三一件	墳輪片若干 外一括(一部)	鉄 二コ 外一括(雜統)	山代忌寸真作等章誌銅板 一枚 金銅製飾具 三点 外一括 和銅銀錢 一〇枚 外一括 青銅製鋤先 一コ	奈良県宇智郡大阿太村 福島県石城郡錦町 山の上古墳 奈良県山辺郡部介野村 小吉田安方偕古墓 福岡県浮羽郡富岡村鳥越 東京都北多摩郡狹江村 龜塚古墳	東京都北多摩郡狹江村 龜塚古墳 鳥取県岩美郡本庄村 静岡県榛原郡中川根村 大分県北海部郡下北津留村 石川県能美郡寺井野町 和田山古墳 奈良県高市郡高取町壺坂 鳥取県東伯郡浦安町 愛知県西春日井郡楠村 白山藪古墳 神奈川県鎌倉市大町 神奈川県鎌倉市大町 愛知県渥美郡田原町 吉胡貝塚

昭和33年度	昭和32年度	昭和31年度	昭和30年度
<p>小判 四四枚(継続)</p> <p>独 鉢 一コ 外三点</p> <p>一 鏡 一面 外一括</p> <p>一 鏡 五面 外一括</p>	<p>小判 一〇〇枚(継続)</p> <p>青銅製刀 一振</p> <p>三彩瓦片等</p>	<p>鹿角製刀装具片 五コ</p> <p>小判 六四枚、一分金 六〇枚(一部)</p> <p>有鉤釧形銅製品 八コ</p> <p>石 釧 一五コ 外破片 一括</p> <p>鉄製劍身 七コ、鉄製刀身 四コ</p> <p>鉄製劍身 一五コ、鉄製刀身 四コ</p> <p>弥生式土器 一コ</p> <p>クリス形銅才 二本</p>	<p>円頭太刀 外一括</p> <p>和同開弥 外一括</p> <p>小土 偶 外祭祀遺物 一括</p> <p>小土 偶 外祭祀遺物 一括</p> <p>金製垂飾付耳飾外一括須惠器壺 外一括</p> <p>経 筒 一括 外</p> <p>埴 仏 片 外一括</p> <p>土 偶 一コ</p>
<p>宮城県柴田郡村田町 沼辺古墳</p> <p>群馬県勢多郡宮城村 苗ヶ島古墳</p> <p>埼玉県大里郡岡部村今泉 同右</p> <p>兵庫県竜野市日山 西宮山古墳</p> <p>広島県豊田郡本郷町 西野田経塚</p> <p>大分県宇佐郡駅川町 虚空蔵寺跡</p> <p>山形県飽海郡藏岡村杉沢</p>	<p>福島県双葉郡浪江町 上の原古墳</p> <p>東京都中央区銀座</p> <p>福井県鯖江市 西山公園</p> <p>奈良県奈良市佐紀町 猫塚古墳</p> <p>同右</p> <p>山口県下関市綾羅木</p> <p>熊本県菊池郡平真城村真木</p> <p>東京都中央区銀座</p> <p>山形県飽海郡遊佐町女鹿</p> <p>奈良県奈良市法華寺町</p>	<p>東京都中奈区銀座</p> <p>鳥取県岩美郡国府町糸谷</p> <p>鳥取県東伯郡羽合町 橋津古墳</p> <p>同右</p>	

昭和30年度	昭和29年度	
<p>鏡 筒 一コ 外三件(継続)</p> <p>銅 印</p> <p>壺 鳳 鏡 一面 外一括</p> <p>茄子型玉 一コ 外五件</p> <p>かつおぶし型玉器 一コ 外一点</p> <p>弥生式土器片 一括 外一〇件</p> <p>クリス型銅才銘 一コ</p> <p>金銅製勾玉 一五コ 外一括</p>	<p>鏡 外二点(一部)</p> <p>壺 鳳 鏡 一面 外一括</p> <p>銅 鐸 一コ(頭部、胸部)</p> <p>圭頭太刀 一口 外一括</p> <p>一兩小判 二三枚 外一点</p> <p>金製耳飾 一コ 外一括</p> <p>内行花文鏡 一面</p> <p>陶 棺 外一括</p> <p>銅 劍 三口</p> <p>円筒棺片 一コ分 外一括</p> <p>金銅製透彫瓔珞 二コ外 一括</p> <p>触角式銅劍破片 外一括</p> <p>塑造仏首 一コ 外一括</p> <p>経 筒 一コ 外六点(一部)</p> <p>土 器 一コ</p>	<p>大阪府泉北郡信太村</p> <p>大阪府泉北郡信太村</p> <p>栃木県那須郡小川町 八幡塚古墳</p> <p>和歌山県日高郡上南鄉村</p> <p>静岡県駿東郡長泉村 長塚古墳</p> <p>愛知県愛知郡豊明村境川</p> <p>奈良県天理市二階堂 ソカヤマ古墳</p> <p>奈良県奈良市 鶯塚古墳</p> <p>奈良県奈良市歌姫町 歌姫古墳</p> <p>高知県須崎市須崎</p> <p>奈良県北葛城郡河合村佐味田</p> <p>岩手県西磐井郡平泉町 無量光院跡</p> <p>長崎県上県郡峯村三根</p> <p>奈良県高市郡高市村 定林寺跡</p> <p>秋田県湯沢市 松岡経塚</p> <p>北海道千歳郡千歳町千歳演習場</p> <p>秋田県湯沢市 松岡経塚</p> <p>埼玉県行田市行田</p> <p>長崎県上県郡仁田村志多留 大將軍山古墳</p> <p>秋田県平鹿郡雄物川町造山</p> <p>東京都北区西ヶ原 飛鳥中学校</p> <p>神奈川県三浦市比沙門洞</p> <p>佐賀県佐賀市久保泉町</p> <p>奈良県磯城郡大三輪町 珠城山古墳</p>

合計	昭和35年度	昭和34年度	備註
	七一件	小判 一〇三枚 一分金 六三枚 經卷 等 一括(継続) 銅 鐸 一〇 銅 鐸 一〇 銅 鐸 一〇(継続) 八鈴鏡等 一括 眉庇付冑等 一括(石室外出土品) 台付長頸埴等 一括(一部)	

(註) 報償金を二〜三回に分割して支給したものが若干あるが、これ等はそれぞれまとめて一件に数えてある。

(四) 国が買取った無形文化財資料及び作品一覧

I 芸能関係
(1) 映画

番号	名称	製作者	規格	巻数	購入年度
1	先代萩 生きていく人形	東宝株式会社	三十五ミリ	一巻	
2	勸進帳		"	三巻	
3	郷土芸能	松竹株式会社	"	七巻	
4	鏡獅子		"	三巻	
5	楼門五三桐		"	二巻	
6	紅葉狩	"	"	一巻	
7	喜撰	"	"	四巻	
8	沖繩の芸能	"	"	一巻	
9	郷土芸能	"	"	三巻	
10	Bigaku Dance	国際文化振興会	"	一巻	
11	Folk Dance in Japan	"	"	一巻	
12	鬼来迎	千葉県教育委員会	十六ミリ	二巻	昭和二十七年
13	雪祭	長野県教育委員会	"	一巻	"
14	さん候祭	愛知県教育委員会	"	一巻	"
15	田峰田楽	愛知県教育委員会	"	一巻	"
16	黒川能	山形県教育委員会	"	一巻	昭和二十八年
17	神代舞	群馬県教育委員会	"	一巻	"

昭和三五・三三現在

43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19

43	チヤツキクラコ	神奈川県教育委員会	十六ミリ	昭和二十八年
42	二十五菩薩来迎会	長野県教育委員会	"	"
41	夜神楽	宮崎県教育委員会	"	"
40	花祭	長野県教育委員会	"	"
39	野馬追	福島県教育委員会	"	"
38	鶯舞	島根県教育委員会	"	"
37	熊谷陣屋	プレミヤ・ビクチャ I・プロダクション	三十五ミリ	昭和二十九年
36	熊野路の路踊り	I・プロダクション	十六ミリ	"
35	アイヌの舞踊	北海道教育委員会	二	"
34	弥彦神社の舞楽	新潟県教育委員会	"	"
33	山の祭り	長野県教育委員会	"	"
32	寺小屋	プレミヤ・ビクチャ I・プロダクション	七	"
31	小河内の郷土芸能	東映株式会社	三	昭和三十年
30	日本の祭 第一集	東映株式会社	七	昭和三十一年
29	日本の祭 第二集	東映株式会社	二	昭和三十三年
28	綾子舞	日本放送協会	二	"
27	喜多六平太	"	八	"
26	豊竹山城少将	"	三	"
25	日本の祭 第三集	東映株式会社	三	"
24	日本の祭 第四集	東映株式会社	二	"
23	井上八千代	日本放送協会	二	"
22	清元節	"	二	"
21	越野栄松	"	三	"
20	都一広	"	三	"
19	関東ブロック民俗芸能大会	"	八	"

47 46 45 44

47	北海道・東北ブロック民俗芸能大会	日本放送協会	十六ミリ	昭和三十四年
46	近畿・北陸ブロック民俗芸能大会	"	"	"
45	中国・四国ブロック民俗芸能大会	"	"	"
44	京舞	"	"	"

(ウ) 芸能資料

昭和三五・三・三一現在

番号	名 称	数量	資 料 内 容	購入年度
1	民俗芸能絵巻物	二巻	大正十四年の日本青年館開館記念第一回「郷土舞踊と民謡」の会以来、昭和十一年の第十回大会に至るまでの記録絵画で、作者は故片山春帆氏	昭和三十三年度
2	民俗芸能記録画帳	一五冊	故片山春帆氏が全国をめぐって書きとめた民俗芸能の詳細な記録絵画をまとめたもの	昭和三十四年度
3	義太夫節に関する文献等資料	八点	故六世鶴沢友次郎氏の所蔵になる六世を含む代々鶴沢友次郎の肖像画、朱本、文楽、絵番付、調子笛等。	昭和三十四年度

2 工芸技術関係
(2) 映画・写真

昭和三五・三・三一現在

番号	種 別	名 称	出演者又は内容	製 作 者	規 格	巻 数	製作年度
1	陶 芸	志野	荒川豊蔵 (志野・瀬戸黒)	日本映画新社	十六ミリ	二	昭和三十年
2	"	鉄釉陶器	石黒宗 磨	日本放送協会	"	三	昭和三十四年

番号	種別	作品	品名	作者名	購入年度
14	"	雲華焼筒花生	浅尾宗藏	昭和三十四年	
13	"	志野練上手花碗	荒川豊藏	昭和二十九年	
12	"	志野茶碗	"	昭和三十三年	
11	"	志野水指	"	"	
10	"	黄瀬戸花生	"	"	
9	"	志野鉦鉢	石黒宗磨	昭和三十三年	
8	"	瀬戸黒茶碗	"	昭和三十四年	
7	"	黒釉褐斑鳥文鉢	"	"	
6	"	黒釉褐斑鳥文壺	"	"	
5	"	木葉天目茶碗	"	"	
4	"	木葉天目茶鉢	"	"	
3	"	黒釉大深鉢	"	"	
2	"	色鍋島更紗文大皿	今泉今右衛門	昭和二十九年	
1	"	碧釉壺	宇野三吾	昭和三十一年	

(3) 作品

5	黄八丈地機	昭和三十四年
4	結城袖用いざり機	"

昭和三五・三・三一現在

番号	名	称	資料	内容	購入年度
15	備前焼	色絵磁器	金重陶陽	日本放送協会	昭和三十四年
14	民芸陶器	瀬戸丸窯	富本憲吉	"	"
13	染織	江戸小紋と伊勢型紙	浜田庄司	日本大学	昭和三十三年
12	"	越後縮	小宮康助、児玉博、六	日本放送協会	昭和二十九年
11	"	久留米緋	前大峯	"	昭和三十四年
10	"	結城縮	前大峯	"	"
9	"	黄八丈	"	"	"
8	"	沈金	"	"	"
7	"	浮世絵	"	"	"
6	"	浜田庄司記録写真集	前大峯	東京都映画協会	昭和二十八年
5	"	芦沢銚介記録写真集	浜田庄司	日本放送協会	昭和三十四年
4	"	伊勢型紙一式	伊勢型紙一式	インターナショナル映画	昭和二十八年
3	"	塗製作用具一式	小千谷縮用いざり機	カラ！	昭和二十七年
2	"	"	"	四ツ切	昭和二十八年
1	"	"	"	"	昭和三十一年

(2) 工芸技術資料

昭和三五・三・三一現在

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33			
"	"	染織	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	陶芸			
		信州紬地型繪染着物「竹林」 型繪染「野草の園」屏風	結城紬地型繪染着物「竹林」	萩燒水指	備前燒緋襷水指	鉄繪角皿	掛分袖壺	塩種瑠璃面取方壺	掛分袖壺	柿釉丸紋大平鉢	塩種瑠璃面取方壺	掛分袖壺	怡釉繩文角皿	柿釉白抜草文壺	青釉十字文大鉢	失透釉格子文角皿	瑠璃塩釉花瓶	鉄繪壺	塩釉掛分扁壺	唐津水指
		稲垣稔次郎	藤原休雪	藤原啓	三輪	三輪	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	中里太郎右衛門
		昭和三十四年	"	"	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十四年	昭和二十九年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭和三十三年

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	陶芸		
		色繪金銀彩飾壺	染付色繪金銀彩大飾皿	色繪金彩大皿	色繪金銀彩八角飾管	萩燒茶碗	萩燒茶碗	色繪草花文蓋物	染付柘榴文壺	備前燒緋襷平水指	備前燒緋襷水指	備前燒花生	備前燒德利	備前燒水指	青白磁型押草花文大鉢	萌葱金襴手丸筥	油滴天目大鉢	祥瑞共蓋壺	砧青磁筒花生
		富木憲吉	坂倉新兵衛	酒井田柿右衛門	近藤悠三	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤	近藤
		昭和三十四年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年

164	163	162	161	160	159	人形
"	"	"	"	"	"	衣裳人形「遊楽」
						衣裳人形「萌芽」
						衣裳人形「長閑」
						衣裳人形「瀟」
						衣裳人形「供花」
						衣裳人形「けはい」
						平田郷陽
						堀柳女
						昭和三十三年
						昭和三十四年
						昭和三十三年
						昭和三十四年

九、文化財関係顕彰一覽

(一) 紫綬褒章

表彰年月	受章者	職業	住所	表彰事由
昭和三十年二月	吉田種次郎	建造物修理(規矩術)	奈良県	文化財建造物の修理に長年従事し、特に古建築技術の中でも重要な規矩術に通じ、多大の貢献をなした。
"	吉田恒三	(音聲) 音楽	京都府	天台声明を音楽学的に研究し、洋譜化に成功した。
昭和三十年十一月	小場恒吉	(古文) 美術	秋田県	日本の文様史を研究し、国宝平等院建築文様の復原模写に従事した。
"	田中親美	(模範) 古画、古筆、古写	東京都	平家納経をはじめ紫式部日記、寝覚物語、古今集等数多くの古画、古筆の模写復原を行った。

昭和三五・三・三一現在

表彰年月	受章者	職業	住所	表彰事由
昭和三十年十一月	西岡楠光	建造物修理	奈良県	明治二十三年以来古建築の修理に従事し、とくに法隆寺修理工事には金堂完成にいたるまで永年にわたり貢献している。
"	大原重明	歌披講	東京都	雅楽の正統を受けつぎ、雅楽の保存に力尽くすとともに後進の指導に当り、宮中歌会においては披講に関する一員として永年重要な役割を果してきた。
昭和三十一年十一月	金成マツ	ユーカーラの伝承	北海道	現在のユーカーラ伝承者のうち最も優れた婦人で自身の手になるローマ字記録のユーカーラノートは一万数千頁に及ぶ。
"	西崎辰之助	建造物修理	京都府	明治四十五年以来国宝・重要文化財等の著名建造物十数棟の修理にたずさわり、現在も後進の指導養成に当っている。
"	町田嘉章	(音邦) 楽	東京都	従来音楽的には顧みられなかつた全国の民謡について実地踏査を行い、これを学問的に究明して洋譜に採譜刊行してきた。
"	神本義春	仏師	奈良県	明治四十年以来、国宝重要文化財等の彫刻の修理に専念してきた。三十三間堂の千手観音像修理はその代表的な業績である。
昭和三十三年十一月	藤村新次郎	仏師	奈良県	明治四十年以来、国宝・重要文化財等の彫刻の修理に専念してきた。三十三間堂の千手観音像修理はその代表的な業績である。
"	関靖	文化財保存業務	神奈川県	金沢文庫の古文書類の研究に多年従事し、その整理保存に尽力した。
"	大浦徳太郎	建造物修理	奈良県	五十余年にわたり、終始重要古建築の修理に従事し、特に国宝中第一級の遺構修理に多く関係した。又規矩術でも重きをなしている。
"	長谷川源次郎	歌舞伎舞台装置	千葉県	芝居の裏といわれる大道具の棟梁として人目に触れない地味な仕事に長年尽力し、歌舞伎の形式美創造の陰の協力者として貴重な役割を果たしてきた。
"	田辺尚雄	音楽	東京都	音楽学的研究より出発、日本音楽の科学的研究の先駆者として、学問的に貴重な数々の業績を樹立した。
昭和三十三年十一月	龍居松之助	(造庭) 技術	東京都	わが国における造園史学を大成するとともに伝統的作庭技術の保存とその大衆化に尽力し、古庭園保護に寄与した。

表彰年月	受章者	職業	住所	表彰事由
昭和三十三年十一月	遠藤三右衛門	表具師	東京都	六十年の永きにわたり国宝修理に従事し、信貴山縁起をはじめ数多くの文化財の修理に貢献した。
"	竹口富太郎	建造物修理	京都府	永年にわたり重要古建築の修理に従事し、日光大正の修理をはじめ、二十棟に及ぶ国宝、重要文化財の修理にたずさわった。
"	三宅周太郎	演劇評論	京都府	劇評を通じて歌舞伎の振興に寄与するとともに諸名優の演技演出の克明な記録保存に尽力、また文楽の紹介と記録作製にも尽した。
昭和三十四年十一月	竜村平藏	染織技術	兵庫県	正倉院裂の織維を研究し、それを復原模造した。
"	藤島三郎	金工修理	東京都	大正初期以来国宝・重要文化財等の修理に従事、興福寺華原磐の修理も同人の手になるものである。
"	岸熊吉	建造物修理	奈良県	明治末年以来終始古建造物の修理指導に従事し、法隆寺をはじめ多くの古建築の修理保存に功績があつた。
"	西沢昂一	人形研究家	東京都	多年にわたり人形の研究に没頭、日本人形の内外への紹介及び人形作家の指導育成に努力し、現代創作人形興隆の基礎を築いた。
"	渡辺庄三郎	浮世絵版元	東京都	長年浮世絵の収集研究に当り、一方浮世絵版画の版元としてその作成に努め、伝統技術の保存復興に大きな功績があつた。
"	川面義雄	画家	東京都	木版画による古画の複製に半生を捧げ、源氏物語絵巻をはじめ数多くの名品の複製に当つた。

(二) 紺綬褒章

表彰年月	受章者	職業	住所	表彰事由
昭和三十三年五月	銭高久吉	土木建築業	大阪府	唐三彩馬一軀、宋黒釉盪落壺一個を京都国立博物館列品として寄附した。

昭和三五・三・三一現在

昭和三十五年五月	大宮庫吉	京都国立博物館評議員	京都府	京都国立博物館がロダン作の銅像「考える人」を列品として購入するに当り、購入価格の不足額を寄附した。
昭和三十四年八月	銭高久吉	土木建築業	大阪府	宋磁州窯白釉黒花牡丹花瓶一個を京都国立博物館列品として寄附した。
"	銭高きぬ		大阪府	唐藍彩蓋壺外五点の中国古陶磁器を京都国立博物館列品として寄附した。
昭和三十三年五月	山岡銚兵衛	古美術商	東京都	アジャンタ洞窟壁画模写十一幅及び洞窟全景図巻一卷を奈良国立博物館列品として寄附した。

(三) 表彰（文化財の保存又は活用に関する功労者表彰規程関係）

昭和三五・三・三一現在

表彰年月	受章者	住所	表彰事由
昭和二十八年七月	木下サーカス団		出雪大社出火の際、防火に協力した。
"	鈴木興業部	島根県	"
"	日本ボーイスカウト島根連盟	"	"
昭和二十九年四月	川第一隊	"	滋賀県伊香郡栗師堂出火の際重要文化財木造仏教大師座像の搬出
"	平居弥太郎	滋賀県	"
"	浅野耕治	"	"
昭和三十年三月	安井貞次	京都府	平等院鳳凰堂の壁画を模写した
"	吉川重三郎	新潟県	瓢湖の白鳥を保護した
昭和三十年十一月	榊本義春	京都府	仏像修理

昭和三十年十一月	竹口富太郎	京都府	古建筑修理
"	西崎辰之助	"	"
"	藤村新次郎	奈良県	仏像修理
"	平国太郎 外三名	"	奈良県吉野郡常覚寺本堂出火の際重要文化財木造彫刻二軀を搬出した 仏像修理
"	国米元俊	鳥取県	特別天然記念物土佐オナガドリの保存増殖に尽した。
"	池本進	高知県	特別史跡王塚古墳の欠壊防止に貢献した。
"	西村二馬	福岡県	長年にわたる文化財の保存に關し功勞があつた。
昭和三十一年九月	八代義定	福島県	茨城県東茨城郡薬師寺出火の際重要文化財木造彫刻三軀を搬出した。
昭和三十三年十一月	片根進 外十七名	茨城県	永年にわたる文化財の保存に關し功勞があつた。
昭和三十三年二月	松尾禎作	佐賀県	永年にわたる古美術関係の印刷出版等に關し功勞があつた。
昭和三十三年十二月	中村竹四郎	神奈川県	重要建造物(代官屋敷)の寄附及び保護。
"	大場信統	東京都	

十 文化財関係年表

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
二五・四	文化財保護法公布	姫路城保存修理工事、戦後第一次五ヶ年計画着工(文部省)
六五	文化財保護法施行	松本城保存修理工事に着手(文部省)
八七	文化財保護委員会発足、文部省本館内に事務局を開設 国立博物館、同館奈良分館及び美術研究所はそれぞれ 文化財保護委員会の附属機関となる 文化財保護委員会委員に高橋誠一郎(元文部大臣・ 日本芸術院長)、矢代幸雄(美術史学者)、細川護立 (国宝保存会会長)、一万田尚登(日本銀行総裁)、有 光次郎(元文部事務次官)の五氏が就任、互選によ り委員長に高橋誠一郎が、又、保護法第十三条第三 項の規定による委員長代理に矢代幸雄がそれぞれ決 まつた 事務局長に森田孝(文部大臣官房総務課長)、総務部	薬師寺東塔屋根工事・松江城天守解体工事着工(文部省) 鹿苑寺金閣焼失

昭和年月	法 令・機 構・人 事 等	会 議・事 業・展 観・出 版 等
二五・九	<p>長に富士川金二(国立博物館監理課長)、保存部長に犬丸秀雄(文部省社会教育局芸術課長)、総務部庶務課長に赤石清悦(文部大臣官房総務課法規掛長)、総務部会計課長に細川可賀(文部省調査普及局地方連絡課課長補佐)、総務部管理課長に西田剛(文部大臣官房福利課課長補佐)、保存部美術工芸品課長に木間順治(国立博物館調査課長)、保存部記念物課長に浦谷吉雄(文部大臣官房総務課弘報掛長)、保存部建造物課長に関野克(東京大学教授)を任命</p> <p>国立博物館長事務代理に高橋誠一郎、国立博物館奈良分館長に黒田源次(留任)、美術研究所長に松本栄一(留任)を任命</p> <p>文化財保護委員会事務局組織規程制定</p> <p>文化財保護法第百十五條第四項又は第八項の規定による届出書又は通知書に記載すべき事項に定める規則制定</p> <p>文化財専門審議会令制定</p> <p>史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則制定</p> <p>埋蔵文化財発掘届出書規則制定</p> <p>遺跡発見届出書規則制定</p> <p>銃砲刀剣類等所持取締令公布並びに施行</p>	<p>ジエーン・キジャ両台風により関西、九州地方の文化財建造物、記念物に甚大な被害をうける</p> <p>災害復旧費補助金補正予算要求</p> <p>宋元花鳥名画展開催(東研、創立二十周年記念)</p>
一〇	<p>文化財専門審議会令制定</p> <p>史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則制定</p> <p>埋蔵文化財発掘届出書規則制定</p> <p>遺跡発見届出書規則制定</p> <p>銃砲刀剣類等所持取締令公布並びに施行</p>	<p>文化財保護法第百十五條第五項による重要文化財(旧</p>
一一	<p>銃砲刀剣類等所持取締令第七條第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の指定書に関する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の台帳に関する規則制定</p> <p>文化財専門審議会専門委員に辻善之助以下七二名を任命、会長に辻善之助、副会長に和辻哲郎を互選</p> <p>国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則制定</p> <p>史跡名勝天然記念物保存施設規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財売渡申出書等に関する規則制定</p> <p>国立博物館組織規程制定</p> <p>美術研究所組織規程制定</p> <p>国立博物館長に浅野長武を任命</p> <p>都道府県教育委員会に対する権限委任規則制定</p> <p>文化財保護委員会裁定第二号により事務局に臨時調査普及室を設置</p> <p>国立博物館次長に田内静三(大阪大学事務局長)同席</p>	<p>国(宝)の指定通知書交付開始</p> <p>災害復旧費補助金補正予算通過(建造物関係八一件三五、〇〇〇、〇〇〇円、史跡名勝天然記念物関係二一件三、一六四、〇〇〇円)</p> <p>第一回全国郷土芸能大会(文部省芸術祭)を神田共立講堂で開催</p> <p>第四回正倉院展開催(奈良博)</p> <p>第一回文化財専門審議会総会・各分科会・常任委員会開催さる、議事規則、諮問事項取扱要領等審議</p> <p>極楽院本堂(奈良)解体工事着工</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会開催 国宝重要文化財の指定規程、名称種別の変更等を審議・答申</p> <p>延暦寺根本中堂・廻廊の半解体工事、大報恩寺本堂、円教寺大講堂の解体工事着工</p>

二六・一	二	二
二六・一	<p>銃砲刀剣類等所持取締令第七條第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の指定書に関する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の台帳に関する規則制定</p> <p>文化財専門審議会専門委員に辻善之助以下七二名を任命、会長に辻善之助、副会長に和辻哲郎を互選</p> <p>国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則制定</p> <p>史跡名勝天然記念物保存施設規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財売渡申出書等に関する規則制定</p> <p>国立博物館組織規程制定</p> <p>美術研究所組織規程制定</p> <p>国立博物館長に浅野長武を任命</p> <p>都道府県教育委員会に対する権限委任規則制定</p> <p>文化財保護委員会裁定第二号により事務局に臨時調査普及室を設置</p> <p>国立博物館次長に田内静三(大阪大学事務局長)同席</p>	<p>国(宝)の指定通知書交付開始</p> <p>災害復旧費補助金補正予算通過(建造物関係八一件三五、〇〇〇、〇〇〇円、史跡名勝天然記念物関係二一件三、一六四、〇〇〇円)</p> <p>第一回全国郷土芸能大会(文部省芸術祭)を神田共立講堂で開催</p> <p>第四回正倉院展開催(奈良博)</p> <p>第一回文化財専門審議会総会・各分科会・常任委員会開催さる、議事規則、諮問事項取扱要領等審議</p> <p>極楽院本堂(奈良)解体工事着工</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会開催 国宝重要文化財の指定規程、名称種別の変更等を審議・答申</p> <p>延暦寺根本中堂・廻廊の半解体工事、大報恩寺本堂、円教寺大講堂の解体工事着工</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
二六・三	<p>務部長に深見吉之助(文部大臣秘書官)、事部局臨時調査普及室長に蒲生芳郎(島根県教育長)を任命 国宝又は重要文化財出品給与金支給基準規則制定 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則制定</p>	<p>紙本墨画李白吟行図(梁楷筆)を買取る 吉胡目塚(愛知)の発掘調査を行なう 高知城天守解体工事着工 文化財専門審議会、助成の措置を講ずべき無形文化財の選定の基準を決定答申</p>
五四	<p>国宝又は重要文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則制定 国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の告示</p>	<p>文化財専門審議会総会・各分科会を開催、第一次国宝指定、史跡名勝天然記念物指定につき審議答申 第一回指定国宝の特別展観(東博) 新国宝展開催(奈良博) 国宝目録第一集発行 大湯環状列石(秋田)の第一次発掘調査を行なう 宝物修理に合成樹脂を使用する件について懇談会開催 委員長 参議院文教委員会においてサンフランシスコ展、重要文化財等の海外流出その他文化財行政について説明 予算要求に防災五カ年計画を重要事項として提出</p>
七	<p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則制定</p>	
八	<p>行政委員会制度について論議あり、事務局から改正意見を提出</p>	

九	<p>講和記念サンフランシスコ展派遣団員として高橋委員長以下八名渡米、一万田委員も吉田全権一行とともに渡米</p>	<p>文化財専門審議会第一分科会、講和記念サンフランシスコ日本古美術展出品品目を決定 文化財専門審議会第二分科会開催、重要文化財建造物の第一次指定につき審議答申 サンフランシスコにおいて講和記念日本古美術展開催 ブラック展開催(東博) 天皇后立博物館に行幸、陽明文庫展、日本古代文化展を御観覧 サンフランシスコ展出品宝物帰国特別展観を東京国立博物館で開催 第五回正倉院展開催(奈良博) ジェーン、キジャ、ルース台風による災害復旧費(二六年度補助金六四、二一七、〇〇〇円認定(補正予算として建造物六三、二七四、〇〇〇円)予備費七五〇、〇〇〇円を含む)、予備金として史跡関係九四三、〇〇〇円) 姫路城菱の門修理竣工 名勝猿橋(山梨県、二四年度着工)修理竣工 第二回全国郷土芸能大会日比谷公会堂で開催 ロックフェラー三世来日、日本古美術展を米國主要都市で開催することを要望 福山城保存修理工事に着手 文化財月報(月刊)第一号発行</p>
一〇		
一一		
一二	<p>文化財保護法の一部を改正する法律施行 文化財保護委員会事務局組織規程の一部改正</p>	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
二七・一	<p>国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正</p> <p>有光次郎任期満了により文化財保護委員会委員を退任、後任として内田祥三（元東京帝国大学総長）が委員に就任</p> <p>身分証明証票規則制定</p>	<p>大善寺本堂、太山寺本堂（愛媛）解体工事、本願寺黒書院半解体工事着手</p> <p>国宝図録（海外版）第一集発行</p> <p>欧州における美術品の科学的研究につき資料展観及び講演会開催（東研）</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会を開催</p> <p>国宝（第二回）、重要文化財美術工芸品（第一回）、同建造物（第二回）、特別史跡名勝天然記念物（第一回）、史跡名勝天然記念物（第二回）の指定につき審議答申助成の措置を講ずべき無形文化財の選定につき審議答申</p>
二	<p>国立博物館組織規程を東京国立博物館組織規程と改め同規程の一部改正</p> <p>京都国立博物館組織規程制定</p> <p>東京文化財研究所組織規程制定（美術研究所組織規程廃止）</p> <p>奈良文化財研究所組織規程制定</p> <p>ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律制定</p> <p>国宝又は重要文化財の出品又は公開に起因する損害の補償に関する規則制定</p>	<p>重要文化財目録第一集、国宝目録第二集発行</p> <p>文化財要覧昭和二六年度版発行</p> <p>埋蔵文化財発掘調査報告第一（吉胡貝塚）発行</p> <p>学習指導における文化財の手引発行</p> <p>映画「文楽」黒白三五ミリ三巻を製作</p> <p>映画「日本古美術展」黒白一六ミリ一巻製作</p>
三	<p>昭和二六年一月二四日法律第三一八号文化財保護法の一部改正により京都市立恩賜博物館は文化財保護委員会の附属機関となり京都国立博物館と改称</p> <p>また同改正により委員会の附属機関として奈良文化財研究所を設置</p> <p>また国立博物館を東京国立博物館、美術研究所を東京文化財研究所と改称</p> <p>東京国立博物館奈良分館長黒田源次を奈良文化財研究所長に併任</p> <p>京都国立博物館長事務代理に細川護立を任命</p> <p>京都国立博物館次長に富岡益五郎（京都市立恩賜博物館館長）を任命</p> <p>都道府県教育委員会に対する権限委任規則の一部改正</p> <p>京都国立博物館長に神田喜一郎（大阪市立大学法文学部長）を任命</p> <p>文化財保護法の一部を改正する法律制定</p> <p>建造物課長関野克、武力紛争の際の文化財保護条約最終案起草委員会に出席のため渡仏</p>	<p>金閣再建に着手</p> <p>白鳳・天平展開催（奈良博）</p> <p>法隆寺五重塔解体修理工事（戦争により一時中断、二三年再開）竣工</p> <p>国有東洋美術名品展開催（京博）</p> <p>松本城新始（ちようなはじめ）式挙行</p> <p>文化財専門審議会開催 重要文化財の指定につき審議答申</p> <p>旧因州池田屋敷表門を港区芝高輪台町から（東京）国立博物館構内へ移築、保存修理工事に着手</p> <p>重要文化財目録第二集発行</p> <p>映画「奈良には古き仏たち」黒白三五ミリ四巻製作</p> <p>吉野地震により損傷した薬師寺（奈良）月光菩薩像を調査</p>
四	<p>昭和二七年七月三十一日法律第二七二号文化財保護法の一部改正により機講改革</p>	
五		
七六		
八		

昭和年月

法令・機構・人事等

会議・事業・展観・出版等

東京国立博物館奈良分館は奈良国立博物館となる
 委員会事務局の総務部及び保存部を廃止、新たに事務局に次長を置く、企画連絡課、無形文化課を設置し、美術工芸品課を美術工芸課と改称、臨時調査普及室を廃止、記念物課に民俗資料部門を設ける

奈良国立博物館組織規程制定
 東京国立博物館組織規程の一部改正
 文化財保護委員会事務局組織規程の全部改正
 文部省組織令制定（文化財保護委員会事務局組織規程は廃止）

二七・九

奈良国立博物館長に黒田源次（留任）を任命
 事務局の部制廃止に伴い総務部長富士川金二、保存部長犬丸秀雄は事務局長付となる
 企画連絡課長に蒲生芳郎（臨時調査普及室長）を任命
 無形文化課長に平間修（総理府事務官）を任命
 庶務課長赤石清悦は文部省管理局施設部助成課長に転出
 事務局次長に岡田孝平（文部大臣官房人事課長）を任命
 東京文化財研究所美術部長に田中一松（事務局美術工芸課絵画係主任）を任命

一〇

大湯環状列石（秋田）の第二次発掘調査
 アメリカ日本古美術展に関してウオーナー博士ら来朝出品品目について折衝

文化財専門審議会第一分科会 薬師寺月光菩薩の頭部取りおろし措置の問題及びアメリカ巡回日本古美術展開催について審議
 熊本城保存修理工事に着手
 無量光院跡（岩手）の発掘調査を行なう

一一

吉野地震による奈良県薬師寺月光菩薩、松尾寺本堂、十輪院本堂及び南門、兵庫縣姫路城石垣並びに美川沖地震による石川県江沼神社長流亭、那谷寺鐘樓の災害復旧費を要求
 松本城天守の上棟式を挙行
 東京国立博物館創業八〇周年記念式典
 アメリカ巡回日本古美術展の最終出品目録決定（国宝重要文化財等九一件一一八点）
 ルー展開催（東博）
 博物館創設八〇周年記念名品展開催（東博）
 第二次指定京都新国宝展開催（京博）
 第六回正倉院展開催（奈良博）
 中尊寺金色堂内重要文化財華鬘四枚盗難にあう、同寺の保存施設について要望あり
 文化財専門審議会総会・各分科会を開催、文化財の指定等につき審議答申
 参議院において薬師寺月光菩薩像について説明を求められ、委員長以下係官出席説明
 民俗資料の収集施設及び研究者調査を各地方庁に依頼
 薬師寺月光菩薩像修理費補助金予備費から二二〇万円支出決定
 芸大丸山教授ら関係官、薬師寺月光菩薩像修理方針確定のため西下
 金沢城保存修理工事に着手

<p>二八・一 二 二</p>	<p>一三 一 一</p> <p>埋蔵文化財発掘届出書規則の一部改正 細川護立、一万田尚登両委員再任 奈良国立博物館次長に高村峰藏(弘前大学事務局長)を任命 文化財専門審議会令の一部を改正する政令制定 奈良文化財研究所は奈良県立商工館を改装して奈良国立博物館内の仮事務所から移転 管理課長西田剛は文部省大臣官房会計課副長に転出 管理課長に武井貞賢(東京国立博物館庶務部管理課長)を任命 アメリカ展派遣団員として東京国立博物館学芸部資料課長石沢正男団長以下六名渡米 史跡名勝天然記念物台帳規則制定 奈良文化財研究所長に田沢坦(東京国立博物館学芸部工芸課長)を任命</p>	<p>第三回全国郷土芸能大会を日比谷公会堂で開催 アメリカ巡回日本古美術展出品宝物類船積発送 国宝図録(国内版)第一集、同(海外版)第二集発行 国宝目録第三集発行 松波多吉、河面冬山漆工技術秘法伝授講習会を開催 薬師寺問題についての公聴会、参議院において開催 王塚古墳(福岡)石室浸水防止工事施工 特別史跡五稜郭跡(北海道)石垣修理着工 吉野地震及び美川沖地震災害復旧費の補助金決まる (薬師寺月光菩薩二、二二八、〇〇〇円、松尾寺本堂三、一三六、〇〇〇円、十輪院本堂及び南門一、四〇〇、〇〇〇円、姫路城石垣一八九、〇〇〇円、江沼神社長流亭三五〇、〇〇〇円、那谷寺鐘楼一、〇五〇、〇〇〇円)十輪院本堂及び南門の解体工事着工 松本城天守の立柱式挙行 アメリカ巡回日本古美術展、ワシントン会場において開催</p>
-------------------------	--	---

<p>三 四</p>	<p>矢代委員文化使節として渡米 文化財専門審議会専門委員改選、互選により会長に辻善之助、副会長に藤懸静也が再選さる 企画連絡課長蒲生芳郎は文部省初等中等教育局地方課長に転出 企画連絡課長に北岡健二(文部省初等中等教育局地方課長)を任命 記念物課長浦谷吉雄は文部省大学学術局技術教育課長に転出 記念物課長に平岡修(無形文化課長)を任命</p>	<p>文化財専門審議会総会・各分科会を開催、文化財の指定等につき審議答申 第三分科会、民俗資料部会の設置と民俗資料指定基準決定 姫路城チの櫓、リの一渡櫓、リの一渡櫓、ぬの門および太鼓櫓の修理竣工 薬師寺月光菩薩像の修理着工 アメリカ巡回日本古美術展、ニューヨーク会場において開催 記録映画「羽衣」黑白三五ミリ、七巻製作 国宝図録(国内版)第二集、同(海外版)第三集発行 国宝目録第四集、重要文化財目録第三集発行 埋蔵文化財発掘調査報告第二(大湯町環状列石)発行 文化財要覧昭和二十七年年度版発行 文化財の理解と鑑賞発行 名勝勝成園門林堂等三棟火災のため半焼</p>
----------------	---	--

昭和年月	法 令・機 構・人 事 等	会 議・事 業・展 観・出 版 等
二八・五	無形文化課長に安達健二(文部省大臣官房総務課課長補佐、審議班長)を任命	民俗資料のコレクション及び散逸滅失の恐れあるものの調査を各地方庁に依頼 奈良文化財研究所の開所式を挙行 文化財専門審議会第二分科会開催、大阪城の重要文化財指定につき審議可決答申 宝物類保存修理の材料その他の基準準備表作成 神社本庁に民俗資料の調査を依頼 北九州水害 アメリカ巡回日本古美術展シアトル会場はじまる 文化財専門審議会第二分科会を開催、重要文化財建造物の指定につき審議答申 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物一覧発行
六		
七	優良日本犬章及び優良日本鷄章交付規程制定 国有財産法等の一部を改正する法律(附則第二項による文化財保護法の一部改正)制定 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(文化財保護法の一部改正)制定	
八	森田局長ジュネーブ開催の国際公教育会議出席の帰途アメリカ展シアトル会場を視察 美術刀剣類製作承認規程制定 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令制定	文化財専門審議会第三分科会を開催、民俗資料部会国立民俗博物館建設計画とその促進方に関係各学会から建議することを可決
九		

一〇	企画連絡課長北岡健二は文部省管理局振興課長に転出企画連絡課長に安達健二(無形文化課長)を任命 文部省組織令の一部を改正する政令制定	武器等製造法施行により美術刀剣類製作承認の業務を開始 アメリカ巡回日本古美術展シカゴ会場において開催、訪欧の帰途皇太子殿下台臨 北九州水害、台風二号、紀和水害、大和水害、台風一三号による文化財災害の復旧費補助金要求に対して大蔵省の査定あり(建造物二一、〇八五、〇〇〇円、美術工芸品二一七、〇〇〇円、史跡名勝天然記念物一四、〇五五、〇〇〇円、防災施設三、四九〇、〇〇〇円、計四一、九五〇、〇〇〇円) 松本城天守の上棟式挙行 旧因州池田屋敷表門の上棟式挙行 平等院鳳凰堂修理のため本尊阿弥陀如来を池上索引して移動す 郷土芸能大会 中国四国地区、九州地区、東海北陸地区で開催さる フランス美術展開催(東博) 文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申 第四分科会、無形文化財及び民俗資料に関する保護規程の整備について、及び第四分科会に新たな部会を設けることについて建議 法隆寺金堂上棟 アメリカ巡回日本古美術展ポストン会場において開
一一	文化財保護委員会聴聞規則制定 文化財保護委員会委員に高橋誠一郎、矢代幸雄再任、委員長に高橋誠一郎、委員長代理に矢代幸雄が互選さる(再任) 東京文化財研究所長に田中一松(東京文化財研究所美術部長)を任命	

昭和年月

法令・機構・人事等

会議・事業・展観・出版等

三
二九・一
二
三

催
 第四回全国郷土芸能大会を日本青年館で開催
 郷土芸能大会東北地区、近畿地区で開催
 第七回正倉院展(奈良博)
 国宝目録第五集、重要文化財目録第四集、特別史跡
 名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加一発
 行
 名勝錦帯橋(山口、二五・九キジャ台風で流失)復旧
 竣工
 志登支石墓群(福岡)の発掘調査を行なう
 アメリカ巡回日本古美術展全期を終了
 関東地区郷土芸能大会開催さる
 平城宮跡の発掘調査(奈良県)
 薬師寺月光菩薩像頸部修理竣工
 記録映画「盛綱陣屋」黒白三五ミリ八巻製作
 ホノルル美術館で日本画展開催さる
 文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定
 等につき審議答申
 姫路城の帯郭櫓上棟
 福山城伏見三層櫓の修理竣工
 熊本城平櫓の修理竣工
 旧因州池田屋敷表門の修理竣工

四

事務局次長岡田孝平、京都国立博物館長神田喜一郎へ
 一ツで開催の武力紛争の際の文化財保護条約採決のため
 政府代表顧問として出席

五

文化財保護法の一部を改正する法律(史跡名勝天然記
 念物を管理すべき団体の指定等に関する政令廃止)制

三溪園第一期工事着工
 アイントープによる金銅仏の透視研究発表会開催(東
 研)
 第一回無形文化財伝統工芸展日本橋三越において開
 催
 アメリカ展出品宝物帰国、東京国立博物館において
 特別展観
 国宝目録第六集、重要文化財目録第五集、特別史跡
 名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加二発
 行
 埋蔵文化財発掘調査報告第三(無量光院跡)発行
 映画「歌舞伎の話」黒白三五ミリ三巻製作
 文化財月報第一七号発行(以下廃刊)
 常磐公園(茨城)好文亭復旧工事着工
 石舞台古墳環濠浚渫着工
 サンパウロ展に年中行事資料(神輿、舞飾、五月人
 形等)出品
 厳島神社平家納経特別展開催(東博)
 第一回無形文化財日本伝統工芸展(名古屋展)開催
 中国古陶磁展開催(京博)
 国宝、重要文化財新指定特別陳列(東博)
 ゴヤ特別展開催(東博)
 国立民俗博物館設置参考資料寄贈方を世界四五博物館
 (民俗関係)へ依頼

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
二九・六	<p>定公布</p> <p>文部省組織令の一部を改正する政令制定</p> <p>文化財専門審議会令の一部を改正する政令制定</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則制定</p> <p>遺跡発見届出書規則〔旧遺跡発見届出書規則〕制定</p> <p>文化財保護委員会聴聞及び異議申立規則〔文化財保護委員会聴聞規則廃止〕制定</p> <p>文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則制定</p> <p>東京文化財研究所組織規程及び奈良文化財研究所組織規程の一部を改正する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部を改正する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の現状変更の許可申請等に関する規則制定</p> <p>国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則制定</p> <p>埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則〔埋蔵文化財発掘届出書規則廃止〕制定</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部を改正する規則制定</p>	<p>イタリアベニス市においてマルコポーロ生誕七〇〇年記念一三世紀支那美術展開催、重要文化財二件ほか未指定一八件の絵画・陶磁を出品</p>

一〇	九 八	七
<p>武力紛争の際の文化財の保護のための条約署名</p> <p>都道府県教育委員会に対する権限委任規則を廃止する規則を制定</p> <p>各都道府県の区域内に所在する文化財につき文化財保護委員会の権限を各都道府県の教育委員会に委任した件告示</p>	<p>重要無形文化財指定制度発足</p> <p>民俗資料は有形文化財から独立して保護制度を確立</p> <p>東京及び奈良の文化財研究所はそれぞれ東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所と改称す</p> <p>文部省組織令の一部を改正する政令〔昭二九・六・二五、政令第一六一号〕施行</p> <p>事務局企画連絡課を廃止し、事務局に庶務課を置く</p> <p>事務局庶務課長に安達健二（企画連絡課長）を任命</p>	<p>史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則〔史跡名勝天然記念物保存施設規則廃止〕制定</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則の一部を改正する規則制定</p> <p>文化財保護法の一部改正（昭二九・五・二九法律第一三一号）施行</p> <p>臨時施設における公開の安全をはかるため、国宝・重要文化財公開取扱注意品目二五一件を決定、所有者はじめ各方面の協力をもとめる</p> <p>姫路城 帯の櫓上棟</p> <p>旧十輪院宝蔵（校倉）を東京国立博物館構内、本館北側から東側へ移築、保存修理に着手</p> <p>黒田清輝展開催（東研）</p> <p>国立民俗博物館設立に関する請願書を国会に提出</p> <p>菊池契月画伯指導の下に平等院鳳凰堂の壁画模写を開始</p> <p>文化財専門審議会第二分科会開催、重要文化財建造物の指定につき審議答申</p> <p>メキシコ美術展開催（東博）</p> <p>六、七月の水害、台風二一、一四、一五号による重要</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
一		<p>文化財等の災害復旧費補助金総額三五、四六四、〇〇〇円を要求</p> <p>文化財指導者講習会を東京及び京都の二カ所で開催</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会を開催、文化財の指定等につき審議答申（重要民俗資料第一回指定）</p> <p>第三分科会、重要民俗資料の指定基準及び無形の民俗資料の選択基準決定</p> <p>第四分科会、重要無形文化財の指定基準、重要無形文化財の保持者認定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選定基準決定</p> <p>法隆寺金堂修理（昭和二四年工事再開）竣工</p> <p>第一回文化財保護強調週間実施</p> <p>第五回全国郷土芸能大会を日本青年館で開催</p> <p>アメリカ・クリヴランド美術館において極東風景画展開催、重要文化財以下絵画一二件を出品</p> <p>第八回正倉院展（奈良博）</p> <p>国宝目録第七集、重要文化財目録第六集、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物一覽追加三、重要民俗資料一覽発行</p> <p>大善寺本堂の解体工事竣工</p> <p>新指定重要民俗資料を東京国立博物館で特別展観</p> <p>季刊文化財第一号発行</p>
二	<p>重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準、重要民俗資料指定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形</p>	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
三〇・一	<p>の民俗資料選択基準を告示</p> <p>〔国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正告示〕</p> <p>文化財保護委員会委員に内田祥三再任</p> <p>文化財保護委員会委員一万田尚登退任（鳩山内閣大蔵大臣に就任のため）</p>	
二		<p>文化財専門審議会第四分科会開催、重要無形文化財指定及び保持者認定（第一回）につき審議答申</p> <p>平城宮跡の発掘調査を行なう</p> <p>姫路城井郭櫓上棟</p> <p>第一回文化財防火デー実施</p> <p>第一回重要無形文化財保持者認定書交付式挙行</p> <p>東京国立博物館、ホノルル美術館の共催によりハワイにおいて日本古美術展を開催、国宝・重要文化財等絵画一二件の輸出を許可</p> <p>鳳来山東照宮（愛知）御供所焼失</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会を開催、文化財の指定等につき審議答申</p> <p>第三分科会、重要民俗資料の管理費補助、民俗資料研究機関の設置、国立民俗博物館設立促進について要望書可決</p> <p>平等院鳳凰堂の壁画模写を終る</p> <p>姫路城帯郭櫓、との一門、トの櫓、との四門の修理竣工</p>
三	<p>文化財保護委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則制定</p> <p>文化財専門審議会会長に藤懸静也、副会長に原田淑人を互選</p>	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
四	<p>文化財保護委員会委員に川北禎一（興業銀行頭取）が就任（一万田尚登の後任）</p>	<p>松江城天守、太山寺本堂（愛媛）、高知城天守、本山寺本堂（香川）解体工事竣工、延暦寺根本中堂、廻廊（滋賀）半解体工事竣工</p> <p>天皇皇后両陛下、歌舞伎座において開催の国家指定芸能特別鑑賞会に行幸啓</p> <p>国宝図録国内版第三集発行</p> <p>国宝目録第八集、重要文化財目録第七集、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覧追加四、重要民俗資料一覧追加一発行</p> <p>新指定重要文化財図説第一集発行</p> <p>国宝その他建造物保存修理のうち前年度からの継続工事四一件に対する修理費補助金暫定予算（四・五月分）二〇、〇〇〇、〇〇〇円の割当てきまる</p> <p>金沢城櫓の修理竣工</p> <p>平等院鳳凰堂壁面模写を東京国立博物館において特別展観</p> <p>法隆寺献納御物展（奈良国立博物館開館六〇周年記念）開催</p> <p>医学に関する美術資料展（京博）</p>
五	<p>重要無形文化財の保持者に交付する認定書に関する規則制定</p>	<p>文化財保存修理費補助金、防災施設費補助金、無形文化財助成金等八五件八九〇七九、〇〇〇円の六月分暫定割当決まる</p>

六	<p>重要無形文化財の保持者の氏名変更の届出等に関する規則制定</p> <p>芸能施設調査研究協議会設置</p> <p>銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律公布（二〇月一〇日施行）</p>	<p>重要無形文化財日本伝統工芸展を日本橋三越で開催</p> <p>関東地区郷土芸能大会開催</p> <p>第二回重要無形文化財保持者認定書交付式を行なう</p> <p>俊乗坊重源関係資料の展観と講演会開催（奈良研）</p> <p>熊本城監物櫓の修理竣工</p>
七	<p>文化財映画フィルム貸出規則制定</p>	<p>第二・四半期分補助金一〇六件、九七、五五九、〇〇〇円の割当決まる</p> <p>大阪府四天王寺旧境内の第一次発掘調査</p> <p>季刊文化財第三号発行（以下廃刊）</p> <p>名勝玄々楽々園（滋賀）火災のため建物半壊</p> <p>大阪城保存修理工事に着手</p> <p>姫路城帯の櫓、との二門、ちの門および旧番所の修理竣工</p> <p>平城宮跡の朝堂院跡発掘調査（奈良研）</p> <p>建造物修理指導技術者養成講習会開催</p> <p>姫路城井郭櫓の修理竣工</p> <p>十輪院本堂、南門解体工事竣工</p> <p>金閣再建竣工</p> <p>第一回芸能施設調査研究協議会総会を国際文化会館で開催</p>
八	<p>事務局長森田孝退官</p> <p>事務局長に岡田孝平（事務局次長）を任命</p> <p>事務局次長に清水康平（文部省大臣官房人事課長）を任命</p> <p>庶務課長安達健二は文部省初等中等教育局教科書課長に転出</p> <p>庶務課長に西森馨（文部省調査局広報課長）を任命</p>	
九		

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
一〇	文化財保護法の規定により交付される補助金の交付に関する規則制定	<p>松本城の諸建物の修理を終り、竣工式を挙行</p> <p>第二回日本伝統工芸展、日本橋三越で開催、天皇皇后両陛下幸啓</p> <p>第五回文化財指導者講習会実施（東京・奈良）</p> <p>第九回正倉院展（奈良傳）開催</p> <p>薬師寺金銅薬師如来坐像の台座補強修理工事着工</p> <p>重要無形文化財指定記念雅楽特別鑑賞会を日比谷公会堂において開催</p> <p>第二回文化財保護強調週間実施</p> <p>東北地区郷土芸能大会開催</p> <p>重要無形文化財指定記念文楽合同公演を三越劇場、ついで新橋演舞場で行なう</p> <p>第六回全国郷土芸能大会、日本青年館で開催</p> <p>第二回日本伝統工芸大阪展開催</p> <p>天然記念物優良日本犬展覧会を日比谷公園で開催</p> <p>平城宮跡、興福寺発掘調査報告会を開催、出土品を展観（奈良研）</p> <p>芸術施設調査研究協議会より国立劇場を早急に設置すべき旨の中間答申</p> <p>梁楷名作展及び講演会開催（東研）</p> <p>金桜神社（山梨）、中宮本殿、東宮本殿焼失</p> <p>文化財要覧昭和三〇年版発行</p>
一一	文化財保護委員会委員に細川護立、川北楨一再任	
三・一		

三	四
<p>文部省組織令の一部改正により事務局管理課を廃止</p> <p>文化財保護委員会訓令第一号により事務局に文化財管理官を置く（四月一日施行）</p> <p>重要民俗資料指定書規則制定</p> <p>重要民俗資料台帳規則制定</p>	<p>国立劇場設立準備協議会設置について閣議決定</p> <p>国立博物館及び国立文化財研究所の長に対する任命権の委任に関する訓令</p> <p>文化財管理官に武井貞賢（事務局管理課長）を任命</p> <p>建造物課長関野克、イタリア、パレルモで開催の考古学上の発掘に関する国際会議等に出席のため渡欧</p>
<p>第二回文化財防火デー実施</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申</p> <p>文化財専門審議会諮問事項等取扱規則を総会で決定</p> <p>第四分科会における部会設置（技能部会）及び議決事項の取扱に関する規程を第四分科会で決定</p> <p>姫路城保存修理工事は第一次五ヶ年計画を一年延期して大天守および周辺の諸櫓を除く諸建物および土堀、石垣の修理竣工</p> <p>熊本城長堀の修理竣工</p> <p>出島和蘭商館跡（長崎）石造倉庫修理竣工</p> <p>平出遺跡（長野）出土品収蔵庫完成</p> <p>登呂遺跡（静岡）出土品収蔵庫完成</p> <p>團室目録第九集、重要文化財目録第八集、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加五、重要民俗資料追加二発行</p> <p>新指定重要文化財図説第二集発行</p> <p>埋蔵文化財発掘調査報告第四（支登支石墓群）発行</p> <p>姫路城保存修理工事第二次計画として大天守および周辺の諸櫓の解体修理に着手</p> <p>第三次指定重要無形文化財保持者認定書交付式を行なう</p> <p>国家指定芸能特別鑑賞会を産経会館で開催</p> <p>重要無形文化財工芸技術展、結城絨展、長板中形展</p>	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
五	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕制定	を三越本店で開催 昭和三十一年度に國の行なう公開のため、東京、京都、奈良各国立博物館、大阪市立美術館、鎌倉国宝館に出陳する物件を勧告三二五件、承認三三八件決定
六	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕制定	飛鳥地方（飛鳥寺）の調査開始、第一次発掘調査報告並びに出土品の展観を行なう（奈良研） デパート展の激増に対処し、公開の許可には所轄消防署の防災上の意見を徴することに決定
七	重要無形文化財等台帳規則制定	文化財専門審議会を開催、国宝重要文化財の指定審議第六回文化財指導者講習会開催（東京） 第一回都道府県教育委員会文化財保護行政担当主任者連絡協議会開催
八	文化財保護委員会事務局文書処理規則制定	唐招提寺宝蔵解体工事着工 大阪府四天王寺旧境内の第二次発掘調査 国立劇場設立準備協議会第一回総会開催 特別天然記念物玉川温泉の北投石（秋田）の現状変更（硫黄鉍採掘）許可 国宝図録（海外版）第四集発行 国立劇場設立準備協議会常任委員会中間答申決定 文化財専門審議会、欧州における日本古美術品展覧会出品可能品目について答申

一〇		<p>国宝、重要文化財公開取扱注意品目を改定、関係者へ通知</p> <p>国宝等建造物修理技術者講習会開催（第二回）</p> <p>第十回正倉院展（奈良博）</p> <p>第三回日本伝統工芸展開催</p> <p>第二回国家指定芸能特別鑑賞会開催</p> <p>延暦寺火災のため大講堂、鐘台はじめ重要文化財四件を含む三九点の仏像等焼失</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申</p>
一一		<p>第三回文化財保護強調週間実施</p> <p>日比谷公会堂において第一回「文化のつどい」開催</p> <p>第七回全国郷土芸能大会開催</p> <p>第三回日本伝統工芸大阪展開催</p> <p>建造物修理技術者講習会開催（第三回）</p> <p>国宝目録第一〇集、重要文化財目録第九集、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覧追加六発行</p>
一二	<p>委員長高橋誠一郎任期満了により退官</p> <p>文化財保護委員会委員に河井弥八（元参議院議長）が就任、委員長に互選される</p> <p>文化財保護委員会委員に矢代幸雄再任</p>	<p>三十三間堂所在木造千手観音像千一軀の修理（昭和一年から継続）完成</p> <p>国立劇場懸賞論文募集</p> <p>熊本城宇土櫓の修理竣工</p> <p>国宝・重要文化財新指定特別展並びに平等院鳳凰堂壁画模写完成記念展観（東博）</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
三三・一	奈良国立博物館長黒田源次死去	第三回文化財防火デー実施 文化財専門審議会第二分科会、重要文化財の指定について審議
二	奈良国立博物館長に石田茂作（東京国立博物館学芸部長）を任命	彦根城天守、当麻寺本堂解体工事着工 第二回日本美術展ホノルル美術館で開催 文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申 平等院鳳凰堂の解体工事完了 姫路城大天守に葦原根を取捨ける 浄土寺浄土堂解体工事着工 名勝天然記念物黒部峡谷の現状変更（電源開発のため取水）許可
三	奈良国立博物館長に石田茂作（東京国立博物館学芸部長）を任命	奈良国立文化財研究所開所五周年記念講演会を開催、飛鳥寺発掘出土品展覧（奈良研） 国宝図録（国内版）第四集発行 国宝目録第一集、重要文化財目録第一〇集、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加七、重要民俗資料一覽追加三発行 史跡名勝天然記念物調査報告第一集発行 埋蔵文化財要覧一発行 映画「雅楽」カラー三五ミリ、二巻製作（カラー映画第一回作品）

四	五	六	七	八
建造物課長関野克は東京大学（生産技術研究所）教授に転出 建造物課長に服部勝吉（建造物課長補佐）を任命	建造物課長に服部勝吉（建造物課長補佐）を任命	文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官を置く〔八月一日施行〕 国立博物館及び国立文化財研究所の長に対する任命権等の委任に関する訓令の一部を改正する訓令 文化財管理官武井貞賢は法隆寺国宝保存事務所長に就任のため退官 文化財管理官に宮沢武司（文部省大臣官房総務課国会班長）を任命	昭和三十二年文化財保護委員会訓令第一号により昭和三十一年文化財保護委員会訓令第一号を廃止 昭和三十二年七月三十一日政令第二三九号文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官を置く	昭和三十二年文化財保護委員会訓令第一号により昭和三十一年文化財保護委員会訓令第一号を廃止 昭和三十二年七月三十一日政令第二三九号文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官を置く
棒沢寺（岡山）火災により重要文化財絵画二点焼失 四天王寺旧境内第三次発掘調査 近世初期風俗画名作展開催（東博） 史跡淡路園分寺塔跡の現状変更（発掘調査）不許可処分についての異議申立に関する聴聞会開催 姫路城大天守の解体修葺（しゅうばつ）式挙行 金沢城多門の修理竣工 文化財専門審議会第三分科会開催、史跡名勝天然記念物の指定につき審議答申 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加八発行 四天王寺旧境内第四次発掘調査	特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽追加八発行 四天王寺旧境内第四次発掘調査	高梁城修理工事着工 嚴島神社昭和修理完了 埋蔵文化財発掘調査報告第五（平城宮跡）発行	昭和三十二年文化財保護委員会訓令第一号により昭和三十一年文化財保護委員会訓令第一号を廃止 昭和三十二年七月三十一日政令第二三九号文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官を置く	昭和三十二年文化財保護委員会訓令第一号により昭和三十一年文化財保護委員会訓令第一号を廃止 昭和三十二年七月三十一日政令第二三九号文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官を置く

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
一〇九	<p>記念物課長平間修は文部省社会教育局社会教育施設主任官に転出</p> <p>記念物課長に滝本邦彦(内閣審議官)を任命</p>	<p>薬師寺金銅薬師如来坐像の台座補強修理完成</p> <p>金沢城表門および左右太鼓扉の修理竣工</p> <p>四天王寺第五次発掘調査</p> <p>平安時代の美術(京都国立博物館開館六十周年記念展)開催</p> <p>第一回正倉院展開催(奈良博)</p> <p>中世の美術展開催(東博)</p> <p>白描やまと絵展開催(東研)</p> <p>第七回文化財指導者講習会開催(京都)</p> <p>文化財要覧昭和三十一年度版発行</p> <p>文化財専門審議会第二分科会開催 文化財の指定等につき審議答申</p>
一一	<p>文化財保護委員会委員内田祥三再任</p>	<p>第四回文化財保護強調週間実施</p> <p>国宝目録第一二集、重要文化財目録第一一集発行</p> <p>川原寺第一次発掘調査報告会開催、出土遺物を展観(奈良研)</p>
一二	<p>文化財保護委員会委員内田祥三再任</p>	<p>第四回文化財防火デー実施</p>
一三	<p>銃砲刀剣類等所持取締法制定</p> <p>銃砲刀剣類登録規則制定</p> <p>美術刀剣類製作承認規則制定</p>	<p>大阪城乾櫓の修理竣工(昭和三十四年度から補助金工事に切替)</p> <p>文化財専門審議会第二、第三分科会開催</p> <p>熊本城源之進櫓の修理竣工</p> <p>史跡鍋塚古墳(大阪)、二子塚古墳(同上)の指定地質上</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展観・出版等
四	<p>特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(文化財保護法の一部改正)制定</p> <p>京都国立博物館長神田喜一郎以下六名、欧州巡回日本古美術品展覧会派遣副員として渡欧</p> <p>事務局次長清水康平は文部省体育局長に転出</p> <p>事務局次長に田中彰(文部省人事課長)を任命</p>	<p>げに対し補助金を交付</p> <p>指定文化財総合目録発行</p> <p>映画「法隆寺」カラー三五ミリ、二巻製作</p> <p>平等院鳳凰堂図譜(壁画篇)発行</p> <p>民俗資料実態予備調査概況報告発行</p> <p>欧州巡回日本古美術品展覧会パリ会場開催</p> <p>仏教美術入門展(第一回)開催(奈良博)</p>
五	<p>身分証明証票規則の一部を改正する規則制定</p>	<p>姫路城大天守の地鎮祭を挙行</p> <p>唐招提寺宝蔵解体工事竣工</p> <p>ペルシヤ美術展開催(東博)</p>
七	<p>東京国立博物館庶務部長深見吉之助は中央青少年問題協議会事務局長に転出</p> <p>東京国立博物館庶務部長に三浦勇助(管理局教育用品主任官)を任命</p> <p>文化財専門審議会会長藤懸静也死去</p> <p>無形文化財資料買取協議会及び無形文化財資料価格評議員に関する規程制定</p>	<p>鹿兒島県成川弥生式遺跡発掘調査</p> <p>欧州巡回日本古美術品展覧会ロンドン会場開催</p> <p>第二回民俗資料実態予備調査を青森県外九県で実施</p> <p>欧州巡回日本古美術品展覧会ヘーグ会場開催</p>
九八	<p>文化財専門審議会会長藤懸静也死去</p>	<p>三溪閣第三期工事竣工</p>
一〇	<p>文化財専門審議会会長藤懸静也死去</p>	<p>第一二回正倉院展開催(奈良博)</p> <p>ゴッホ展開催(東博)</p> <p>インド東南アジアの染織特別展覧会開催(京博)</p> <p>日本舞踊、琉球舞踊の会開催(東研)</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
一一		第八回文化財指導者講習会開催（東京） 国有財産中央審議会で国立劇場敷地をパレスハイツ跡と決定 第五回文化財保護強調週間実施 文化財専門審議会第二分科会開催、文化財の指定等につき審議答申 欧州巡回日本古美術品展覧会ローマ会場開催 第五回文化財防火デー実施 高徳院銅造阿弥陀如来坐像（鎌倉大仏）の修理着工 法隆寺献納宝物展開催（東博） 文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申 熊本城田子櫓及び七間櫓修理竣工 高知城第三期工事完了 姫路城大天守の基礎に鉄筋コンクリート定礎を取設ける
一二	文化財調査官、課長補佐等に関する規程制定 文化財保護委員会委員細川護立、川北嶺一再任	
一三	奈良国立博物館新庁舎建築竣工 文化財専門審議会会長に原田淑人、副会長に小宮豊隆を互選、副会長代理に石田幹之助を指名	特別史跡王塚古墳（福岡）の石室壁画模写完成 国宝図録（国内版）第五集、同（海外版）第五集発行 映画「日本の庭園」カラー二巻、三五ミリ製作 国宝目録第一三集、重要文化財目録第二二集発行 平等院鳳凰堂図譜（建築彩色篇）発行 埋蔵文化財要覧二発行
三四・一		
二		
三		

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
四	国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（文化財保護法の一部改正）制定 国立文化財研究所研究委託規程制定 文化財保護委員会訓令第一号（昭和三四・三・三一）の規定にもとずき文化財保護委員会の直営工事現場に勤務する日々雇い入れられる職員についての任命権を文化財保護委員会事務局長に委任 東京国立文化財研究所美術部長福田敏男は京都大学工学部教授に転出 東京国立文化財研究所美術部長に田沢坦（奈良国立文化財研究所長）を任命	金沢城の竣工式挙行 青森地方裁判所八戸支部において名勝種差海岸における無許可現状変更（建物新築）にかかる過料罰則に関して審問、数日後逆反者が自立的に建物を撤去し原状に復旧す
五	文化財保護委員会委員矢代幸雄、ニューヨーク・ジュヤパンンサエティイ及びプリンストン大学の招へいにより学術交流及び文化財保護行政の視察のため欧米各国へ出張す 京都国立博物館長神田喜一郎、フランス学士院からジュリアン賞受賞	姫路城大天守の立柱式挙行 国立劇場の建設規模について設立準備協議会から答申 指定文化財総合目録、記念物・民俗資料・無形文化財追加一発行
六		秋田城跡第一次発掘調査 平城宮跡の発掘調査第一次五カ年計画、河井委員長の介入により着手
七		文化財情報（月刊）第一号発行 史跡東大寺旧境内ドライブウェイ路線変更について関係省庁、県市の打合せ開催
八	奈良国立文化財研究所長に藤田亮策（東京芸術大学教授）を任命	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
九		<p>台風八号により静岡、山梨、長野、群馬県下の文化財に被害</p> <p>近畿プロツク文化財担当者事務打合会を奈良にて開催</p> <p>参議院文教委員各地の文化財の現状を視察</p> <p>台風一五号(伊勢湾台風)により広範囲にわたり、文化財に被害</p> <p>旧加賀屋敷御守殿門(東大赤門)の修理着工</p> <p>第六回日本伝統工芸展、日本橋三越で開催</p> <p>第一〇回全国民俗芸能大会、日本青年館で開催</p> <p>皇太子殿下御結婚記念正倉院宝物展開催(東博)</p> <p>随唐の美術展開催(京博)</p> <p>第九回文化財指導者講習会開催(東京)</p> <p>表装修理技術者養成講習会開催(京博)</p> <p>第六回文化財保護強調週間実施</p> <p>文化財専門審議会第二分科会開催、文化財の指定等につき審議答申</p> <p>重要文化財目録第一三集発行</p>
一〇		
一一		
一二		
一三	<p>文化財保護委員会委員に河井弥八再任、委員長に互選される</p> <p>文化財保護委員会委員に矢代幸雄再任、委員長代理になる</p> <p>美術工芸課長木間順治、病氣のため休職(一年間)</p> <p>美術工芸課長に石沢正男(東京国立博物館学芸部美術課長)を任命</p>	

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
三五・一		
二		
三	<p>事務局長岡田孝平、私立学校振興会理事長に就任のため退官</p> <p>事務局長に清水康平(文部省体育局長)を任命</p> <p>事務局次長田中彰は文部省調査局長に転出</p> <p>事務局次長に関野房夫(文部省管理局振興課長)を任命</p> <p>沖繩に文化財調査団を派遣</p>	<p>醍醐寺五重塔解体工事完了</p> <p>アメリカで埴輪展開催</p> <p>第六回文化財防火デー実施</p> <p>松山城(高梁城)天守の修理竣工</p> <p>台風七号、一五号(伊勢湾台風)による建造物、記念物の災害復旧費補助金の予備費による支出一〇、〇三二、〇〇〇円閣議決定</p> <p>— 全国文化財保護行政主管課長会議開催</p> <p>文化財専門審議会総会・各分科会開催、文化財の指定等につき審議答申</p> <p>重要民俗資料樽床・八幡山村用具(広島)収蔵庫完成、同海洋民俗資料(山口)収蔵庫第一期工事成</p> <p>史跡珍敷塚古墳(福岡)と史跡田代太田古墳(佐賀)の石室壁画模写完成</p> <p>特別名勝松島における展望塔建設に不許可処分</p> <p>国宝図録(国内版)第六集発行</p> <p>新指定重要文化財目録第三集発行</p> <p>重要文化財目録一四集発行</p> <p>指定文化財総合目録、記念物・民俗資料・無形文化財篇追加二発行</p> <p>文化財要覧昭和三十五年版発行</p> <p>日本伝統工芸秀作展金沢で開催</p> <p>映画「日本の舞踊」カラー三五ミリ、二巻製作</p>

昭和年月	法令・機構・人事等	会議・事業・展覧・出版等
四	東京国立文化財研究所共同研究「醍醐寺五重塔の壁画」が昭和三十五年日本学士院恩賜賞受賞	醍醐寺五重塔の竣工式挙行 松島タワー不許可処分に対する異議申立に関し聴問会開催 第二回全国ブロック別民俗芸能大会開催きままる 重要無形文化財保持者認定書交付式を挙行 姫路城天守上棟 江戸城を史跡に指定 彦根城の修理竣工 天平地宝展開催(奈良博)
三五・五	美術工芸課長石沢正男病氣療養のため事務局付となる 美術工芸課長に松下滋章(美術工芸課絵画主査)を任命	チリ津波により蕪島(青森)ウミネコの卵等被害 彦根城天守・付櫓・多聞櫓解体工事完了 史跡・名勝江の島指定解除
六	京都国立博物館長神山喜一郎病氣のため退官	次田城跡第二次発掘調査
七	文化財保護委員会委員長河井弥八死去 無形文化課長佐藤薫は文部省調査局国際文化課長に転出 無形文化課長に内山正(文部省調査局国際文化課長補佐)を任命	都道府県教育委員会文化財専門委員研究協議会開催 都道府県文化財保護行政担当主任連絡協議会開催
八		全国巡回文化財映画会を全国八ブロックにおいて開始

文化財保護の歩み

昭和 35 年 11 月 1 日 発行

編集 文化財保護委員会
印刷 大蔵省印刷局